

豊島区教育ビジョン2019

— 豊島区教育振興基本計画（第Ⅱ期） —
（2019年～2024年）



令和元年9月

豊島区教育委員会

次代を拓く「教育都市としま」の高峰に挑む

2019（令和元）年9月
豊島区教育委員会

2019（令和元）年9月13日、豊島区教育ビジョン検討委員会の明石要一委員長より、豊島区教育ビジョン2019（「豊島区教育振興基本計画」第Ⅱ期、以下、本ビジョン）の答申を受け取りました。次代を拓く「教育都市としま」の高峰に挑む総合的かつ中期的指針が盛り込まれています。

本ビジョン策定の目的は、この10年間の「教育都市としま」の到達点に立って、さらに新時代の要請に応える教育改革と教育の質向上を目指すものであります。我が国の教育は大変革期を迎え、本区における教育の将来像と教育施策の在り方などの検討が急がれていたことから、一年前倒して諮問したものです。

本ビジョンには、まず、豊島区教育ビジョン2010・2015（豊島区教育振興基本計画（第Ⅰ期））から、多くの教育指針を継承し、今後の教育課題へと発展させています。

例えば、幼小中一貫教育連携プログラムを根幹に据えた「学びと育ちの連続性」の実現は、学びと授業のモデルチェンジを促す「主体的・対話的で深い学び」を実現させると言う具合に、時代が求める新たな教育課題の実現に繋げています。また、豊島区の教育が生み出した「がん教育」や「歯と口腔衛生の教育」など先進的な教育、インターナショナル・セーフスクール（ISS）活動の全校化やコミュニティ・スクール^{※1}（CS）などの重要課題も継承・発展させ、「教育都市としま」の揺るぎない土台を構築していく方向性が示しています。

一方で、本ビジョンは新たな社会変化に対応する中期的課題へのアプローチについても示されています。人生100年の生涯学習社会を教育の基盤としながら、AIの時代を逞しく生きる力^{※2}を育み、夢と志を引き出す教育の実現を目指しています。新しい時代のニーズに応える幼児教育のあり方、新たな道徳科や小学校英語科の実現、プログラミング教育など、学習指導要領の改訂で示された「社会に開かれた教育課程」への道筋を示しています。また、本区独自の課題として、子どもスキップや学校改築（豊島型スーパーリニューアル）のあり方などについて基本的な指針を示しています。

さて、本ビジョンが整い、いよいよアクションプランに沿って、次代を拓く「教育都市としま」の高峰に挑むスタートが切られます。「子供に学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を」を合い言葉に方向性を見定め、「豊島の子七か条」と「豊島教員ミニマム」の実践に磨きをかけてまいりたいと存じます。

本ビジョンの実現は、区民参加を旨としています。保護者や地域の皆様、そして学校や教育・福祉に関係する皆様のご理解とご協力による「チーム学校」、「オール豊島」の力で実現できるものと確信します。心から「教育都市としま」への参加と協働をお願いする次第です。

結びに、明石要一委員長をはじめ検討委員会、作業部会で大所高所から活発なご意見とご理解を賜りました全ての皆様に心よりお礼申し上げます。

目次

第1章 計画の策定について.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 新たな課題への対応.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の構成.....	3
5 計画期間.....	4
第2章 豊島区の教育をとりまく現状と課題.....	5
1 国や都の教育政策の動向.....	5
2 豊島区の現状と課題.....	8
3 子供の状況.....	11
4 豊島区教育ビジョン2015の振り返り.....	18
第3章 豊島区が目指す教育.....	23
1 「教育都市としま」のさらなる発展に向けて.....	23
2 教育目標と計画が目指す目標.....	25
3 7つの基本方針.....	26
第4章 施策・事業の展開.....	29
1 生きる力の土台となる就学前教育の充実 [基本方針1].....	29
2 確かな学力の育成 [基本方針2].....	36
3 豊かな心の育成 [基本方針3].....	48
4 健やかな体の育成 [基本方針4].....	52
5 一人一人を大切にする教育の推進 [基本方針5].....	55
6 教師力の向上と魅力ある学校づくり [基本方針6].....	63
7 家庭と地域の教育力の向上 [基本方針7].....	75
第5章 計画の推進に向けて.....	87
1 計画を推進するための体制強化.....	87
2 子供をとりまく地域応援ネットワーク.....	88
3 計画の進行管理.....	88

資料編 89

- 1 用語解説..... 89
- 2 豊島区教育ビジョン検討委員会での計画策定の経過 94
- 3 豊島区教育ビジョン検討委員会に関する条例及び規則 95
- 4 豊島区教育ビジョン検討委員会委員名簿..... 102
- 5 教育に関する事務の点検・評価..... 103



計画の策定について

1 計画策定の趣旨

豊島区教育委員会は、これまで、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、豊島区の実情に応じて策定した豊島区教育振興基本計画（豊島区教育ビジョン2010・2015）によって、計画的で系統的な事業展開を進めてきました。

豊島区教育ビジョン2019（以下「本ビジョン」）は今日的な教育課題、子供たちや学校教育の現状、家庭や地域社会の変化などを踏まえ、本区の実態に基づく教育のあり方や方向性を示したものです。本ビジョンの目指すべき方向性を区立学校の教職員が共有するとともに、区立学校の校長が実態に即した学校経営方針を作り、PDCAサイクルにより教育活動の充実を図ることを目的としています。

2 新たな課題への対応

教育は、社会が大きく変化しようとも時代を超えて変わらない価値である不易を大切にしつつ、一方で、社会の要請から新たに取り組む流行に迅速に対応していく必要があります。今回、対応すべき新たな課題が生じたことから、計画期間を1年間早めて本ビジョンを策定し、豊島区教育振興基本計画（第Ⅱ期）の前期6年間を構成するものとなりました。以下、新たな課題として主な4項目を記載します。

第一に、新幼稚園教育要領による幼児教育の改革及び小・中学校学習指導要領の移行期間であり、全面実施前に計画を策定する必要がありました。とりわけ、「特別の教科道徳^{※3}」を中心とした道徳教育の充実や小学校における外国語教科・外国語活動、プログラミング教育等を適切に実施することが新たに盛り込まれています。

第二は、この間の国の教育改革指針に対する先取の構えが必要であるということです。地方教育行政制度の改定により教育長の任期が4年から3年に変更になったこと、義務教育学校等の小中一貫教育の在り方、認定こども園の促進、学校の働き方改革等、今後の対応と具体化が求められていることです。

第三は、国のいじめ防止対策に関する規程等の改正に伴う豊島区いじめ防止対策推進条例の検証及び見直しと、新たないじめ問題への対応が急がれていることです。

第四は、本区固有の課題として、放課後対策事業の強化を目指す子どもスキップ事業等が、区長部局から教育委員会へ移管したため子どもスキップ事業を本計画に位置付け、反映させる必要が生じていることです。

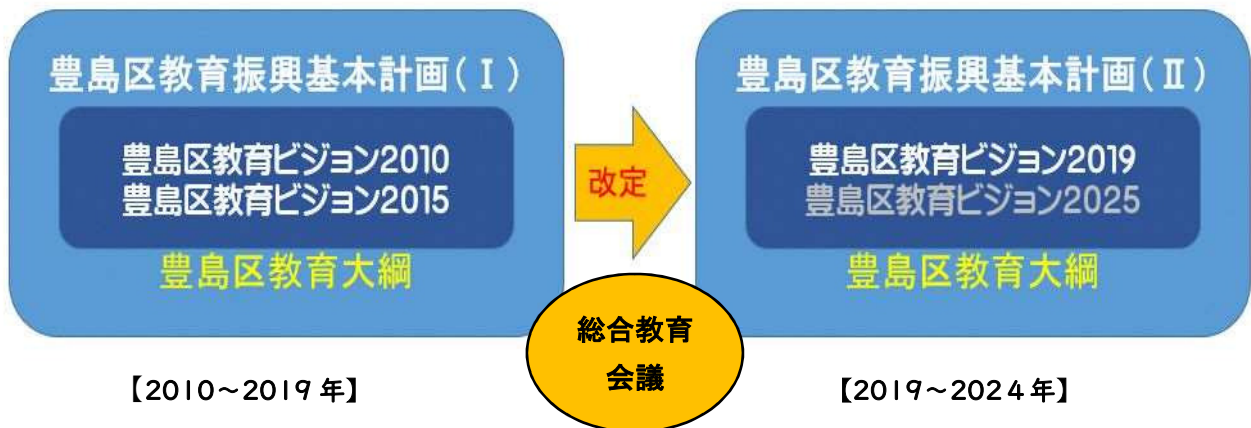
3 計画の位置付け

本ビジョンは、前回作成した「豊島区教育ビジョン 2015」と同様に、豊島区基本計画の「子どもを共に育むまち」分野の施策推進に関する計画という位置付けをもち、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、「豊島区子どもプラン」や「豊島区子ども・若者計画」をはじめ、関連分野別計画と相互関連・連携しながら教育の総合的な計画として推進していきます。

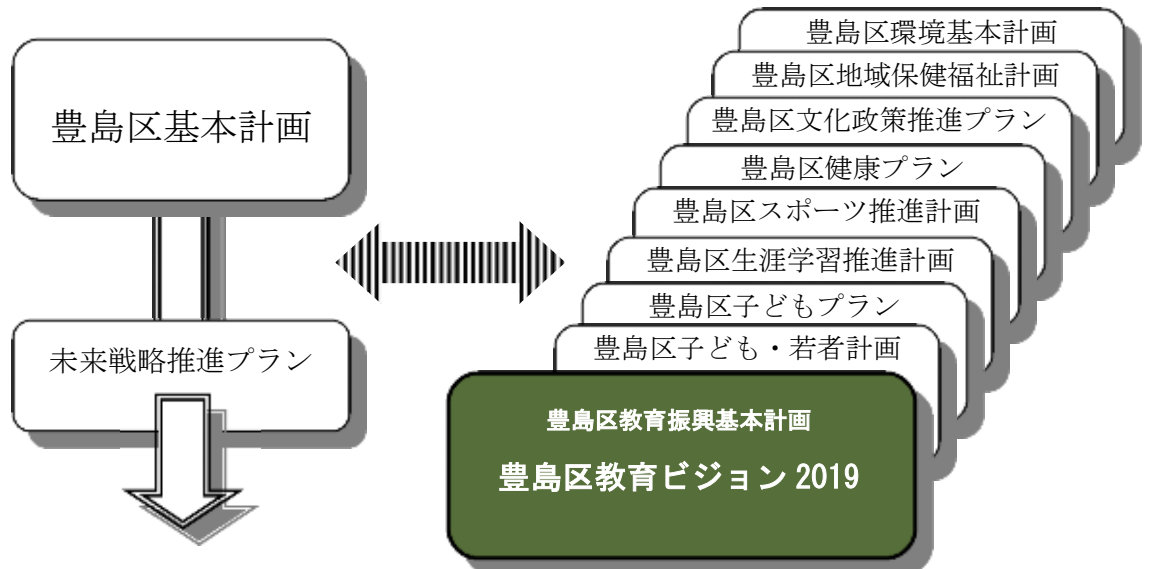
本ビジョンは、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として「豊島区教育振興基本計画」に位置付けられ、豊島区における教育目標及び取り組むべき施策の基本的な方向性と主な施策を示すものとなっています。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(平成27年4月1日施行)に伴い、区長が定めることとされた教育大綱について、豊島区では総合教育会議において、教育委員会と共に協議・調整・連携を尽くしたうえで、「豊島区教育振興基本計画」を豊島区の教育に関する総合的な施策の大綱「豊島区教育大綱」として定めています。

図表1 計画体系の位置付け



図表2 豊島区基本計画と豊島区教育ビジョン2019及び他の分野別計画

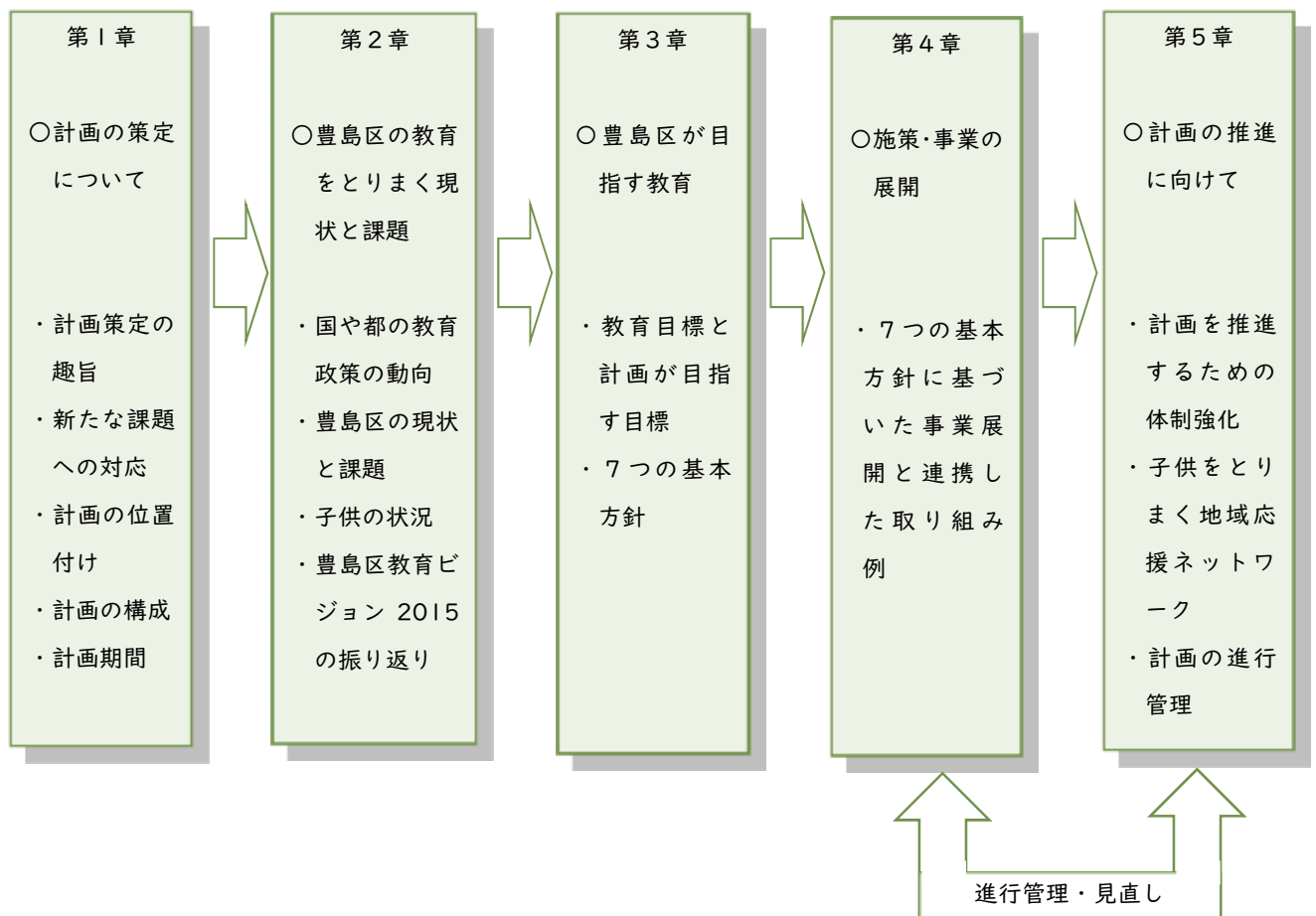


4 計画の構成

本ビジョンは、第1章で「計画の策定について」、第2章「豊島区の教育をとりまく現状と課題」では、豊島区教育ビジョン2015の成果と豊島の教育をとりまく現状と課題を記載しました。第3章は、「豊島区が目指す教育」について、豊島区教育委員会の教育目標と、「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」を育てたい子ども像として計画目標に据え、7つの基本方針を掲げました。第4章は、7つの基本方針に基づき「施策・事業の展開」として具体的な事業を記載しました。また、子供の健全やかな成長のためには教育委員会と子供福祉分野等が緊密に連携のもと重層的な対応が必要であることから、各項目に関連する主な事業を掲載しています。

なお、「生きる力^{※2}の土台となる就学前教育の充実〔基本方針1〕」は、平成30年3月に策定した幼児教育・保育全体のあり方を検討した「豊島区の幼児教育のあり方検討委員会最終報告書」に基づいた記載としています。第5章では、「計画の推進に向けて」の中で推進体制の強化と進行管理についての決意を表明しています。

図表3 計画の構成



5 計画期間

本ビジョンの計画期間は、2019（令和元）年度から2024（令和6）年度までの6年間とします。

図表4 豊島区教育ビジョン2019の計画期間

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 令和元 2019	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
計画	豊島区基本計画													豊島区基本計画						
画	豊島区教育ビジョン																			
	見直し			豊島区教育振興基本計画 豊島区教育ビジョン2010/2015											大改定					
																		豊島区教育振興基本計画 豊島区教育ビジョン2019		
教育関係年譜(国)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成18年12月 教育基本法改正 ●平成20年7月 国の教育振興基本計画 閣議決定 ●平成20年3月 幼稚園教育要領 小・中学校学習指導要領告示 ●平成21年4月 幼稚園全面实施 ●平成23年4月 小学校全面实施 ●平成24年4月 中学校全面实施 ●平成28年12月 中央教育審議会答申「新教育課程について」 ●平成29年3月 新学習指導要領告示 ●平成30年4月 新学習指導要領先行実施 ●平成25年9月 いじめ防止対策推進法施行 ●平成27年4月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行 ●平成28年4月施行 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ●平成28年6月 児童福祉法等の一部を改正する法律（児童虐待の発生予防から自立までの対策等） 																			
(豊島区)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成18年3月 豊島区子どもの権利に関する条例 ●平成22年12月 豊島区がん対策推進条例 ●平成25年4月 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例 ●平成26年10月 豊島区いじめ防止対策推進条例 ●平成30年2月 多様な性自認・性的指向に関する対応指針 ●令和元年9月 豊島区いじめ防止対策推進条例改正予定 																			



豊島区の教育をとりまく現状と課題

Ⅰ 国や都の教育政策の動向

(Ⅰ) 国の動向

文部科学省は平成 29 年 3 月、大改訂となる幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を告示しました。令和 3 年 4 月からは完全実施となることから、教育政策の根幹としての位置づけが幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の総則編でなされています。

今回は中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月 21 日）を踏まえ、改訂の基本方針を 5 点示しています。（7P 図表 5 参照）

① 今回の改訂の基本的な考え方（概要）

- ア 子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成 20 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること
- ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

② 育成を目指す資質・能力の明確化（三つの柱の概要）

- ア 何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能の習得」）
- イ 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
- ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進（概要）

- ア これまで地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと
- イ 「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めること
- ウ 学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること
- エ 単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で、実現を図っていくものであること
- オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること
- カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること

④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメント^{※4}の推進（概要）

特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（含む情報モラル^{※5}）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められています。

⑤ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取り扱いの充実を図ったとしています。

平成30年6月に文部科学省は「第3期教育振興基本計画」を策定しました。この中では、少子高齢化や急速な技術革新、グローバル化の進展などが課題とされ、個人においては「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要であると謳われています。

そして「今後の教育政策に関する基本的な方針」を次の5つに整理しています。

- ア 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- イ 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ウ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- エ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- オ 教育政策推進のための基盤を整備する

図表5 中央教育審議会答申を踏まえた改訂の基本方針



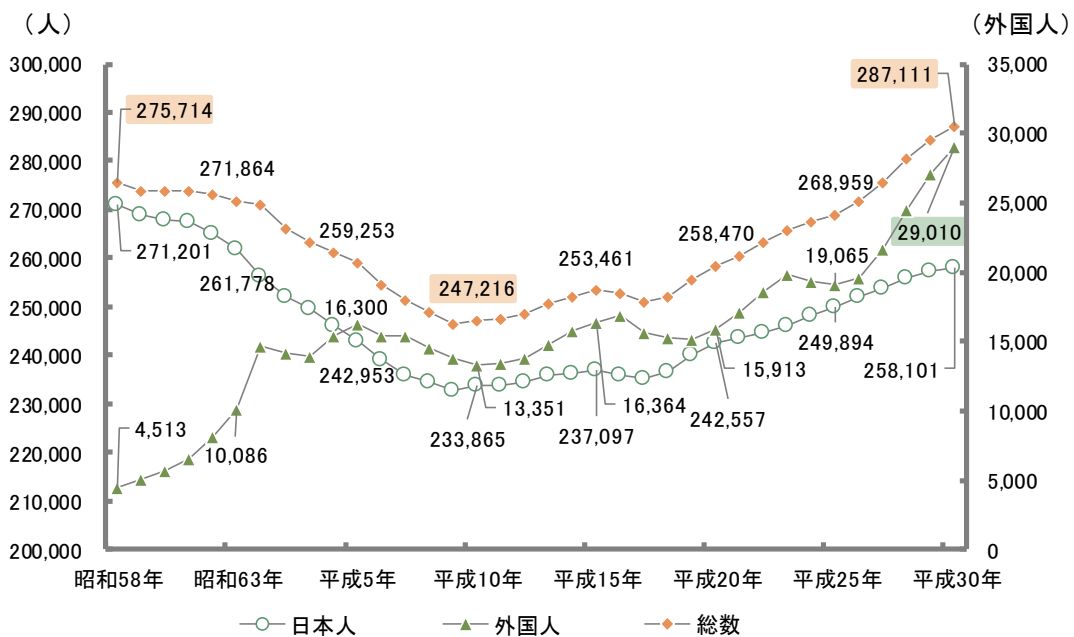
2 豊島区の現状と課題

(1) 人口の推移

豊島区の総人口の推移をみると、1983年（昭和58年）の人口は、275,714人です。その後は、人口や経済機能の東京への一極集中が進行し、都心部の地価が急騰する中で、人々が住宅を郊外に求めた結果、都心部の人口は減少し、豊島区においても1997年（平成9年）に247,216人まで減少しました。しかしながら、バブル崩壊による地価下落等により、人々は都心部に住宅を求めるようになり、その動きにあわせた分譲マンションの大量供給が、いわゆる都心回帰を促し、豊島区の人口も増加に転じることとなりました。その傾向は現在も続いており、2018年（平成30年）1月1日現在、287,111人となり、7月には29万人を超えたところです。

また、近年の人口の増加においては外国人人口の増加の割合も顕著になっており、2018年（平成30年）現在、29,010人と総人口の1割を占めています。

図表6 豊島区の人口の推移



出典：住民基本台帳および外国人登録による人口（各年1月1日現在）

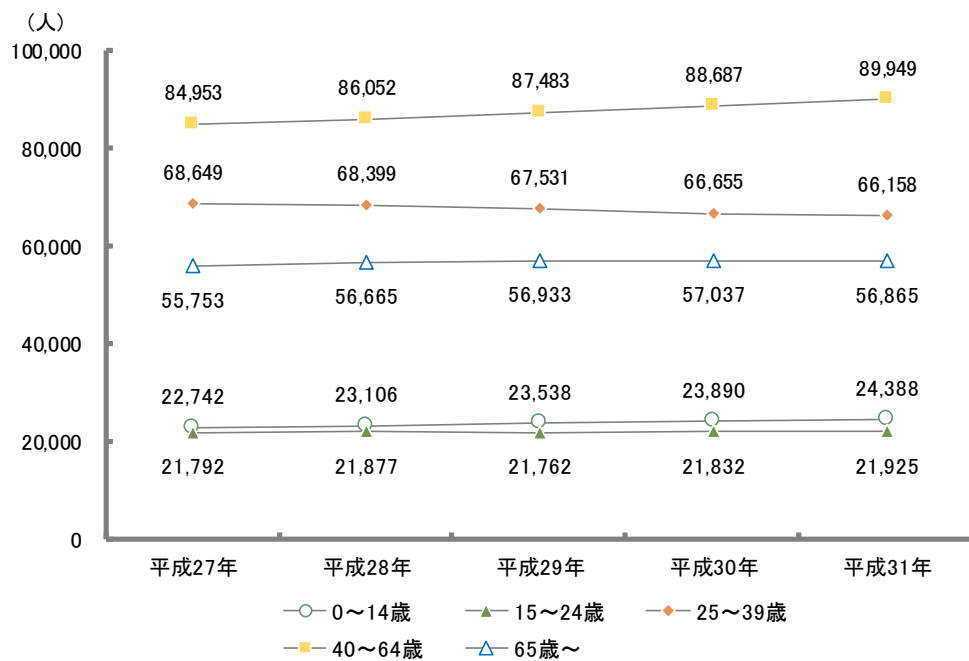
(2) 年齢5区分別人口（日本人）

豊島区の年齢5区分別人口をみると、25～39歳人口を除き増加しており、特に0～14歳の人口は、2015年（平成27年）においては22,742人でしたが、2019年（平成31年）1月1日現在、24,388人と1.07倍となっています。

豊島区は、平成26年に23区で唯一「消滅可能性都市^{※6}」と指摘されましたが、「女性にやさしい街づくり」として子育て施策に力を入れてきた結果が、3年連続の保育所待機児童ゼロが見込まれることや人口にも表れたものといえます。

今年、平成31年初めには「消滅可能性都市^{※6}」からの脱却を宣言しています。

図表7 豊島区の年齢5区分別人口の推移



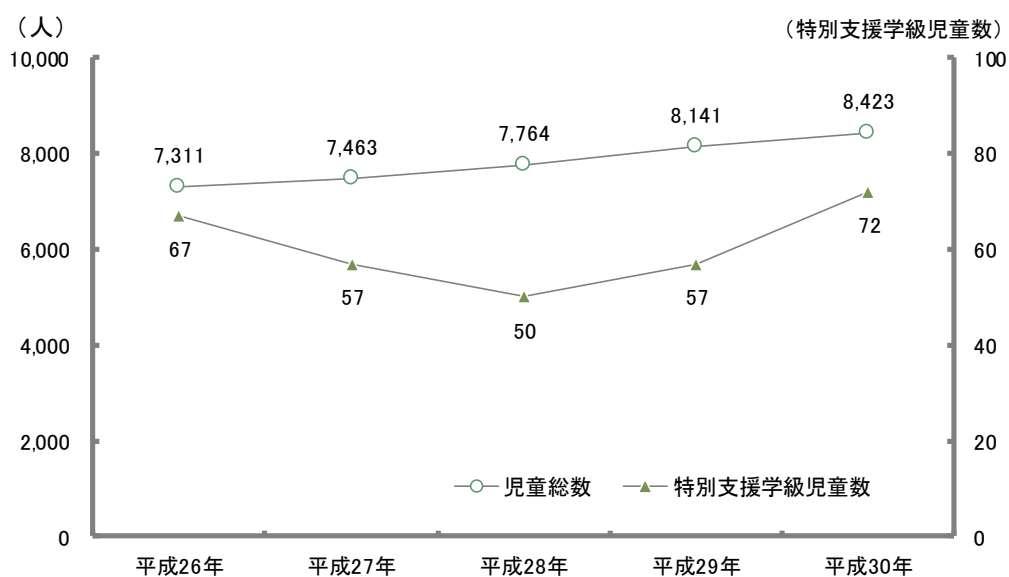
出典：住民基本台帳（日本人）による人口（各年1月1日現在）

(3) 区立小・中学校と特別支援学級の児童・生徒数の推移

区立小学校児童数は、2014年度（平成26年度）においては7,311人でしたが、2018年度（平成30年度）現在、8,423人と1.15倍となっています。特別支援学級の児童数は、2016年度（平成28年度）以降、増加傾向となっており、2018年度（平成30年度）現在、72人となっています。

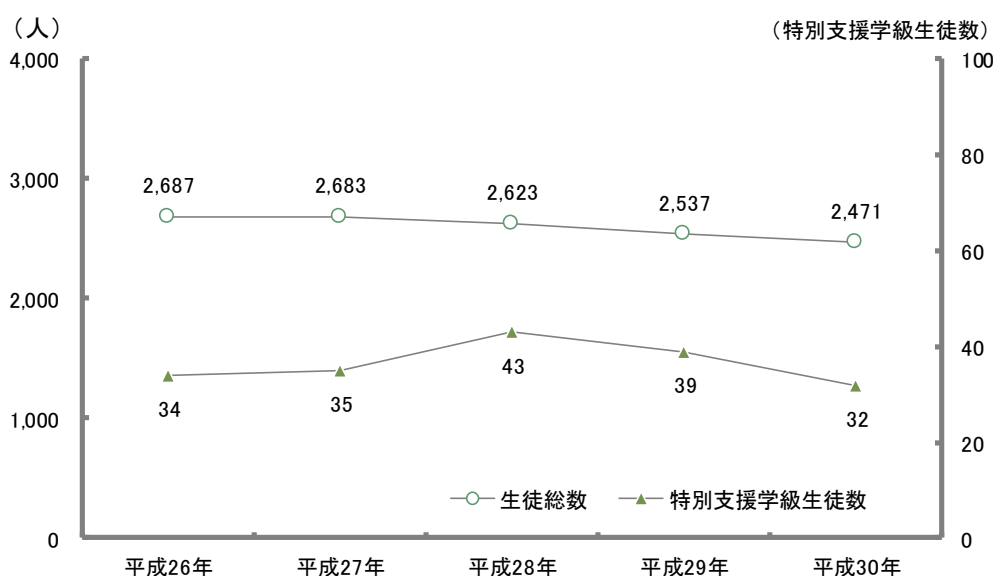
区立中学校生徒数は、私立中学校への進学率も影響し、2014年度（平成26年度）以降、若干の減少傾向となっています。

図表8 豊島区の公立小学校児童数と特別支援学級児童数の推移



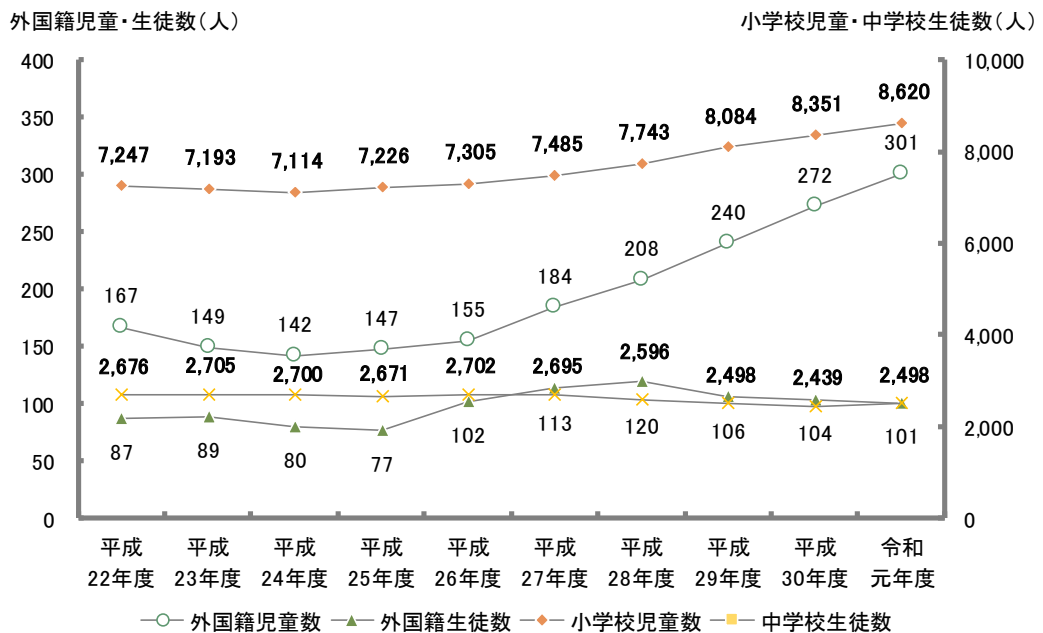
出典：平成30年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧

図表9 豊島区の公立中学校生徒数と特別支援学級生徒数の推移



出典：平成30年度公立学校統計調査報告書 東京都公立学校一覧

図表 10 豊島区の公立小・中学校の児童・生徒数（全体と外国籍児童・生徒）



出典：学務課資料

3 子供の状況

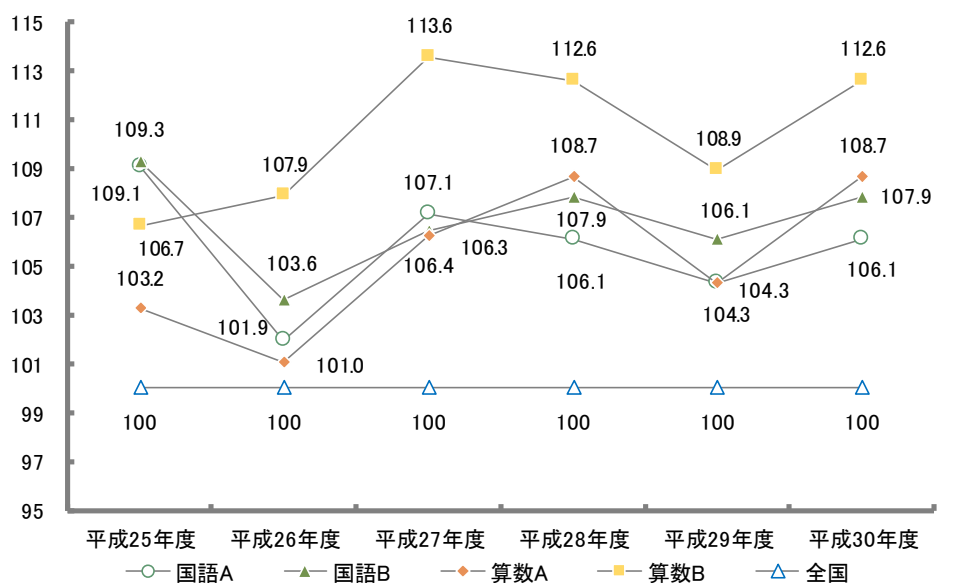
(1) 学力調査の状況

文部科学省が、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施した「全国学力・学習状況調査」では、豊島区の小学校・中学校ともに、平成25年度以降、全国平均正答率を上回っており、かつ微増ではあるものの年々上昇し続け、その状況を概ね維持しています。

他方、「豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」や東京都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」においては、平均値を境に二極化の傾向にあり、児童・生徒の一人一人の習熟度には、依然として差があることが明らかになりました。

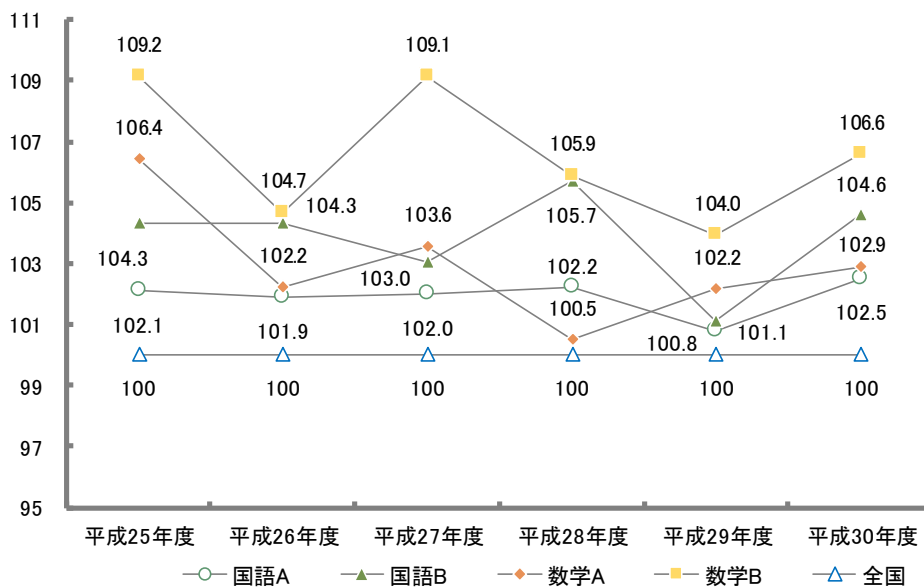
このような現状を踏まえ、全ての児童・生徒に基礎・基本を確実に習得させるため、学校における授業の一層の工夫・改善を図るとともに、放課後や家庭などの授業以外の場における学習支援を充実させることも重要です。

図表 11 全国の平均正答率を 100 とした時の豊島区の得点の推移【小学校】



出典：全国学力・学習状況調査（各年度）

図表 12 全国の平均正答率を 100 とした時の豊島区の得点の推移【中学校】



出典：全国学力・学習状況調査（各年度）

(2) 体力調査の状況

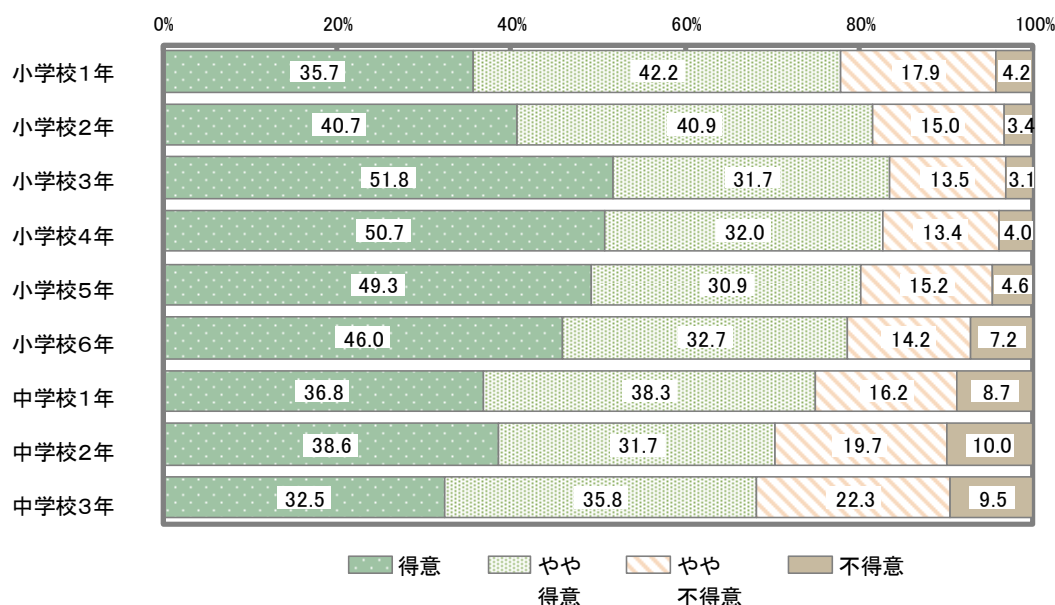
児童・生徒の体力については、全国的に低下傾向にあり、児童・生徒の日常生活の活動にも影響を及ぼすことが懸念されています。

「東京都体力・運動能力、運動習慣調査等調査」の結果によると、豊島区の児童・生徒の状況は、体育の授業以外で運動をしない、たまにしか運動をしない児童・生徒の割合は、男子は小学校6年生で約15%、中学校3年生で約20.5%、女子は、小学校6年生で約28%、中学校3年生は約32%と学年が進行するにつれて増加する傾向にあります。

一方、運動に対し、「不得意」、「やや不得意」と回答するなど、運動やスポーツに苦手意識をもつ児童・生徒も小学校6年生男子は約21%、女子は38%、中学校3年生では男子の約32%、女子の約40%と学年が進行するにつれて、増加の傾向にあります。また、本区の中学校における運動部活動の加入率は約54%となっています。

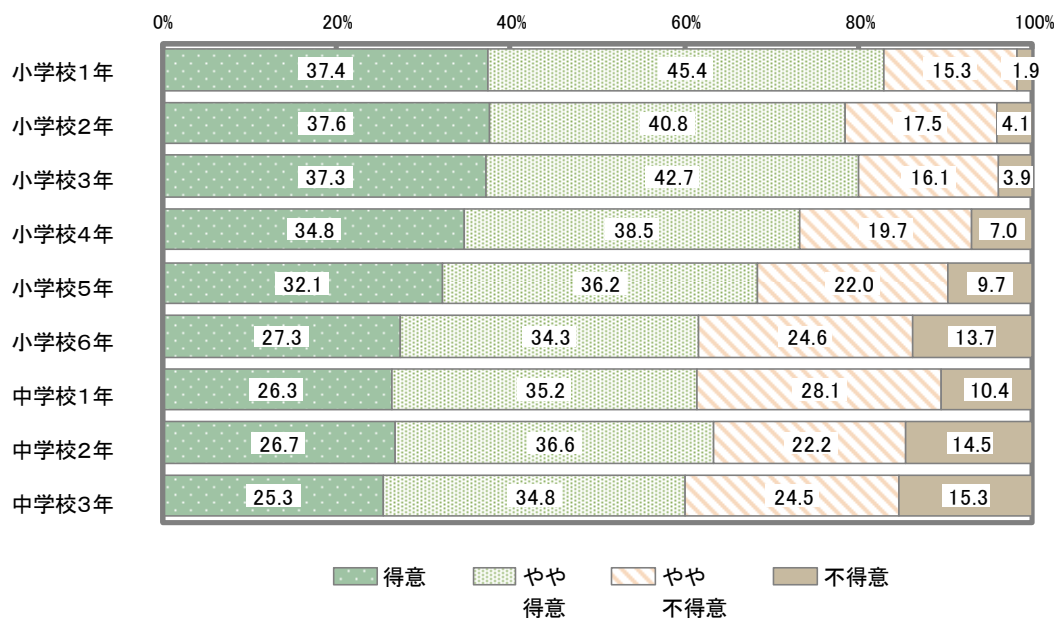
運動に親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全ての児童・生徒の運動への興味関心を高め、運動への苦手意識をなくし、基礎的な体力の向上を図ることが必要です。

図表 13 運動やスポーツをすることは得意ですか【男子】



出典：平成30年度 東京都体力・運動能力、運動習慣調査等調査

図表 14 運動やスポーツをすることは得意ですか【女子】



出典：平成 30 年度 東京都体力・運動能力、運動習慣調査等調査

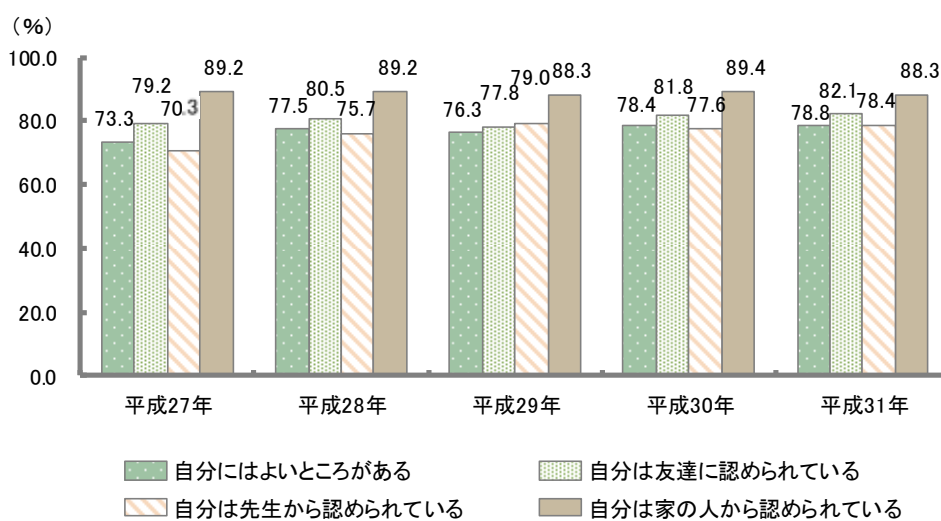
(3) 区立小・中学校におけるいじめや不登校の未然防止と発生状況

区立小・中学校におけるいじめの発生状況や不登校の児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。豊島区では、いじめ防止や不登校対策として、未然防止に力を入れて取り組んでいます。

いじめについては、誰もがいじめに巻き込まれて被害者にも加害者にもなりうる、どんなクラスでもいじめは起こりうるということを認識し、いじめ実態調査や心理検査^{*7}等を活用して児童・生徒の状況を丁寧に看取る取り組みを行っています。さらに、からかいや小さいやがらせ、好意から行われた言動等を含め、早期発見・早期対応の取り組みに力を入れています。そして、平成26年度に作成した「豊島区いじめ防止対策推進条例」を改正し、いじめ撲滅に向けて、更なる取り組みを進めます。

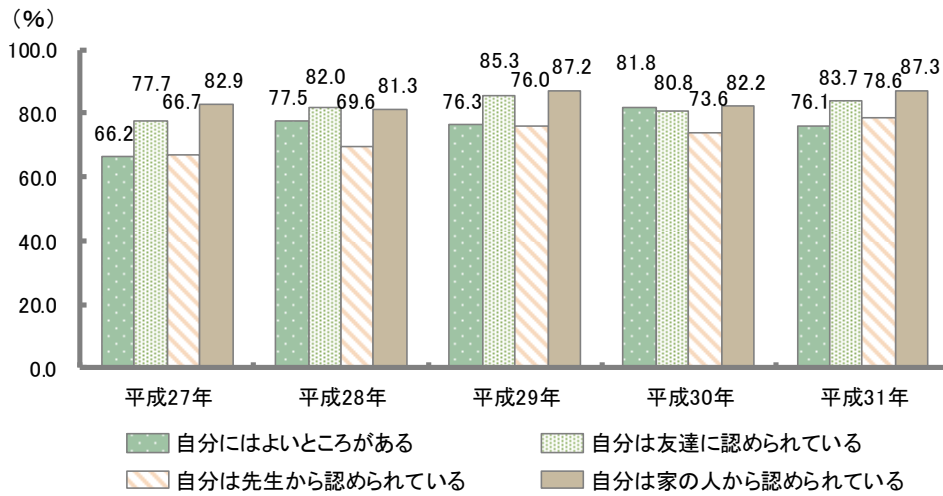
不登校の児童・生徒については、学習面での課題を抱えていたり、周囲からの冷やかしかからかい、悪口、嫌なことを言われてしまい、自分の居場所が見つからずに疎外された孤立感を「生きづらさ」と感じていたりします。このような状況が続いてしまうと、ひきこもり状態となり、改善に時間を要します。不登校の未然防止として、まず取り組むべきことは、日々の学校生活を充実させ、全ての児童・生徒が登校することを楽しいと感じさせることです。どの児童・生徒も落ち着ける場所をつくる取り組み（居場所づくり）、全ての児童・生徒が活躍できる場面をつくる取り組み（絆づくりのための場づくり）を行っています。1日、2日、児童・生徒が学校を休んだだけでも、不登校の予兆であるにとらえ、初期の段階で児童・生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うことが重要であるという認識をもって指導に当たっています。

図表 15 児童の自己肯定感、自己有用感の推移【小学校】



出典:豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査における意識調査(6年生・各年度)

図表 16 児童の自己肯定感、自己有用感の推移【中学校】

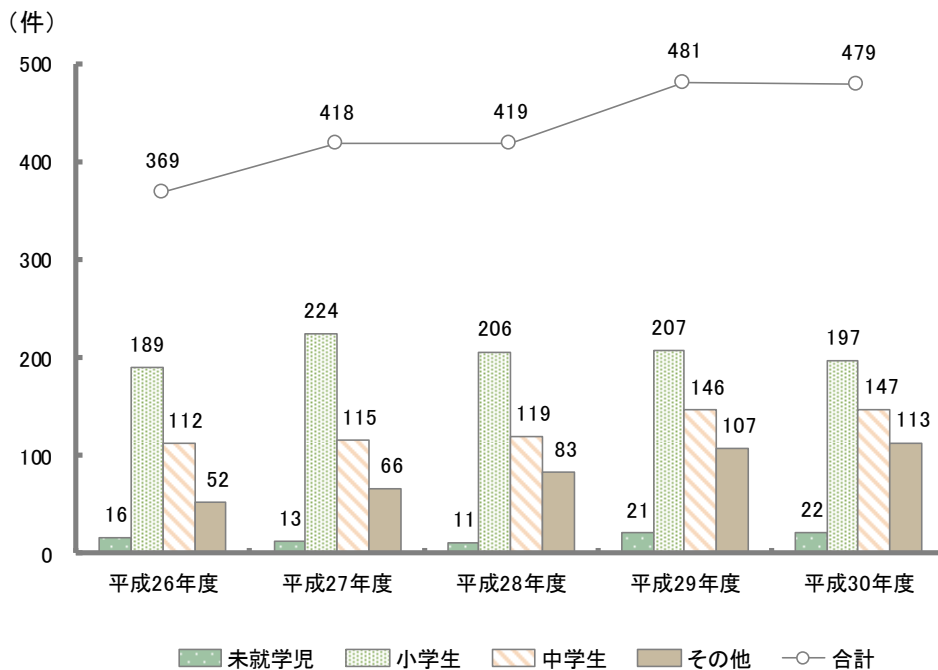


出典:豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査における意識調査(3年生・各年度)

(4) 豊島区教育センターにおける相談事業等の推移

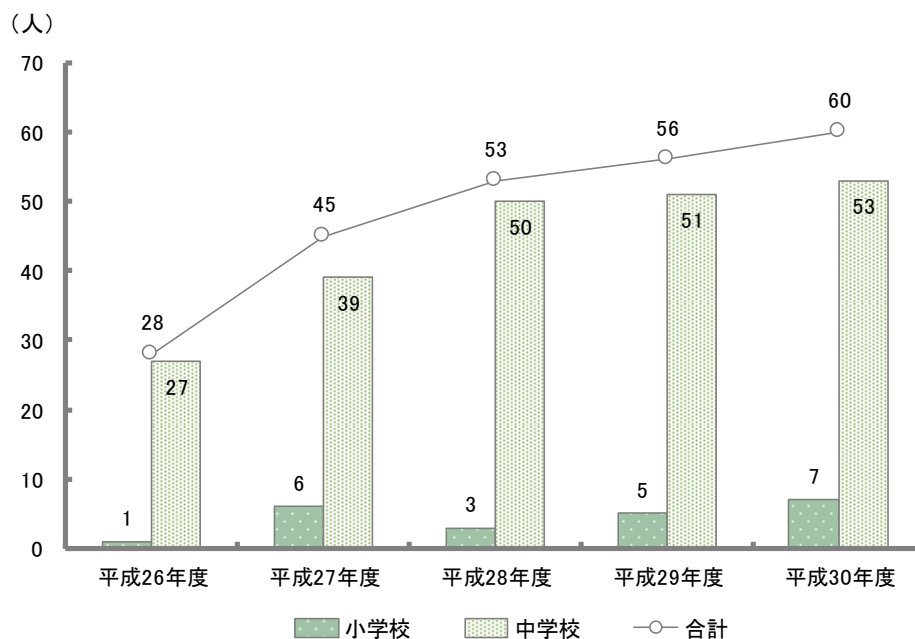
子供の成長発達に伴って生じる様々な問題や悩みについて助言する「教育相談」のほか、不登校児童・生徒のための「適応指導教室」への入級児童・生徒数、児童・生徒の福祉に関する支援を行う「スクールソーシャルワーカー^{※8}」の活用数など、年々相談事業の活用は増加しています。

図表 17 「教育相談」来所相談件数の推移



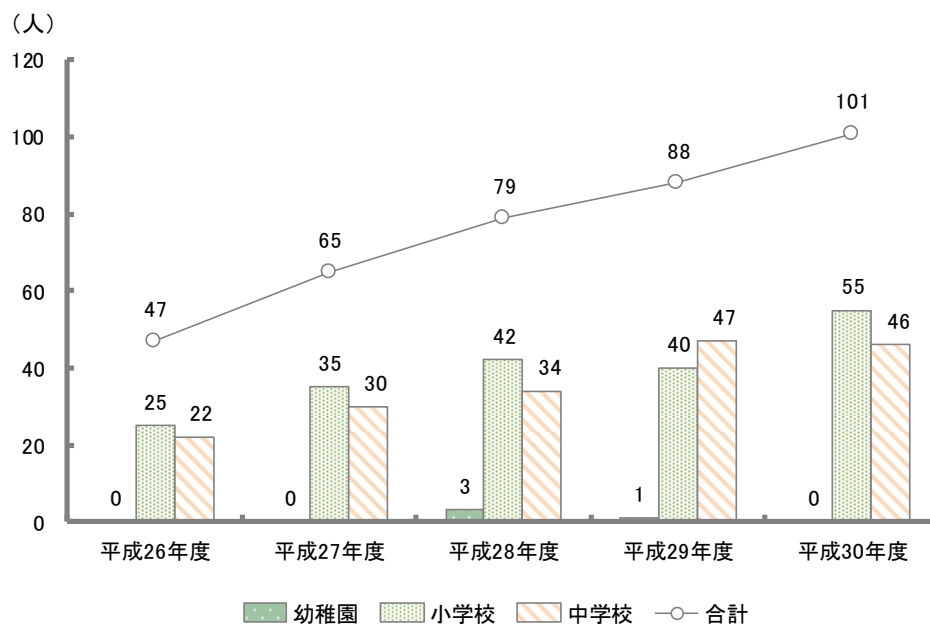
出典：豊島区教育センター資料

図表 18 「適応指導教室」入級児童・生徒数の推移



出典：豊島区教育センター資料

図表 19 「スクールソーシャルワーカー※8活用事業」申請・支援者人数の推移



出典：豊島区教育センター資料

4 豊島区教育ビジョン 2015 の振り返り

(1) 豊島区教育ビジョン2015の取り組み

「豊島区教育ビジョン 2015」は、「豊島区教育ビジョン 2010」における実施状況を踏まえ、6つの施策と14の事業体系を組み立て、様々な教育課題に取り組んできました。

「豊島区教育ビジョン 2015」に基づいた、小中一貫教育、能代市との教育連携、豊島ふるさと学習プログラム^{※9}、歯と口腔の健康づくり、がんに関する教育、学校ICT^{※10}の推進、学習情報センター^{※11}の整備、学校図書館司書の充実、小・中学校補習支援チューター事業などは、子供たちに学びがい、教師に教えがいを感じさせるものです。これらの環境整備は、着実に成果として実を結びはじめています。

また、この間、次のような法整備や様々な取り組みが進められてきました。

- ・平成 27 年 4 月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新教育制度の開始
- ・ 同年 4 月 全国で初めての総合教育会議の開催
- ・ 同年 5 月 屋上庭園「豊島の森^{※12}」を活用した都市型環境教育の実施
- ・平成 28 年 2 月 インターナショナルセーフスクールサミット in 豊島の開催
- ・ 同年 4 月 区立小学校特別支援教室の巡回指導開始
- ・ 同年 11 月 インターナショナルセーフスクール認証取得
- ・平成 29 年 4 月 こどもスキップ事業を区長部局から教育委員会へ移管
- ・平成 30 年 1 月 全学校のトイレ改修完了
- ・ 同年 10 月 「いのちの森」「学校の森」10万本達成
- ・平成 31 年 3 月 「豊島区学校における働き方改革推進プラン」策定
- ・ 同年 4 月 区立中学校特別支援教室の巡回指導開始
- ・ 同年 4 月～ 年度内に全校の体育館冷暖房を実施予定

「豊島区教育ビジョン 2015」を振り返り、着実に成果がでている事業については、本ビジョンにおいても継承します。一方、成果が見られない事業については検証し、内容を改善するとともに、豊島区の教育をとりまく動向などから新たな課題である取り組みについて、本ビジョンに盛り込むものとします。

(2) 教育に関する事務の点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、平成 20 年度から教育に関する事務の点検・評価（以下「点検・評価」という。）を実施してきました。効率性や有効性の視点に基づく外部有識者による客観的かつ公正な点検・評価は、

「豊島区教育ビジョン 2010」及び「豊島区教育ビジョン 2015」の施策推進に際し、PDCA サイクルの観点からも重要な役割を担っています。

「点検・評価」を行った事業の評価結果は次のとおりです。

図表 20 教育に関する事務の点検・評価一覧

【評価結果欄：A：高い B：適正 C：低い】

年度	点検・評価事業	評価結果	
		効率性	有効性
平成 27 年度	インターナショナルセーフスクール	A	A
	学校図書館司書の活用	A	A
	読書環境の整備	A	A
	区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実	A	A
	幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発	A	B
平成 28 年度	小学校外国語活動の充実	A	A
	不登校対策（SSW事業の充実）	A	A
	通学路における防犯カメラ	B	A
	放課後子ども教室事業	A	A
平成 29 年度	ICT 機器整備（学習及び校務支援システム※13）の推進と活用状況	A	B
	特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級（固定学級）の設置	A	A
	学校給食の状況と今後のあり方	A	A
	教育支援員等の配置と活用状況	A	B
平成 30 年度	児童・生徒の推移と隣接校選択制について	A	B
	学校開放事業について	A	A
	日本語初期指導事業（通訳派遣）	A	A
	豊島ふくろう・みみずく資料館※14の活用	B	A
	秋田県能代市との教育連携	A	A

※評価に関する詳細は、「資料編」をご参照ください。

出典：平成 27 年度～平成 30 年度 教育に関する事務の点検・評価報告書

(3) 施策の成果指標

「豊島区教育ビジョン 2015」では、施策の成果を測ることを目的として、施策ごとに成果指標を設定していました。目標年度は平成 31 年度（5 年目）としていましたが、現在の達成状況は次のとおりです。（平成 30 年度及び平成 31 年度のアンケート結果より）

指標 1 「確かな学力」の育成について

- ① 「区独自の学力調査」の各教科の学習状況について、「おおむね満足」と評価できる児童・生徒の割合が 70%以上となることを目指す。

結果 小学 6 年生：78.1% 中学 3 年生：71.4%

※平成 31 年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
苦手な教科の勉強もいっしょうけんめいにする。「とてもあてはまる」「だいたいあてはまる」の合計

- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「もっと勉強して、いろいろなことを知りたいと思う。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が 70%以上となることを目指す。

結果 小学 6 年生：80.1% 中学 3 年生：79.8%

※平成 31 年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
もっと勉強して、いろいろなことを知りたいと思う。「とてもそう思う」「少しそう思う」の合計

指標 2 「豊かな人間性」の育成について

- ① 各小・中学校が実施する児童・生徒アンケートにおいて、「学校生活は楽しい・充実している。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が 75%以上となることを目指す。

結果 小学 6 年生：89.9% 中学 3 年生：85.8%

※平成 31 年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
学校へ行くのは楽しい。「とてもそう思う」「少しそう思う」の合計

- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「人の役に立つことを、自分から進んでする。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が 80%以上となることを目指す。

結果 小学 6 年生：77.9% 中学 3 年生：73.1%

※平成 31 年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査
人の役に立つことを、自分から進んですることがある。「よくある」「ときどきある」の合計

指標3 「健やかな心と体」の育成について

- ① 「区立小・中学校児童・生徒の体力・運動能力調査」で、全ての種目（8種目）で都の平均を上回ることを目指す。

結果	小学6年生（男子）：6種目	中学3年生（男子）：6種目
	小学6年生（女子）：5種目	中学3年生（女子）：6種目
※平成30年度体カテスト 東京都平均との比較		

- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨という項目に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が90%以上となることを目指す。

結果	小学6年生(早寝)	：60.6%	中学3年生(早寝)	：52.5%
	小学6年生(早起き)	：83.3%	中学3年生(早起き)	：84.5%
	小学6年生(朝ごはん)	：92.9%	中学3年生(朝ごはん)	：91.8%
※平成31年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査 (早寝) 夜は時刻をきめてねている。「とてもあてはまる」「だいたいあてはまる」の合計 (早起き) 朝は時刻をきめておきている。「とてもあてはまる」「だいたいあてはまる」の合計 (朝ごはん) 学校に行く前に朝ごはんを食べている。「いつも食べている」「だいたい食べている」の合計				

指標4 教師力^{※15}の向上と教育環境の整備について

- ① 「区独自の学力調査」の意識調査において、「学校の授業はよくわかる。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が70%以上となることを目指す。

結果	小学6年生：92.8%	中学3年生：89.0%
※平成31年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査 学校の授業はよく分かる。「とてもあてはまる」「だいたいあてはまる」の合計		

- ② 文部科学省の児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における不登校出現率について、小学校0.2%以下、中学校2%以下となることを目指す。

結果	小学6年生：0.62%	中学3年生：4.37%
※平成30年度児童・生徒の問題行動等の生徒指導上の3者問題に関する調査 長期欠席の状況調査、不登校児童・生徒の割合		

指標5 地域に信頼される教育について

- 各小・中学校が実施する保護者アンケートで、学校の教育活動に「大変満足している」「満足している」と回答する保護者の割合が70%以上となることを目指す。

結果 小学2年生及び5年生保護者：91.6%
中学3年生保護者：85.8%

※豊島区教育ビジョン2019策定に係るアンケート

現在お子様が通学している小学校・中学校に満足していますか。「大いに満足している」「ある程度満足している」の合計

指標6 未来を切り拓くとしまの子の育成

- 区立幼稚園が実施する保護者アンケートにおいて、「幼稚園の教育に満足している。」という質問に肯定的な回答をする保護者の割合が70%以上になることを目指す。

結果 肯定的な保護者：94.9%

※平成30年度幼稚園教育に関するアンケート

幼稚園は、教育目標の達成に向けて教育方針をたて、教育活動を行っていますか。「よく当てはまる」「当てはまる」の合計



豊島区が目指す教育

1 「教育都市としま」のさらなる発展に向けて

本ビジョンの目標を、『過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子』としました。これは、先人の足跡や知恵を物語る歴史や文化に学んで、生きる時代の課題に向かい合い、協働して夢と志を抱き、新しい時代を切り拓く豊島の子の育成とその発展を目指すものです。教育に対する豊島区民の総意として、本ビジョンを実現するために、「豊島区基本計画」及び実施計画である「未来戦略プラン」の教育分野として、実施計画の理念と教育課題及び各分野別実施施策を位置づけ、年度ごとに PDCA サイクルで評価を加え、改善の意図をもって発展させていきます。

歴代の「豊島区教育ビジョン 2010」（平成 22 年 3 月）及び「豊島区教育ビジョン 2015」（平成 27 年 3 月）では、従前から使われてきた「教育豊島」という用語を改めて、「教育都市としま」として理念を明確にしてきました。

教育は意図的、系統的、計画的な営みです。歴代の豊島区教育ビジョンの事業計画を豊島区総合教育会議で年度ごとに「豊島区教育大綱」としてまとめ上げ、これまで着実な成果を上げてきました。小・中学校の学校改築をはじめトイレの全校洋式温便座化、小・中学校体育館等冷暖房化といった施策をはじめ、がん教育、歯と口腔衛生の教育、インターナショナルセーフスクール（ISS）、学力向上策や能代市との教育連携など、先駆的、独創的な評価を得ることがありました。一方で、いじめ問題や幼児教育の改善など、倦まず弛まず問題解決を要する継続的事案や新時代に対応すべき新たな事案もあります。新教育ビジョンの策定に当たり、中・長期のマネジメントを踏まえたうえ「教育都市としま」の概念を豊島区教育振興基本計画（第Ⅱ期）及び本ビジョンの基本構想や計画の体系に位置づけて、さらなる実現に努めていきます。

図表 21 歴代の教育ビジョンと「教育都市としま」

<p>「豊島区教育ビジョン 2010」 （平成 22 年 3 月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従前の「教育豊島」は教育の先進性を意味した。しかし、時代や教育の到達状況と乖離 ○「教育都市としま」と概念を規定。公立私立の学校教育発祥の地としての歴史と伝統、公立私立の学校が多く集まり多様な選択肢を備えた教育都市と規定 ○小学校教育研究会「教育豊島」から「教育都市としま」に規定を改正（2010（平成 22）年）
---	--

「豊島区教育ビジョン 2015」 (平成 27 年 3 月)	○「豊島区教育ビジョン 2010」の概念規定を継承。
「豊島区教育ビジョン 2019」 (令和元年 9 月)	○公立・私立の学校教育発祥の地としての歴史と伝統を継承しつつ、「教育都市としま」の特色として、計画の実施に生かす。 ○多くの教育機関の立地により多様な選択肢を有する教育都市の特色を備える「教育都市としま」の新たな理念、事業の充実を目指す。

「教育都市としま」の理念は、明治、大正、昭和、平成の時代を経て、公立・私立の学校教育発祥の地としての歴史と伝統を継承し、今後とも教育都市としまの特色として、計画の実施に生かしていきます。

さらに、近年、国際アートカルチャー都市、副都心としての立地、交通機能の利便性などに支えられて、幼児教育から専門教育・大学教育まで多くの教育機関が立地し多様な選択肢を備えた教育都市の特色を備えています。「教育都市としま」の新たな理念として、関係者と共に連携し、事業の充実を目指していきます。

この教育都市に生まれ、育ち、学ぶ子供たちは、主体的・対話的で深い学びを通して生きる力^{*2}（資質・能力）を習得・活用し、持続可能な社会^{*16}の担い手として、生涯にわたって学び続けることを期待するものです。そこで、本ビジョンは、子供たちが、「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」と目標を定め、その指針と基本方針、各基本施策を以下に示します。

コラム

近代教育の歴史と伝統を継承し学ぶ「教育都市としま」

1897(明治30)年、校舎の消失により巣鴨に移転した明治女学校(現・豊島区西巣鴨二丁目、西巣鴨幼稚園前に明治女学校史跡)第二代校長岩本善治氏は、「教育は引き出すことなり」と薫陶(くんとう)しています。明治維新以後、私学教育の中で、現代の教育に通じる人材育成を始めていたことが分かります。本校には、若き時代の島崎藤村や北村透谷など著名人が教壇に立っていました。卒業生には、相馬黒光、羽仁もと子、野上弥生子など、日本近代史に名を残す多くの人材を輩出しました。

大正自由教育は、子供の関心や感動を中心に、より自由で生き生きした教育体験の創造を目指すものでした。豊島区内には、自由学園(羽仁もと子・羽仁吉一、豊島区西池袋二丁目)や、池袋児童の村小学校(野口援太郎、下中弥三郎、一時城西学園と連携、千早)など、欧米で始まった新教育の影響を受け、国内に広がりました。

また、1872(明治5)年の学制発布に伴う官立(公立)学校の教師の養成を担った「東京

2 教育目標と計画が目指す目標

(1) 豊島区教育委員会の教育目標

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒に対する豊島区の教育が目指すべき目標として、以下のように教育目標を定めています。

豊島区教育委員会の教育目標

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

(平成29年12月 豊島区教育委員会決定)

府豊島師範学校は1909(明治42)年に巢鴨村大字池袋に開校されました。以来、多くの人材を輩出し、1945(昭和20)年4月13日の城北大空襲で校舎を消失しました。現在の東京学芸大学の前身で、跡地には、東京芸術劇場が建設されました。

時代の断絶こそあれ、「教育都市としま」には私学と公立の共存する土壌が今日に伝えられています。

また、大正自由教育に連動して、鈴木三重吉(目白在住)は1918(大正7)年に児童文学雑誌『赤い鳥』を創刊し、その呼びかけに呼応した北原白秋や高浜虚子、有島武郎、芥川龍之介、島崎藤村など、当時一流の作家・歌人が、自由で新しい教育思潮や芸術を生み出し全国的な潮流を創り出しました。2010(平成22)年まで赤い鳥文学賞授賞式が、国の重要文化財に指定されている自由学園講堂にて続けられてきたこと、また、雑誌『赤い鳥』に掲載された児童文学作品の数々が、今日、小学校国語教科書の文学教材として掲載されています。「教育都市としま」は、こうした教育的、文化的土壌と歴史を継承してきました。

(2) 計画が目指す目標

豊島区教育ビジョン 2015 において、「夢に向かって未来を切り拓くとしまの子」を目標に掲げてきました。

本ビジョンにおいては、「夢に向かって未来を切り拓くとしまの子」を継承しつつ、子供が、さらに力強く未来を拓いていくことができるように、「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」としました。

夢に向かい未来を拓いていくためには、先人の知恵を学び、困難を乗り越えていく勇気や力をもつことが大切です。また子供が学校・家庭・社会の構成員の一人として尊重され、自己肯定感を育んでいくことも重要です。

豊島区は「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、「子どもの最善の利益の保障」を区全体で推進しています。これは、子供にとって一番いいことをしよう、ということ、特に重要なのが「子供に聴いて子供と共に考えて決めること」の観点です。

こうした観点を尊重しながら、子供一人一人の状況に応じた教育を一層充実させていくことで「過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子」を目指していきます。

【目指す目標】

過去に学び、現在を生き抜き、夢と志を持って歩むとしまの子

3 7つの基本方針

国や都の教育政策の動向、様々な課題を踏まえ、豊島区が目指す教育を実現するために、次の7つの基本方針を掲げ、各施策に取り組んでいきます。

基本方針1 生きる力の土台となる就学前教育の充実

基本方針2 確かな学力の育成

基本方針3 豊かな心の育成

基本方針4 健やかな体の育成

基本方針5 一人一人を大切にする教育の推進

基本方針6 教師力の向上と魅力ある学校づくり

基本方針7 家庭と地域の教育力の向上

(1) 体系図



I 生きる力^{※2}の土台となる就学前教育の充実 [基本方針 I]

基本施策 I 生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の提供

■現状と課題

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要です。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力^{※2}」の基盤である、人と関わる力や生活する力、学ぶ力を培うとともに、幼児期に基本的な生活習慣の形成や規範意識の芽生えが育まれるよう、支援していくことが必要です。

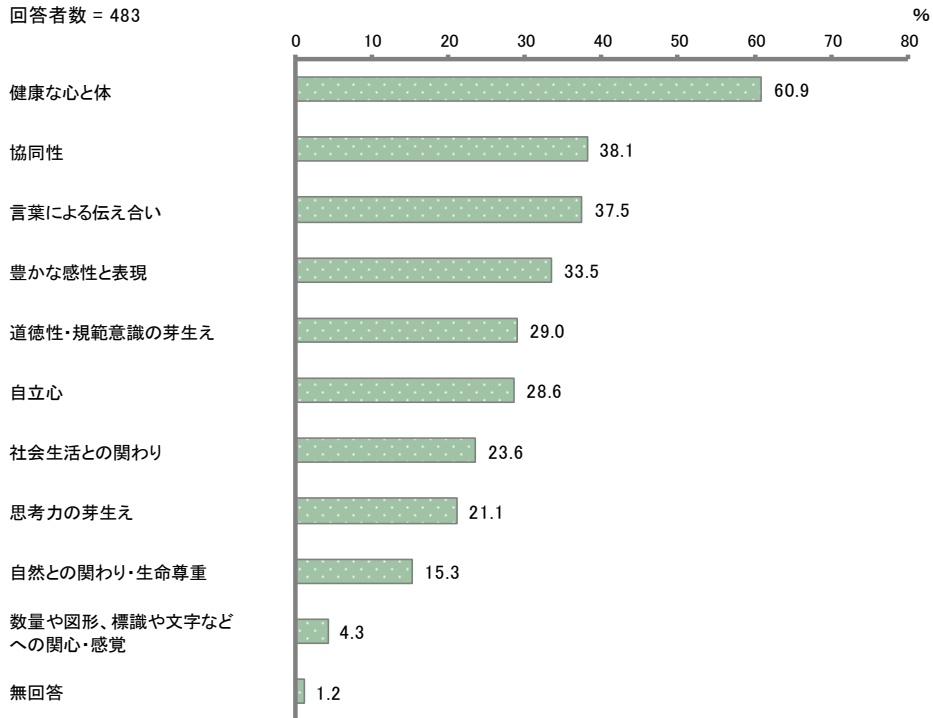
豊島区教育ビジョンの保育園・幼稚園保護者アンケートでは、小学校入学前に特に身に付けさせたい能力・技能について「健康な心と体」が約6割と最も高くなっています。「健康な心と体」は就学前においては、遊びや生活の中で培われていくものであり、伸び伸びと広いスペースで遊べる環境や感覚を刺激し、探究心や創造性を養えるような環境が大切です。その一つとして、園庭における活動が大きな役割を果たしますが、豊島区の保育所における園庭保有率は4割を切っています。園庭保有率の低さは、十分な土地の確保が困難な高過密都市である本区ゆえの課題であり、小学校の校庭や公園等を活用し、身体を十分に動かす機会や自然に触れる機会を確保していくことが求められます。

また、豊島区の外国人住民は総人口の10%を超え、幼稚園、保育所等においても、外国籍の子供が増えるなど多様化しており、子供たちが様々な国の文化や言葉に触れる機会も増えてきています。

様々な課題がある中でも、保護者の多様な保育ニーズに対応しつつ、子供の育ちと学びの連続性を意識し、幼児一人一人の特性に応じた就学前の教育・保育を一層充実させていくことが重要となっています。

このため、区立幼稚園については、「豊島区における幼児教育センター的機能」を有する施設としてあり方を総合的に検討するとともに、区内全域で質の高い教育を展開していけるよう、保護者ニーズに最も合致した機能を有する施設形態である「認定こども園」化を目指していきます。

図表 22 小学校入学前に特に身に付けさせたい能力・技能について（保育園・幼稚園保護者）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

施策（1） 就学前教育・保育の内容の充実

■方向性

豊島区では質の高い教育・保育を目指し、公私立すべての幼稚園・保育所等において、子供の心身の調和のとれた発達を支え、幼児一人一人を大切に、友だちと共に育ち合う教育・保育の充実に向けて連携・協力して取り組みます。

また、豊島区の多様な文化や地域とのつながりを活かし、子供たちが様々な文化や人に出会い、子供自身が様々な表現や経験を得る機会を確保していきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 1	保幼小連携推進プログラムの作成	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成する。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行う。	指導課◎ 保育課 子育て支援課 学務課
重点 2	区立幼稚園の認定こども園化の検討	区立幼稚園の認定こども園化を目指し、3歳以下の保育のあり方について検討・準備を進める。また、施設や待機児童対策の状況等を踏まえ、区立保育園も含めた認定こども園への移行の可能性を検討する。	学務課

No	事業名	内容	担当課
3	区立幼稚園の「センター的機能」に関する検討	区立幼稚園が地域の幼児教育の中心的な役割を担う施設として、幼稚園機能と保育園機能を一体的に実践することを検討する。	学務課
4	幼稚園教諭、保育士の研修の充実	幼児教育施設の教職員の資質・能力向上のため、教育、保育に係る研修を体系的に「子ども研修」として実施しているが、内容について更なる充実を図っていく。	指導課◎ 子ども若者課 保育課
5	保育・授業の公開・参観の実施	保育所・幼稚園・小学校において、保育・授業の公開や参観を実施し、日常の様子を知り合うことにより、保育・教育内容の相互理解を図る。	指導課◎ 保育課
6	保育所等の学校施設、地域資源の活用	小学校の校庭や公園等を活用し、子供の遊び場や身体を動かす機会を確保する。	放課後対策課
7	就学前からの体力向上に向けた取り組み	区立幼稚園・保育所において、年間を通して遊びや運動に親しみ、体力の向上が図られるよう、セーフコミュニティダンス「あしたスキップ」などを使った体力向上のための取り組みを年間指導計画に位置付ける。	指導課◎ 保育課
8	教育・保育の評価方法のあり方の検討・実施	保幼小連携推進プログラムを踏まえた、効果的なカリキュラムの自己評価等のあり方について検討する。	指導課◎ 保育課
9	区立幼稚園の子育て支援サービスの充実	多様化する保護者や地域のニーズに柔軟かつ適切に対応するため、人的、施設面の課題を踏まえ、区立幼稚園における預かり保育を含めた子育て支援サービスの充実を図る。	学務課◎ 指導課

【連携した取り組み例】

・保育の質ガイドラインの活用（保育課）

平成30年度作成の区内の保育施設の保育を実践する上での基本的な指針をまとめたガイドラインを活用し、各保育施設の質の向上に向けた対応を検討します。

・保育施設への巡回指導の実施（保育課）

各保育施設を対象に、教育・保育に関する巡回指導を行い、保育の質ガイドライン、保幼小連携推進プログラム等を踏まえた指導を行います。

・保育所保育指針に基づく指導監査の実施の徹底（保育課）

適切な施設運営と児童の安全確保を担保するため、児童福祉法の関係法令等に基づく指導検査の実施体制の確保及び指導検査結果を踏まえた適切な対応を図ります。

基本施策2 就学前から小学校・中学校への円滑な接続

■現状と課題

近年、小学校1年生の教室等において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど、学級がうまく機能しない、いわゆる「小1プロブレム」の課題が指摘されています。こうした課題が発生する要因として、就学前に十分な教育や支援を受けることができていなかったり、保育所・幼稚園や家庭からの情報や支援が途切れてしまったりすることが考えられます。

就学前は、様々な交流を通して互いに育ち合うなど、遊びと生活の中で、生涯にわたる人格形成や義務教育等の基礎を培う重要な時期です。どの教育・保育施設であっても、家庭であっても、すべての子供がそれぞれの年齢に応じた教育・保育を受け、小学校につなげていくことが必要です。

また、最近では、乳幼児の発達支援に関する相談件数が増加しており、特に、区立幼稚園における特別な支援が必要な幼児の数は年々増加の傾向にあります。教育センターにおいては、特別な支援が必要な子供の就学相談についても、保護者の関心や意識の高まりとともに増加傾向にあり、入学後の就学相談件数の増加も顕著です。

就学前から小学校生活への「学びと育ちの連続性」を大切にしながら、保育所・幼稚園・小学校が共通の見通しをもち、就学前教育と小学校教育の連携を強化するとともに、保護者自身が主体的に子供の教育の充実を図っていけるよう、各家庭への働きかけが重要です。

一方、小・中学校の接続については、学習指導要領総則編の「第3章 教育課程の編成及び実施」の中で、小学校は中学校との、中学校は小学校との、義務教育9年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を行うよう求めています。

小学校と中学校とでは、発達段階に大きな違いがあるため、中学校入学直後に環境の変化から問題が生じることがあるものの、小・中学校間の円滑な接続を図ることにより、問題の発生を最小限に抑えることが必要です。

中学校入学後の適応を図るためにも、小学校と中学校間の連携を深める工夫をし、よりきめ細かな指導を推進するのみでなく、学校、保護者、地域間でも連携・交流を深めて取り組みの成果を共有していくことが重要です。

施策（1） 保幼小中の連携の推進

■方向性

子供たちは、日々の学習を積み上げて成長していきます。子供の成長環境を考え、学校間、保護者、地域が一体となって取り組む保幼小中の連携を推進することで、将来の社会の形成者としての資質・能力を育成することが重要です。学びと育ちの連続性を大切にしながら、就学前から小学校・中学校への円滑な接続を図ることで、子供たちの成長をより一層きめ細やかに支援することを目指します。

区内すべての保育所・幼稚園においては、乳幼児期のそれぞれの時期にふさわしい教育・保育を受けられるように共通理解を図っていきます。また、保育所・幼稚園・小学校において、子ども同士の異年齢交流や保育士・教職員間の交流や連携を一層推進し、就学前から小学校・学童保育への円滑な接続を目指します。さらに、小学校・中学校が共に9年間の義務教育の一貫を形成する学校として学習指導や生活指導において互いに協力し、責任を共有し、系統性・連続性に配慮した教育活動を展開していきます。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 1	保幼小連携推進プログラムの作成 【再掲】	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成する。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行う。	指導課◎ 保育課 子育て支援課 学務課
重点 10	幼小中一貫教育連携プログラムの改善	ブロックごとに研究テーマを設定し、小中の教員は授業を。幼小の教員は保育や授業を、互いに見合ったり、合同研修を実施したりすることにより、保育・指導内容及びその効果的な方法について相互理解及び適切な情報交換・交流を進める。	指導課◎ 学務課
11	保幼小連絡会（仮称）の設置	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置する。	学務課
12	幼稚園指導要録、保育所児童保育要録の活用の促進	保育所・幼稚園等が作成する要録の小学校の活用を促進するため、要録の様式や活用のあり方について周知する。	指導課◎ 学務課 保育課
13	接続期カリキュラムの改善	幼児期のアプローチカリキュラム及び小学校でのスタートカリキュラムを充実させ、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るなど、幼・小、小・中の接続期におけるカリキュラムを開発し、小1プロブレム、中1ギャップの解消を目指す。	指導課
14	インターナショナルセーフスクール（ISS）の全校化へ向けた取り組み	「セーフコミュニティ」構想の下に、区立小・中学校の全校における安全で安心な学校を目指し、中学校ブロックでの推進校を1校以上設置し、取り組みを全校へ展開する。	指導課

施策（２） 家庭教育支援

■方向性

就学前段階では、保育所・幼稚園等、利用する施設の種類が多く、その利用も、各家庭の状況や実態において様々です。相談相手がいない等、孤立した状態で子育てをしている家庭もあります。

乳幼児期は、言葉の発達をはじめとしたコミュニケーション能力、社会性の育ち等の非認知機能の習得など、学習や集団生活、その他の自立や社会参加の基礎を形成するための大切な時期です。

区内の就学前教育施設に通っているいないにかかわらず、すべての子供たちの健やかな育ちを確保できるよう、保護者自身の主体性、自己決定の尊重を基本とした家庭教育支援を行います。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 15	保護者向け就学前教育に関する啓発	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布する。 また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図る。	保育課◎ 学務課 指導課

【連携した取り組み例】

・マイ保育所制度の導入の実施（保育課）

妊婦や子育て中の方が、地域の保育所等で子育てに関する相談や情報提供を受けることができる「マイ保育所」を実施します。

施策（３） 配慮が必要な子供への教育的支援

■方向性

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障害のある子供が十分に教育・保育を受けられるための合理的配慮^{※17}及びその基礎となる環境整備が求められています。

また、障害のある子供について、幼児期から一貫した支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があるとともに、その家族に対する支援という観点からも大きな意義があります。

就学前から小学校や学童保育へ適切につなげていくため、配慮が必要な子供への支援について教育、福祉、保健等との連携とともに、未就園児を含めた就学前の段階から小学校へと続く一貫した支援に努めます。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課	
重点	16	支援をつなぐツールの充実	早期に発達の課題に気づき対応できるよう、だれもが持つ「母子手帳」を基に、「就学支援シート※18」（教育委員会発行）、「発達サポートファイル」（障害福祉課発行）など、複数ある支援をつなぐツールの効果的な活用を図る。	教育センター◎ 長崎健康相談所 障害福祉課
重点	17	発達支援センター（仮称）の設置検討	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子供やその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討する。	教育部◎ 子ども家庭部 保健福祉部
	18	早期発見・早期対応に向けた体制の充実	課題の早期発見・早期対応により、就学前から小学校や学童へ円滑に移行できるよう、各保育所・幼稚園への巡回相談等の充実を図るとともに、保育者・教員が特別支援教育※19に関する正しい見識をもち適切に対応できるよう、発達障害や医療的ケアなどの専門研修を実施する。	保育課◎ 子育て支援課 保健所 障害福祉課 教育センター 指導課 放課後対策課 学務課
	19	区立幼稚園幼児教育相談活動及び個別支援	区立幼稚園の特別な支援を要する幼児に対し、社会性を育む目的で幼児教育相談活動を実施する。また、幼児の発達の状況により個別支援を実施する。	教育センター
	20	就学前教育機関や医師等専門家との連携の強化	幼児期からの保護者への十分な情報提供と支援が障害の理解につながることから、関係機関の医師や専門家等との連携を強化し、就学相談への適切な接続を図る。	教育センター
	21	学校（園）への学校看護師の配置	学校に通学（園）する医療的ケアを要する幼児・児童・生徒が、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、日常的な医療的ケアを実施するための学校看護師を配置する。	学務課
	22	就学相談及び就学相談委員会の運営	障害のある子供の就学先については、教育センター就学相談への申し込みを経て、教育・保育・保健・福祉・医療関係者による就学相談委員会で協議し、提案を保護者へ伝達する。就学先の決定に当たっては、就学相談委員会の協議内容・提案と本人や保護者のニーズ、学校や地域の状況等を踏まえ、保護者との合意形成を図った上で教育委員会が就学先を決定する。	教育センター

2 確かな学力の育成 [基本方針2]

基本施策1 学びの基礎・基本の徹底

■現状と課題

グローバル化の進展や少子高齢化に伴う産業構造の変化は、雇用形態や若者の就労意識にも様々な影響を与えてきました。さらに、近年の人工知能（AI）やビッグデータの活用など技術革新が急速に進展し、社会全体が大きく変化し予測が困難な時代になっています。

激しく変化するこれからの社会を生きる子供たちが、志高く未来を開拓していくために必要な資質・能力を確実に育む教育の実現が求められています。子供たちが、社会で自立して生きるために必要な「生きる力^{*2}」を学校と保護者・地域の方々と共有しながら、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育てていくことが重要です。

豊島の子七か条

- 一 早寝早起朝ごはん、元気な一日をスタートさせよう
- 二 さわやかなあいさつ、はずむ会話に心をそえよう
- 三 ルールとマナー、守って、楽しく、安全にすごそう
- 四 人への思いやり、いじめを許さぬ強い意志をもとう
- 五 好奇心、進んで学習、自分の力を伸ばそう、役立てよう
- 六 読書にひたり、世界を広げ、知恵と心を豊かにしよう
- 七 毎日運動、進んで体を動かし、心も体もきたえよう

* 豊島の子七か条（平成23年12月28日策定）

豊島の子どもに身に付けて欲しい「基本的な生活習慣」、「いじめ根絶」、「学習・運動習慣」や「読書習慣」等、子ども自らが、意識して追求し、取り組めるよう学校や家庭で働きかけをするために作成したあるべき子どもの学びや生活スタイル。

施策（1）基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

■方向性

知・徳・体にわたる「生きる力^{※2}」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教材等の改善を引き出していきけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能を習得できるようにすること、②思考力、判断力、表現力等を育成すること、③学びに向かう力、人間性等を涵養すること、の三つの柱に再整理し、授業を工夫・改善していきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 23	学力調査の実施	学習指導要領に示されている教科の目標や内容について、国や都の学力調査や区独自の学力調査を活用し、児童・生徒の学習状況を把握する。	指導課
重点 24	授業改善推進プランの作成と実践	国・都・区の学力調査の結果から各学校で授業改善推進プランを作成する。児童・生徒の学習の定着・習熟状況に基づいた課題を把握し、自らの指導方法を見直し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善を全教員で実践する。	指導課
重点 25	能代市との教育連携	区内小・中学校の教員を能代市立小・中学校に派遣するなど、能代市の教育について学ぶ機会を設け、学んだことを区内教員に普及する。また、豊島区の教育実践について能代市と豊島区の教員で意見交換し、豊島区の授業改善に資するとともに、「豊島ふるさと学習」の充実につなげる。	指導課
26	習熟度別指導・少人数指導の推進	都の学力調査の結果を分析し、確かな学力を育成する取り組みの推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学、中学校英語での効果的な習熟度別・少人数指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。	指導課
27	小・中学校の補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置する。	指導課

施策（２）豊島ふるさと学習の充実

■方向性

心身ともにたくましい子供を育むため、豊島区の自然、文化等の貴重な学習素材を活用し、学校内外を通じて体験活動や社会貢献活動等の充実を図ります。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No.	事業名	内容	担当課
重点 28	豊島ふるさと学習プログラム ^{※9} の推進	郷土にある自然を愛し、郷土への愛着を育むため「豊島の森 ^{※12} 」を活用し環境の理解を図ったり、地域の伝統のある行事、芸能、工芸について体験したりする「豊島ふるさと学習」を教育課程に位置付け計画的に行う。	指導課
重点 25	能代市との教育連携 【再掲】	区内小・中学校の教員を能代市立小・中学校に派遣するなど、能代市の教育について学ぶ機会を設け、学んだことを区内教員に普及する。また、豊島区の教育実践について能代市と豊島区の教員で意見交換し、豊島区の授業改善に資するとともに、「豊島ふるさと学習」の充実につなげる。	指導課
29	「いなか体験」の実施	区立中学校代表生徒が能代市を訪問し、農業を体験したり、民家に宿泊し、様々な生活文化に触れたりする等、都会では味わえない「いなか体験」を実施する。	指導課

施策（３）科学的に探究する力を伸ばす理数教育の充実

■方向性

理科・数学等に興味・関心をもつ児童・生徒の裾野を広げ、理数分野における資質・能力を伸ばす一貫した取り組みを推進し、科学国日本を支える人材を育成するため、理数教育の一層の充実を図ります。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 30	プログラミング教育の推進	将来どのような職業に就くとしても、時代を越えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを体験させ、育成する。	指導課
31	理数教育の充実	算数的・数学的活動や実験・観察の充実による実体験の重視、ICT ^{※10} の活用による論理的思考力の育成を推進する。学習の成果を、調べる学習コンクールや小学生科学展等に出品するなど、発信する機会を設ける工夫を行う。	指導課◎ 学務課

基本施策2 学びの応用力の伸長

■現状と課題

全国学力・学習状況調査では、主として活用を問う問題の小学校6年生の平均正答率は、算数Bにおいて平成28年度の51.5%に比べ、平成30年度は58.0%と6.5ポイント増加しています。学んだことについて「自分の考えを深めたり、広げたりすること」については、肯定的な回答をする児童・生徒の割合が、平成28年度では小学校6年生が68.5%、中学校3年生が65.0%となっており、平成30年度には小学校6年生が6.7ポイント増加、中学校3年生が13.6ポイント増加しています。

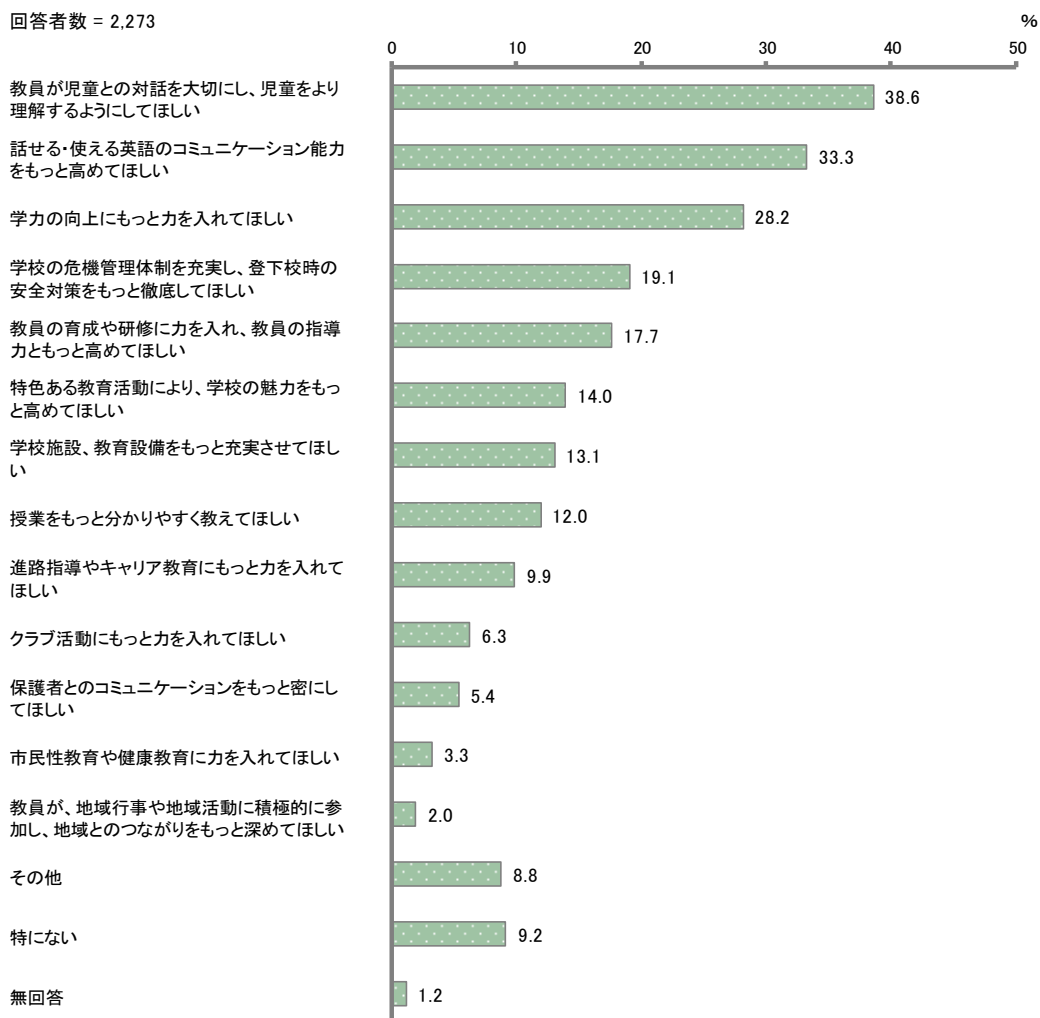
また、小学生保護者アンケートでは、区立小学校について望むことについて「教員が児童との対話を大切にし、児童をより理解するようにしてほしい」の割合が3割半ばと最も高く、中学生保護者アンケートでは、区立中学校について望むことについて「話せる・使える英語のコミュニケーション能力をもっと高めてほしい」の割合が3割半ばと最も高くなっています。

さらに、ICT^{*10}を活用した学習を通して、「人に伝えたいことを発表する力（プレゼンテーションができる力）」を身に付けてほしいが小学生・中学生ともに8割と最も高くなっています。

子供たちの学力を高めるためにも、分かりやすい授業を実現するために、教員の指導方法や指導内容の改善が求められています。子供たちが知識や技能を活用するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成することに加え、小・中学校の連続した学びや生活指導・学習指導を充実させるために、計画的な授業の研究に向けた支援が必要です。

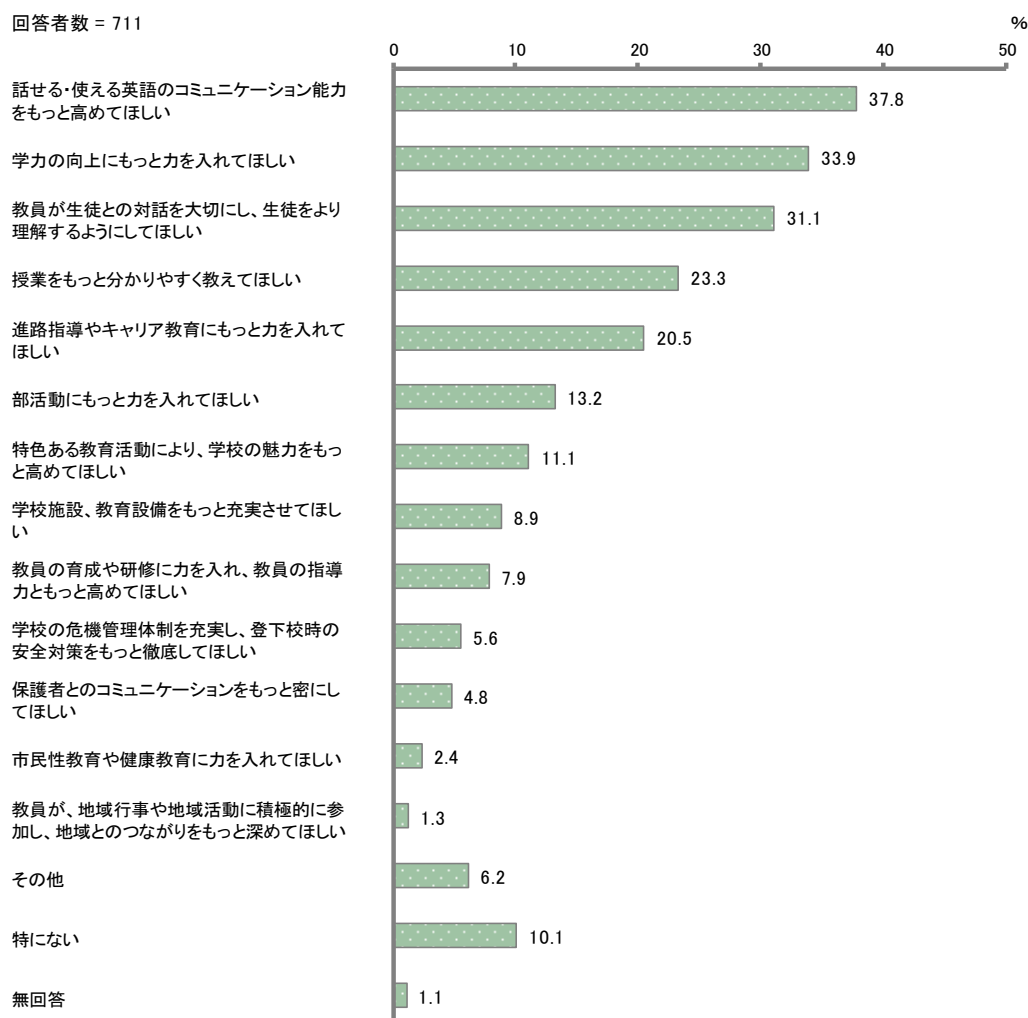
子供一人一人の学びに向かう力・人間性等を高め、個性や能力を伸ばしながら、すべての教科において、学習意欲や基礎的な知識や技能、思考力・判断力・表現力等といった確かな学力を育成することが求められます。

図表 23 区立小学校に対して望むこと（小学生保護者）



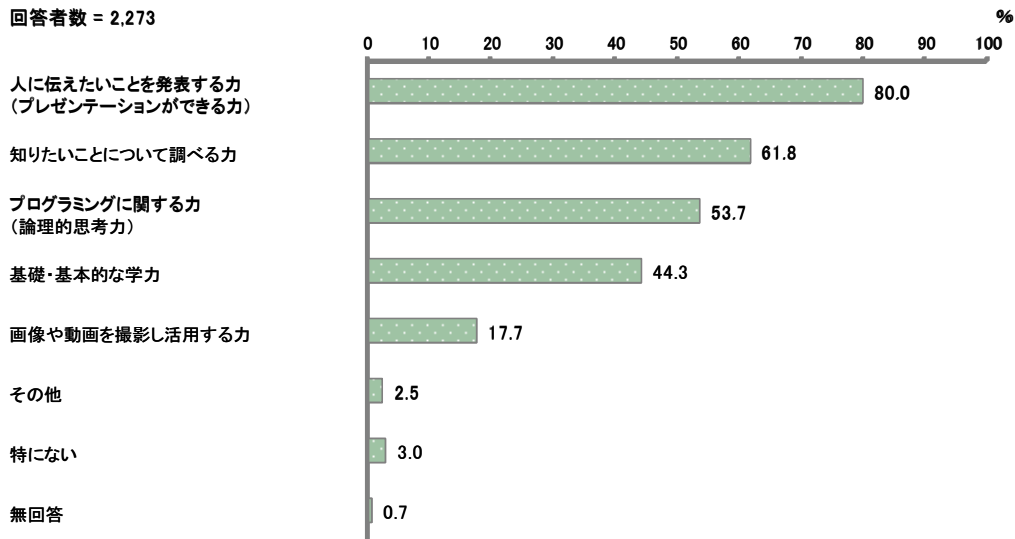
資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 24 区立中学校に対して望むこと（中学生保護者）



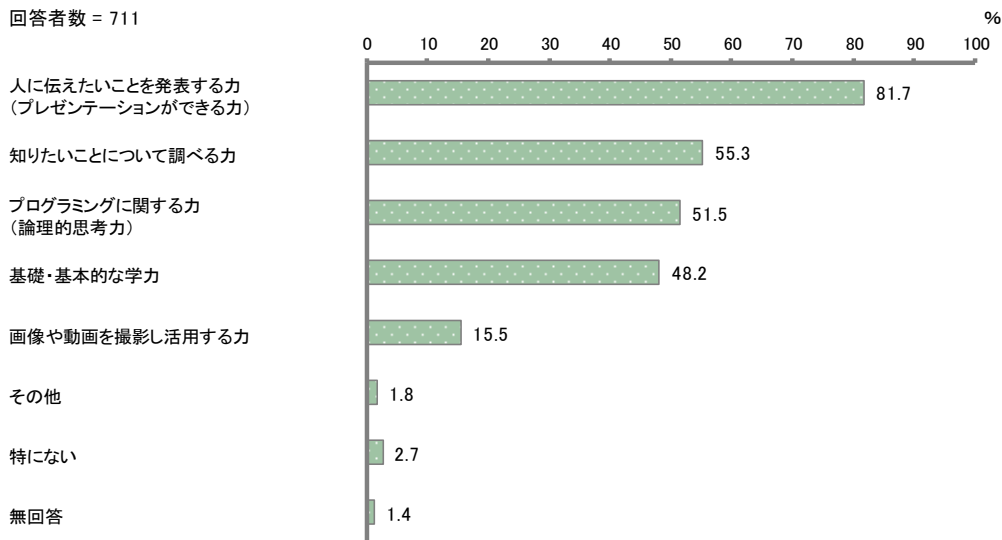
資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 25 ICT^{※10} を活用した学習を通して身に付けてほしいこと（小学生保護者）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 26 ICT^{※10} を活用した学習を通して身に付けてほしいこと（中学生保護者）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

施策（１）「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

■方向性

これからの学校教育には、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを通して各学校の創意、工夫を生かした教育活動を展開する中で、児童・生徒一人一人に生きる力^{※2}を確実に育むことが重要です。そのためには、各教科の指導を通して、身に付いた基礎的・基本的な知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが求められています。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

	No.	事業名	内容	担当課
重点	32	カリキュラム・マネジメント ^{※4} の推進	児童・生徒に求められる資質・能力を育むために、横断的な視点でその目標の達成に必要な教育を組織的に行う。	指導課
重点	24	授業改善推進プランの作成と実践 【再掲】	国・都・区の学力調査の結果から各学校で授業改善推進プランを作成する。児童・生徒の学習の定着・習熟状況に基づいた課題を把握し、自らの指導方法を見直し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善を全教員で実践する。	指導課
重点	10	幼小中一貫教育連携プログラムの改善 【再掲】	ブロックごとに研究テーマを設定し、小中の教員は授業を。幼小の教員は保育や授業を、互いに見合ったり、合同研修を実施したりすることにより、保育・指導内容及びその効果的な方法について相互理解及び適切な情報交換・交流を進める。	指導課◎ 学務課
	33	言語能力の確実な育成	情報を正確に理解し、適切に表現する力を育成するとともに、学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実に努める。	指導課
	34	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組み	環境、平和や人権等様々な課題への取り組みに関する教育を推進し、環境、経済、社会、文化の各側面から持続可能な社会 ^{※16} の実現を目指す。	指導課

施策（２）授業改善推進プランの策定

■方向性

文部科学省による「全国学力・学習状況調査」の結果や東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を十分に活用し、学習指導要領の目標及び内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかについて実態を分析し、課題を明らかにするとともに、具体的な改善策を各学校において作成し、実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取り組みを行います。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点	24 授業改善推進プランの作成と実践 【再掲】	国・都・区の学力調査の結果から各学校で授業改善推進プランを作成する。児童・生徒の学習の定着・習熟状況に基づいた課題を把握し、自らの指導方法を見直し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた不断の授業改善を全教員で実践する。	指導課
	26 習熟度別指導・少人数指導の推進 【再掲】	都の学力調査の結果を分析し、確かな学力を育成する取り組みの推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学、中学校英語での効果的な習熟度別・少人数指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。	指導課
	35 指導主事による指導訪問の実施	指導主事が園・学校を定期的に訪問し、園・学校が抱える課題や教員の指導力向上等について、指導・助言する。	指導課

施策（3）学校図書館の充実

■方向性

読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用し、学校における言語活動や探究活動の場として、主体的・対話的で深い学びを効果的に進めていきます。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点	36 学校図書館司書を活用した読書活動の推進	学校図書館司書を全校に配置し、学校図書館の充実を図るとともに、児童・生徒の主体的な学習活動を支援し、学校図書館の「学習情報センター※1」機能を高める。	指導課
	37 読書習慣の確立	「豊島区子ども読書活動推進計画」及び「東京都子供読書活動推進計画」に基づき、各学校の教育課程に「読書週間」を位置付け、学校全体で読書活動を積極的に推進する。	指導課
	38 学校図書標準の達成と充実	各小・中学校の蔵書の整備を進め、各小・中学校の学校図書標準の達成を目指す。	学務課
	39 読書環境の整備	学校図書館改修等により、図書とタブレット端末による調べ学習や発表ができる学習情報センター※1を整備する。	学校施設課◎ 庶務課
	40 「授業アイデア事例集」等の活用	本区が独自に開発した「授業アイデア事例集」「ななまるくんの120冊」(豊島区の推薦図書120冊についてのクイズ)「読書活動推進の手引き」「国語力向上キット」を有効に活用し、各教科等における言語活動を充実させるなど、児童・生徒の言語能力の向上を図る。	指導課

No	事業名	内容	担当課
41	R&C フェスタ ^{※20} の実施	英語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成を図る。 また、区内小・中学校の読書活動の様子を広く区民に紹介するとともに、今後の児童・生徒の国語力向上及び読書活動を推進する。	指導課

施策（４）グローバル化に対応した教育の充実

■方向性

子供たちが異なる言語や文化への理解を深め、コミュニケーション能力を養うための取り組みを推進します。子供が自らの成長を実感し、自己肯定感や自己有用感を育んでいくことができる授業の充実を図ります。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 42	小学校外国語活動・外国語科の充実	小学校1、2年生は英語活動を実施する。3年生以上は学習指導要領に基づき外国語活動・外国語科の充実を図る。ALT(外国人英語指導助手)を活用し、児童のコミュニケーション能力の素地・基礎を培う。	指導課
重点 43	オリンピック・パラリンピックの機会を生かした教育の推進	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施する。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進する。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行う。	指導課
44	中学校における英語科の指導の充実	中学校では、生徒がオールイングリッシュで展開する授業を定期的実施する。英語を使って自分の考えを表現する活動の拡充を図り、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。	指導課
41	R&C フェスタ ^{※20} の実施 【再掲】	英語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成を図る。 また、区内小・中学校の読書活動の様子を広く区民に紹介するとともに、今後の児童・生徒の国語力向上及び読書活動を推進する。	指導課
34	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組み 【再掲】	環境、平和や人権等様々な課題への取り組みに関する教育を推進し、環境、経済、社会、文化の各側面から持続可能な社会 ^{※16} の実現を目指す。	指導課

施策（５）情報化に対応した教育の充実

■方向性

情報に対応した教育については、これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むために、子供たちがプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力を身に付けることが必要です。これら ICT^{*10} 機器等の利用に際し、子供たちがネット依存に陥ったり、SNS 等も含めたネット社会において加害者や被害者になったりしないために、情報モラル^{*5} 教育の充実も一層重要になってきます。ICT^{*10} 環境も含めた必要なインフラ環境の整備の充実を図ります。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 45	ICT ^{*10} 環境の整備	情報活用能力や情報モラル ^{*5} の基礎である「プログラミング的思考」などを身に付けるため、一人一台の学習用コンピュータや電子黒板等の ICT ^{*10} 機器及び校内 LAN 等の整備を推進し、児童・生徒が活用しやすいよう学習環境を整える。	庶務課
重点 30	プログラミング教育の推進 【再掲】	将来どのような職業に就くとしても、時代を越えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを体験させ、育成する。	指導課
46	学校図書館・学習情報センター ^{*11} を活用した教育活動の推進	学校図書館システムを有効活用し、児童・生徒の知的好奇心を伸ばし、豊かな人間性と知力を育む読書活動を推進し、読書習慣を確立することで、基礎学力の向上につなげる。	指導課
47	情報モラル ^{*5} 教育の推進	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレット PC を活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル ^{*5} 教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図る。また、教員の ICT ^{*10} 活用能力の向上に向けた研修を実施する。	指導課◎ 庶務課

施策（6）自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育^{※21}の充実

■方向性

産業・就業構造が大きく変化する中で、様々な課題に柔軟かつ適切に対応し、社会人、職業人として自立していくための教育を推進します。キャリア教育^{※21}に関しては、外部人材や関係機関と連携し、系統的な教育を充実します。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課	
重点	48	9年間を見通したキャリア教育 ^{※21} の充実	キャリア教育 ^{※21} の考え方や具体的な実践例や各校で作成したキャリア教育 ^{※21} の全体指導計画を基に、教科等の関連性を踏まえた組織的・計画的な指導を推進する。また、小中一貫連携プログラムにおいて、9年間を通したキャリア教育 ^{※21} の指導計画を作成し、指導の充実を図る。	指導課
	49	職場体験の実施	区立全中学校において職場体験活動を実施する。社会における自らの役割や将来の生き方、働き方について考えるとともに体系的なキャリア教育 ^{※21} を推進し、目標を立てて計画的に物事に取り組む力を育成する。	指導課
	50	租税教育の実施	豊島法人会や豊島税務署等関係機関と連携し、区立小・中学校全校において租税教室を実施する。児童・生徒に民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	指導課

3 豊かな心の育成 [基本方針3]

基本施策1 豊かな心と規範意識の育成

■現状と課題

子供をとりまく環境の変化に伴って、基本的なモラル等の低下が指摘される中で、保育園・幼稚園保護者アンケートでは、小学校での教育について「豊かな心や人間性」に重点を置いてほしいが約4割と最も高くなっています。

いじめに関する痛ましい事案をきっかけに教科化された「特別の教科 道徳^{※3}」では、現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「あなたならどうするか」を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換されました。

また、いじめという問題だけではなく、道徳教育の目標である「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことです。子供たちに規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情、他者への思いやり、生命尊重・公共の精神を養うことが求められています。多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むため、共に生きようとする意欲や態度を育成する必要があります。

施策(1) 道徳教育の充実

■方向性

子供たちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的な様々な価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方について考える学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点	51 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実する。特に、「特別の教科 道徳 ^{※3} 」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図る。	指導課
	47 情報モラル ^{※5} 教育の推進 【再掲】	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル ^{※5} 教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図る。また、教員のICT ^{※10} 活用能力の向上に向けた研修を実施する。	指導課◎ 庶務課

施策（２）人権啓発活動の充実

■方向性

教育活動全体を通し、組織的・計画的な取り組みにより、児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解し、実践する態度を育成することを目指す人権教育を推進するとともに、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実を図ります。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No.	事業名	内容	担当課
重点 52	人権課題に対する教育の充実及び豊島区子どもの権利に関する条例の普及、推進	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取り組みを推進する。また、豊島区子どもの権利に関する条例に基づいた子ども若者課の主催する子どもの権利事業を実施し、子どもの権利について理解を深める。	指導課◎ 子ども若者課
重点 53	インターナショナルセーフスクール（ISS）の実践を通じた心のけがを減少させる取り組み	「心のけが」を減少させる児童・生徒の取り組みを通じて思いやりの心情を育むとともに、互いの良さを尊重し合う温かい学校づくりを推進する。	指導課
54	人権啓発活動の実施	「人権の花」や「人権作文」、「人権に関する標語」などの取り組みを通して人権教育を推進する。また、教職員を対象とする人権教育研修、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修などを実施する。	指導課
34	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組み 【再掲】	環境、平和や人権等様々な課題への取り組みに関する教育を推進し、環境、経済、社会、文化の各側面から持続可能な社会 ^{※16} の実現を目指す。	指導課

【連携した取り組み例】

・子どもの権利の普及・啓発（子ども若者課（豊島区子どもの権利に関する条例））

「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利の普及・啓発活動をはじめ、子どもの参加の促進や相談機能の充実を図っていきます。

基本施策2 豊かな人間関係を育む体験活動

■現状と課題

2020年にはスポーツと文化の祭典、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。今後、国際化が加速する社会の中で、豊かな人間関係を築き、活躍するグローバル※22（グローバルかつローカル）な資質・能力を備えた日本人を育成することが求められています。

しかし、幼児・児童・生徒の自尊感情や他者と人間関係を形成する力等の課題解決力が十分に育っているとは言い難い状況であり、こうした状況を踏まえ、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を推進し充実させること、さらには、人や社会、自然や環境等と直接的にかかわる様々な体験活動を通して、自己肯定感を高め、人と人とが繋がる心を育てていく取り組みが求められています。

施策（1）自然体験活動の充実

■方向性

ふるさとを大切に思う心や伝統や文化を尊重する態度を育むために、発達段階に応じて体験的な学びを充実させることが重要です。そのため、家庭・地域との連携を図りながら、自然体験活動等とあわせ、児童・生徒の内面に根ざした活動を行うことによって、社会性や豊かな感性を育みます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点	55 移動教室・スキー教室の実施	移動教室やスキー教室などでは、自然体験活動を積極的に取り入れ、自然の大切さを学ぶ。また、社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間などの学習内容を関連付けて、身近な自然と触れ合うなど、体験活動の充実を図る。	学務課◎ 指導課
	56 「豊島の森※12」の活用	庁舎10階にある豊島区古来の植生を再現した「豊島の森※12」を活用し、豊島区の環境についての正しい理解を深める。また、自分が住む地域の環境を責任もって守るための行動がとれるよう環境教育の充実を図る。	指導課
	29 「いなか体験」の実施 【再掲】	区立中学校代表生徒が能代市を訪問し、農業を体験したり、民家に宿泊し、様々な生活文化に触れたりする等、都会では味わえない「いなか体験」を実施する。	指導課

【連携した取り組み例】

・環境配慮・省エネ対策の普及啓発（環境政策課（豊島区環境基本計画））

区民の「クール・チョイス」の認知度を高めるため、具体的な取り組みを掲載したチラシを作成し、区内施設やイベント等で配布するなど、PR 活動を行い、「クール・チョイス」への賛同を促進しています。

・暑熱環境対策（環境政策課（豊島区環境基本計画））

都市開発や公園の再整備と合わせて、屋上・壁面緑化など都市を冷やすクールスポットを創出します。そして、区民に対して、夏の暑さをやわらげる緑のカーテンづくりや打ち水の実施を呼びかけ、イベントや啓発講座等を実施していきます。

施策（２）ボランティア体験活動の推進

■方向性

児童・生徒が、地域を大切に思う気持ちや他者に対する思いやりの心を育み、実生活に生かすことができるよう、ボランティア体験活動を推進します。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 57	地域ボランティア活動の推進	児童・生徒が、地域を大切に思う気持ちや他者に対する思いやりの心を育み、実生活に生かすことができるよう、地域ボランティア活動を推進する。年間指導計画に「あいさつ運動」や「落ち葉掃き」等地域ボランティア活動を位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた組織的・計画的な活動の充実を図る。	指導課

施策（３）ものづくり体験の推進

■方向性

ものづくりの過程において、子供たちが教科等で身に付けた基礎・基本を活用させることによって、実感を伴って学習内容を理解させるとともに、自分の考えを基に、工夫したことを表現することにより創造性を育みます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
58	「としまものづくりメッセ ^{※23} 」への参加・見学	幼児・児童・生徒が、ものをつくる楽しさと、つくりあげる成就感、達成感を体得し、その尊さや、伝承される技術のすばらしさを実感できるよう、幼稚園での保育や、小・中学校の生活科、図画工作科、家庭科、美術科、技術家庭科などの各教科等で、ものづくり体験を推進する。また「としまものづくりメッセ ^{※23} 」への参加や見学などを積極的に行う。	指導課

4 健やかな体の育成 [基本方針4]

基本施策1 健康で充実した生活を送るための健康づくり

■現状と課題

偏った食事や朝食欠食等、食生活の乱れや肥満・痩身等の課題が全国的にあげられることから、子供の心身の健全な発達のため、食育^{※24}や健康教育を推進していくことが必要です。

施策(1) 健康教育の充実

■方向性

子供たちの心身の調和のとれた発達を図り、健やかな心と体を育むことは、「知・徳・体」の調和の取れた人間を育成する基盤となります。体力向上に向けた取り組みや、健康・安全に対する正しい知識を習得させることで、子供たちが自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたり主体的に健康を保持・増進できる資質・能力を育てます。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 59	がんに関する教育の推進	区独自に作成した教材を使用して授業を実施する。教材についての研究実践や他自治体との情報交換をもとに最新の情報を取り入れながら指導内容の充実を図る。豊島区医師会等との連携により、児童・生徒、保護者や教員向けのがんに関する取り組みを実施する。	指導課
重点 60	歯と口腔の健康づくりの推進	区独自に作成した教材を使用して、位相差顕微鏡 ^{※25} 等を活用した授業を実施する。また、教材についての研究実践や他自治体との情報交換をもとに教材・指導内容の充実を図る。	指導課◎ 学務課
61	学校保健の充実	学校における保健学習や保健指導を充実するとともに、学校医や保健所などの関係機関とも連携を図りながら、学校保健委員会をさらに充実し、児童・生徒の健康上の課題の解決を図っていく。	指導課◎ 学務課

【連携した取り組み例】

・歯と口腔の健康づくり推進計画（地域保健課（豊島区健康プラン））

ライフステージ別の施策、支援が必要な人の施策、地域医療を支えるための施策を展開します。

・がん・生活習慣病対策等の推進（地域保健課（豊島区健康プラン））

がん対策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいきます。また、生活習慣病対策においては、健康寿命の延伸を目指した事業を展開します。

施策（２）食育^{※24}の推進

■方向性

学校においても教育活動全体の中で体系的・継続的な生活習慣や食に関する指導を推進することが大切です。さらに、多彩な学校給食により、栄養バランスの取れた豊かな食事を見童・生徒に提供するとともに、食物アレルギー対応など事故防止対策の徹底を図り、見童・生徒の生活の基盤となる健康づくり指導の充実に取り組めます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 62	アレルギー対策の推進	アレルギー疾患のある子供たちが学校生活を安全・安心なものとするよう、ガイドラインに基づく食物アレルギーの対応を徹底し、心と体の健康づくりを推進する。	学務課
重点 60	歯と口腔の健康づくりの推進 【再掲】	区独自に作成した教材を使用して、位相差顕微鏡 ^{※25} 等を活用した授業を実施する。また、教材についての研究実践や他自治体との情報交換をもとに教材・指導内容の充実を図る。	指導課◎ 学務課
63	食育 ^{※24} 指導の充実	各小・中学校に食育推進チームや食育リーダー等を設置し、望ましい食習慣を形成するための食に関する指導の充実を図る。栄養教諭は、学校栄養職員の協力を得て、食育 ^{※24} における校内研修会を実施し、食育 ^{※24} 指導の内容・指導方法の充実を図る。また、健康教育にかかわる研修・研究を実施し、食の自己管理能力を高めるとともに心と体の健康づくりを推進する。	学務課◎ 指導課

【連携した取り組み例】

・食育推進プラン（地域保健課（豊島区健康プラン））

ライフステージごとの目標と取り組みを展開します。

基本施策2 生涯を通じてたくましく生きるための体力づくり

■現状と課題

幼児・児童・生徒をとりまく環境の変化や生活体験の減少する中で、健やかな体の育成が求められています。特に、日本有数の高密都市である豊島区は、運動する時間や場所が限られているため、体力・運動能力の低下が指摘されています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、幼児・児童・生徒の運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うことが必要です。

施策(1) 生涯にわたって運動に親しむ態度の育成

■方向性

都会で生活している豊島区の幼児・児童・生徒の体力・運動能力は、運動する時間・場所・機会の減少や生活習慣及び遊びの変化などにより、改善が進まない状況にあります。これまでも、「一校(園)一取組」運動など、学校生活において、体を動かし、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成してきました。さらに、幼児・児童・生徒の運動の質と量の確保に努め、今後も、地域や家庭と連携して、継続的・長期的に体力づくりに取り組めます。

加えて、インターナショナルセーフスクール(ISS)の取り組みを充実させ、児童・生徒の危険回避能力を育成します。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 64	運動習慣の改善と「一校一取組」運動の強化	体育、保健体育の授業を充実するとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析に基づき計画・実施する「一校一取組」運動を年間指導計画に位置付ける。年間を通して児童・生徒が運動に親しむ等、運動習慣の改善と体力向上を目指す。	指導課
重点 43	オリンピック・パラリンピックの機会を生かした教育の推進 【再掲】	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施する。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進する。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行う。	指導課
14	インターナショナルセーフスクール(ISS)の全校化へ向けた取り組み 【再掲】	「セーフコミュニティ」構想の下に、区立小・中学校の全校における安全で安心な学校を目指し、中学校ブロックでの推進校を1校以上設置し、取り組みを全校へ展開する。	指導課

【連携した取り組み例】

・子どものスポーツ活動の推進(学習・スポーツ課(豊島区スポーツ推進計画))

「野外活動、外遊びの推進」や「スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援」などに取り組んでいます。

5 一人一人を大切にしている教育の推進 [基本方針5]

基本施策1 特別支援教育^{※19}の充実

■現状と課題

特別な支援を必要とする子供が、能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために個に応じた力を培うことが求められています。誰もが互いに尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える共生社会を実現させることが重要です。

施策(1) 相談事業の充実

■方向性

特別な支援を要する子供の発達段階や特性、教育的ニーズを把握し、教職員の専門性の向上を図るとともに、多様なニーズに応じた相談事業等を実施します。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 65	教育相談の一層の充実	教育センターにおいては、幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図っていく。 区立幼稚園幼児教育相談活動では要支援の幼児とその保護者のサポートを行う。	教育センター
22	就学相談及び就学相談委員会の運営 【再掲】	障害のある子供の就学先については、教育センター就学相談への申し込みを経て、教育・保育・保健・福祉・医療関係者による就学相談委員会で協議し、提案を保護者へ伝達する。就学先の決定に当たっては、就学相談委員会の協議内容・提案と本人や保護者のニーズ、学校や地域の状況等を踏まえ、保護者との合意形成を図った上で教育委員会が就学先を決定する。	教育センター

施策(2) 支援計画や支援体制の充実

■方向性

「障害のある子供と障害のない子供が等しく充実した教育を受け、可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育ができる環境を整えていきます。また、多岐にわたる教育的ニーズに応えることができるよう連続性のある「多様な学びの場」の整備と充実を図ります。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課	
重点	66	専門家チーム及び特別支援教育巡回相談(チームステップ) ^{※26} による学校支援	区立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒及び学級を支援するため、「特別支援教育巡回相談(チームステップ) ^{※26} 」を実施するとともに、医療・福祉・教育の専門家を学校のニーズに応じて派遣する。	教育センター
	67	教育支援計画や個別指導計画の作成	幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために、きめ細かな指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ個別指導計画と学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成し、それに基づいた指導を行う。また、保護者や関係機関とも積極的に連携を図っていく。	指導課
	68	特別支援教育 ^{※19} の充実(交流及び共同学習・副籍交流・特別支援教室)	固定学級と通常学級との「交流及び共同学習」や特別支援学校との副籍交流を充実させる。児童・生徒が在籍校で一人一人のニーズに合った巡回指導を受けるとともに、学級担任や学校全体で指導方法を共有し、特別支援教育 ^{※19} の充実を図る。	指導課◎ 教育センター
	69	特別支援学級指導員の配置	区立特別支援学級(固定学級)に対し、特別支援学級指導員を配置する。個々の児童・生徒の障害の程度に応じたきめ細やかな支援の充実を目的とする。	教育センター
	70	区立小・中学校教育支援員等の配置	区立小・中学校に対し、特別な支援を要する児童・生徒への支援体制の充実を目的として、教育支援員等を配置する。	教育センター
	71	障害のある子供たちへの継続した支援	関係機関との連携を強化し、障害のある幼児への小学校入学に向けたサポートや、中学校卒業後も質の高い支援を継続して受けられるようなサポートを行う。	教育センター
	21	学校(園)への学校看護師の配置 【再掲】	学校に通学(園)する医療的ケアを要する幼児・児童・生徒が、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、日常的な医療的ケアを実施する学校看護師を配置する。	学務課

基本施策2 個の成長を支える教育の充実

■現状と課題

子供たちが自らの夢に向かって、可能性を広げ、自己実現を図るとともに、社会参加できる力を育てていくことが大切です。子供たちは、障害の状況や学習習熟度など、個々異なります。また、外国籍の子供たちが増えているなか、教育的支援を必要とする外国人児童・生徒や帰国児童・生徒に対する受け入れ体制の整備や日本語指導等の支援を充実する必要があります。

こうした様々な違いはあるものの、それぞれ個に応じた成長を促し、支えることが求められています。

施策（1）関係機関と連携した教育の推進

■方向性

子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学や必要な教育支援の活用の推進を図るため、教育のみでなく、関係する様々な機関や学校と連携を強化し、子供や保護者の気持ちに寄り添い、必要な支援を充実させていきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点	72 スクールソーシャルワーカー※ ⁸ 事業の充実	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカー※ ⁸ を派遣し、家庭や地域、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行う。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を活用し、児童・生徒の状況に応じた支援を行う。さらに、地域や学校の特性を把握し、未然防止に努める。	教育センター
	73 スクールカウンセラー※ ²⁷ の資質の向上	スクールカウンセラー※ ²⁷ の資質向上へ向けた研修会等を実施し、資質・能力の向上を目指す。また、スクールカウンセラー※ ²⁷ 派遣校連絡会を有効に活用し、スクールカウンセラー※ ²⁷ と教育センター相談員、スクールソーシャルワーカー※ ⁸ 等との連携を強化する。	指導課◎ 教育センター
	74 スクールカウンセラー※ ²⁷ による児童・生徒全員面接の実施	小学校5年生、中学校1年生を対象に、スクールカウンセラー※ ²⁷ による全員面接を実施し、いじめや不登校の未然防止に努める。幼稚園においては、幼児、保護者の相談活動の充実を図る。	指導課
	27 小・中学校の補習支援 チューター事業 【再掲】	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置する。	指導課

No	事業名	内容	担当課
75	としま未来塾の実施	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型 PC を活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学につながるよう支援を図る。	指導課
76	学校サポートチームの活用の促進	いじめや暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関などが、専門性を活かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切な指導や支援を行うように積極的に対応する。	指導課

基本施策3 いじめ・不登校対策の充実

■現状と課題

いじめ・不登校は、全国的に増加傾向にあります。

いじめ・不登校は、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童・生徒にも起こりうることであり、「新たないじめ・不登校を生まない」各学校の未然防止の取り組みが特に重要です。さらに、社会構造の変化、インターネット環境の普及などにより、児童・生徒の抱える問題の複雑化、多様化によって、学校だけでは解決できない問題が増えていることから、学校を支援する体制の充実を図ることが必要です。

施策（1）いじめ防止対策の充実

■方向性

いじめについては、区全体での取り組みをさらに充実させるため「豊島区いじめ防止対策推進条例」等の改正を行う予定です。今後もいじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題に目を向け、いじめの未然防止を目指した組織的な取り組みを進め、すべての子供たちが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

	No	事業名	内容	担当課
重点	77	いじめ防止対策の一層の推進	「豊島区いじめ防止対策推進条例」及び「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめ防止対策の充実を図る。「いじめをしない、させない、見逃さない」という予防的な指導及び環境づくりと早期発見、早期対応をより一層徹底する。	指導課
重点	78	心理検査 ^{※7} の分析と利活用	児童・生徒の日常生活の行動や学習状況のデータを基に分析し、個々の学習特性や心情面、学級集団の実態に基づく、児童・生徒及び教員と人間関係を把握して校内での学級づくりやいじめの早期発見及び不登校未然防止に役立てる。	指導課
重点	79	SOSの出し方に関する教育の推進	児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は家庭と協力し、児童・生徒の悩みや不安を把握したうえ関係機関等と連携して、その解消に向けた支援を行う。また、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を各学校で実施して自殺防止対策を推進する。	指導課
重点	53	国際ナショナルセーフスクール（ISS）を通じた心のけがを減少させる取り組み【再掲】	「心のけが」を減少させる児童・生徒の取り組みを通じて思いやりの心情を育むとともに、互いの良さを尊重し合う温かい学校づくりを推進する。	指導課
	73	スクールカウンセラー ^{※27} の資質の向上【再掲】	スクールカウンセラー ^{※27} の資質向上へ向けた研修会等を実施し、資質・能力の向上を目指す。また、スクールカウンセラー ^{※27} 派遣校連絡会を有効に活用し、スクールカウンセラー ^{※27} と教育センター相談員、スクールソーシャルワーカー ^{※8} 等との連携を強化する。	指導課◎ 教育センター

施策（２）不登校対策の充実

■方向性

不登校は、これまで以上にケアを充実させれば必ず減少するというのではなく、新たな不登校を生まないための２種類の予防的取り組みが重要です。「１．未然防止」は健全育成そのものであり、授業づくり、集団作りなど、全児童・生徒を対象に学校が楽しいと思わせる「魅力的な学校づくり」を進めることを指します。一方、「２．初期対応」はいわゆる早期発見・早期対応であり、学校を休みがちな児童・生徒や連続して休み始めた児童・生徒を対象に対応を行うことを指します。こうした「新たな不登校を生まない」取り組みを進めることで、増加傾向にある不登校の予防に努めます。

また、既に不登校の状態にある児童・生徒については、各学校による対応に加え、アウトリーチ（訪問支援）を行うスクールソーシャルワーカー^{※8}や、来所型で支援を行う適応指導教室などを活用し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できるよう支援に努めます。中学を卒業した後についても、引き続き見守りができるよう、子ども若者課「アシスとしま」等との連携を深めていきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

	No	事業名	内容	担当課
重点	80	不登校対策の強化	登校支援シートの活用・分析や不登校対策会議の実施等を通し、未然防止、早期発見・早期対応、自立支援、再発防止の４つのステップの充実を図るための対策を講じる。	教育センター◎ 指導課
重点	81	柚子の木教室 ^{※28} （適応指導教室）の充実	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させる。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能する。	教育センター
重点	72	スクールソーシャルワーカー ^{※8} 事業の充実 【再掲】	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカー ^{※8} を派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行う。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行う。さらに、地域や学校の特性を把握し、未然防止に寄与する。	教育センター
	82	不登校児童・生徒への復帰支援	児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できるよう、来所型の柚子の木教室 ^{※27} と訪問型のスクールソーシャルワーカー ^{※8} とが学校と連携し、児童・生徒の状況に応じた復帰支援を行う。また、学校と協働し、安全・安心で登校しやすい校内環境づくりを行う。	教育センター◎ 指導課
	83	不登校の早期対応の取り組み	全ての小・中学校において不登校対策ケース会議 ^{※29} を計画的に実施し、各学校における不登校対応力の向上を図る。	教育センター◎ 指導課

基本施策4 多文化共生の推進

■現状と課題

豊島区では、近年の人口の増加においては外国人人口の増加の割合も顕著になっており、2018年（平成30年）現在、29,010人と総人口の1割を占めています。

今後ますますグローバル化が進む中において、子供が将来、国際社会で活躍できるよう、異文化を理解する資質や能力、英語によるコミュニケーション能力や情報活用能力を育むとともに、自己のよりどころとなる伝統や文化等を尊重する態度を養うことが必要です。

自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚をもたせるためには、発達段階に応じて取り組みを進めていくことが重要です。小・中学校においても、子供の社会参画への意欲・態度等を育むために、各教科の学習、児童会・生徒会活動、学校行事等において、発達段階に応じた地域活動や社会との関わりを意識した活動に取り組むことが必要です。

施策（1）異文化理解の推進

■方向性

外国の文化を知る機会の増加や外国人との交流を進めることなどにより、子供の異文化に対する理解や関心を高め、国際社会への視野を拓けます。

また、外国籍の子供も含め、社会の一員として自立し、豊島区を担う人材として、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関するシチズンシップ教育を推進します。

なお、言葉が分からないなど日本での生活に不慣れな子供が安心して学校生活を送れるよう、日本語の初期指導を重視し、学年や能力に合わせた段階的・系統的な教育を充実します。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 84	日本語学級・日本語指導教室の充実	多くの帰国・外国籍の児童・生徒が学習の見通しをもち、日本語の初期指導を行い、日本語を習得し学校生活への適応が進むように、指導計画・指導内容の充実を図る。また、自国の文化を尊重するとともに、日本の伝統文化や様々な季節の行事などに関心をもたせ、将来にわたり夢と志をもって自己実現できるよう指導する。	指導課◎ 教育センター
重点 85	通訳派遣の実施	帰国・外国籍の幼児、児童・生徒が学校生活に適応できるよう、幼稚園・学校に通訳を派遣する。また、保護者とのコミュニケーションを円滑に図るため三者面談等にも対応する。	教育センター

施策（２）積極的な社会参加の推進

■方向性

日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に日本語の習得を進め、積極的な社会参加を促します。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点	84 日本語学級・日本語指導教室の充実 【再掲】	多くの帰国・外国籍の児童・生徒が学習の見通しをもち、日本語の初期指導を行い、日本語を習得し学校生活への適応が進むように、指導計画・指導内容の充実を図る。また、自国の文化を尊重するとともに、日本の伝統文化や様々な季節の行事などに関心をもたせ、将来にわたり夢と志をもって自己実現できるよう指導する。	指導課◎ 教育センター
	34 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組み 【再掲】	環境、平和や人権等様々な課題への取り組みに関する教育を推進し、環境、経済、社会、文化の各側面から持続可能な社会 ^{※16} の実現を目指す。	指導課
	86 学習支援の充実	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行う。	指導課

6 教師力^{※15}の向上と魅力ある学校づくり [基本方針6]

基本施策1 学校経営改革の推進

■現状と課題

学校において教員は、学習指導や生活指導等の幅広い校務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校をとりまく環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められている中、国や東京都の調査において教職員の長時間勤務が指摘されています。また、豊島区が平成30年度に実施した調査においても同様の調査となっていることから、教職員の業務の負担軽減等の方策について検討し、対策を進めることが求められています。

平成30年度に実施した豊島区の教員の勤務実態調査によりますと、過労死ラインと言われている週あたりの在校時間が60時間を超える教員の割合は、小学校が41.7%、中学校が42.9%でした。その業務内容の主なものは、小・中学校ともに授業、成績処理、授業準備であり、中学校においてはこれに加えて、部活動・クラブ活動でした。また、在校時間60時間未満と60時間以上の教員で、勤務時間の差がある業務内容は、小・中学校ともに成績処理と授業、中学校の部活動・クラブ活動でした。ただし、本調査においては、1学期の成績処理の時期と重なっていたことをつけ加えておきます。

一方で、小学生保護者・中学生保護者アンケートでは、子供が学校教育で身に付けてほしいものとして小学生では「人間関係を築く力」、中学生では「教科の基礎的な学力」が最も高くなっています。

子供たちをとりまく環境が変化を続ける中、教職員が学校における多様な課題に対応する一方で、時代に即した新たな教育を実践していくために、子供の学びの連続性を重視した学習指導に向け、教職員が学び続けようとする活動をしっかりと支えていくことが重要です。

また、学校は、学校が目指す教育ビジョンを地域や保護者と共有しながら、家庭や地域へ積極的に情報提供するとともに、学校評価を通して教職員が学校運営の成果や課題を共通理解し、その結果を広く公表することで、保護者や地域住民が学校運営についての理解を深め、学校と保護者・地域との協働によるコミュニティ・スクール^{※1}等を進めることが求められています。

こうした様々な課題に対応していくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図ることが重要です。そして、教育委員会は、教員が児童・生徒と向き合える時間を確保するために教員の働き方改革を推進するとともに、配慮が必要な児童・生徒へのきめ細やかな対応を支援する体制を構築していきます。また、区の関係部署等と連携を図りながら、総力を挙げて学校と教職員への支援を図っていきます。

豊島教員ミニマム

～子どもに学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を！～

教育は教化も感化も重要なり

- 子どもの知的好奇心をゆさぶり、やる気を引き出し、達成感をもたせよう
- 学習3つの心得を、確立させよう
(①人の話は目で聞く、②自ら問いをもって考える、③互いに高め合う)
- 話し合い、学び合い、協同を促し、学びがいを実感させよう

教育は為すことによって身につく

- ひと言の重みを自覚し、子どもが抱える心の悩みをとらえよう
- 子どもの可能性や能力を信じて、最後まで指導をしよう
- 子どもの心に向き合い、温かい人間関係を築こう

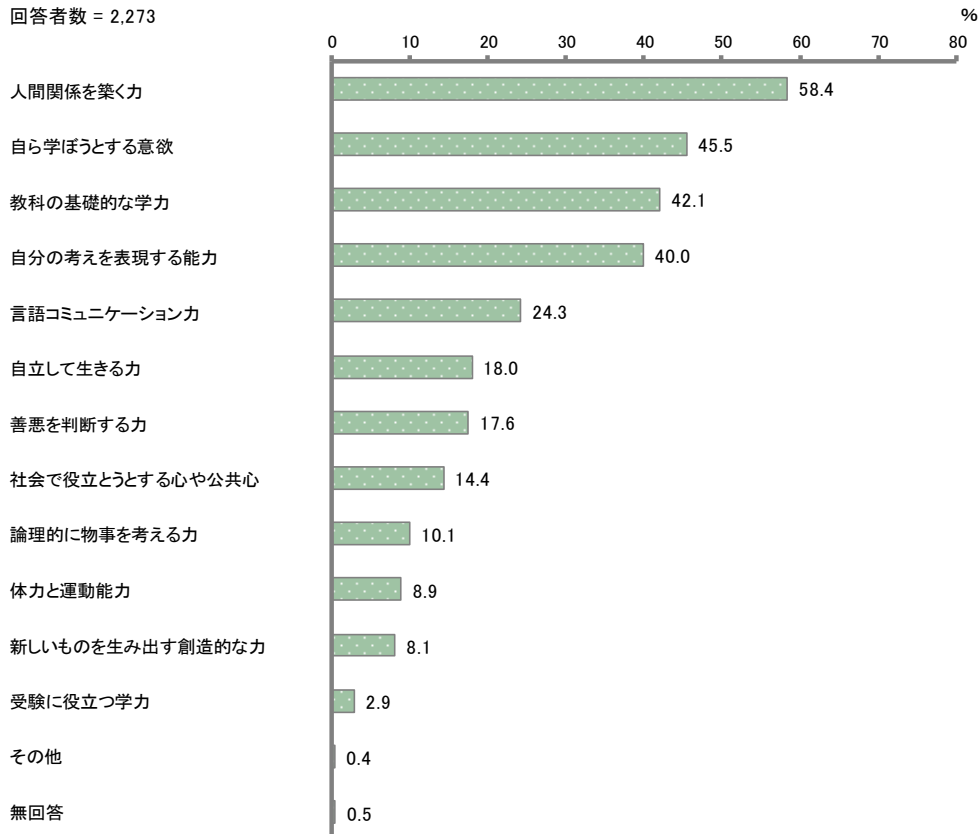
教育は人なり、チームプレーなり

- 理屈抜きに子どもや学校を好きになろう
- 「フェイス・トゥ・フェイス」を大切に、共に汗して絆を深めよう
- 忙中笑顔、人には優しく、自らには厳しく

* 豊島教員ミニマム（平成23年12月28日策定）

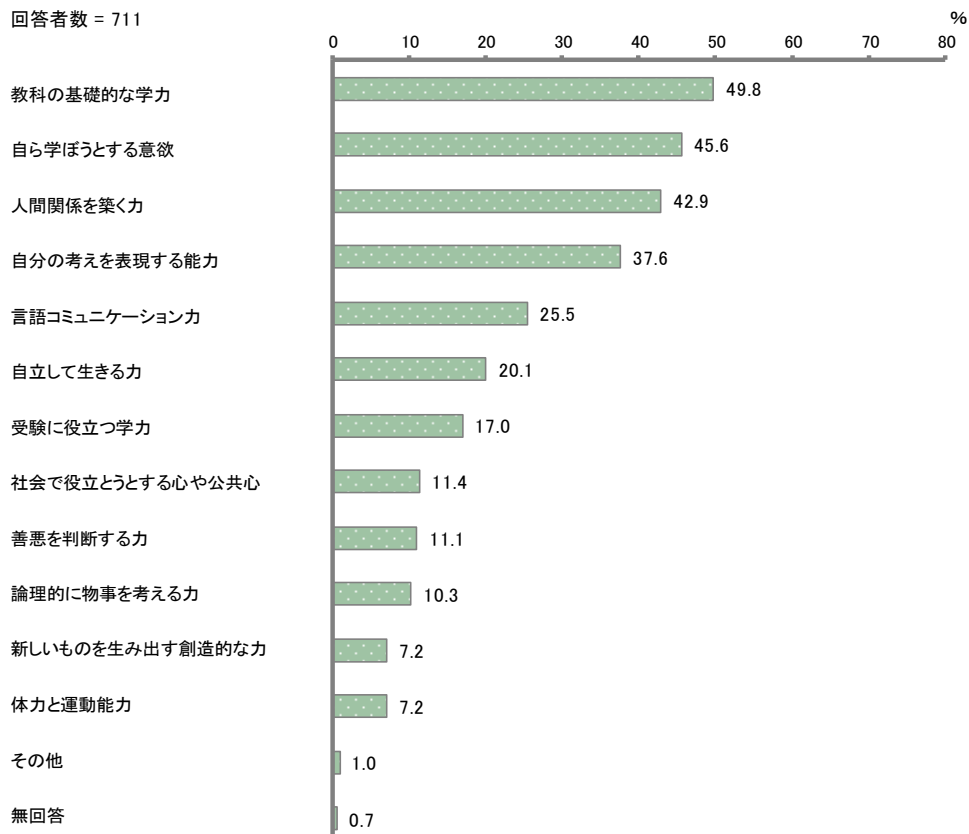
豊島区に愛着をもつ教員を育成し、各教員が「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「保護者や地域との適切な対応力」「組織の一員としての円滑な校務遂行力」を身に付け、豊島区の教員なら「いつでも、どこでも、だれでも、これだけはできる実践力」の姿を示したものを。

図表 27 子供が学校教育で身に付けてほしいもの（小学生保護者）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 28 子供が学校教育で身に付けてほしいもの（中学生保護者）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

施策（1）教員の資質・能力の向上

■方向性

教職員には、子供たち一人一人の個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、資質の向上に努めることが求められています。このため、授業力や多様な教育課題への対応力等、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組みます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 87	研修体系及び実施方法の策定	時代の要請に応える教員の資質・能力の向上を図るため、経験や能力、職層に応じた研修体系を作成する。若手教員育成研修の実施方法・内容や校内でのOJT ^{※30} を充実させ、教員の指導力を高める。目指すべき教師像を明確にもたせ、教員の意識を高め、豊島区に愛着をもつ教員を育成する。	指導課
重点 88	教員の授業力の向上	全幼・小・中学校の教員が指導教諭や授業改善リーダー（能代市派遣教員）による師範授業、研究協議会等に参加し、教科等の指導技術など、確かな授業力を身に付ける。また、経験年数や職層に応じて、人材育成を計画的に推進する。	指導課
重点 25	能代市との教育連携 【再掲】	区内小・中学校の教員を能代市立小・中学校に派遣するなど、能代市の教育について学ぶ機会を設け、学んだことを区内教員に普及する。また、豊島区の教育実践について能代市と豊島区の教員で意見交換し、豊島区の授業改善に資するとともに、「豊島ふるさと学習」の充実につなげる。	指導課
89	豊島の子七か条の徹底	豊島の子七か条を、全教職員、幼児・児童・生徒、保護者、地域に周知し、関係者が一体となって、幼児・児童・生徒の健全育成を図る。	指導課
90	教育課程研究校における研究推進	教育課程及び学習指導の方法等について研究を行い、豊島区の教育課題解決へ向けて、授業研究に取り組み、その成果を研究発表会で区内外に広く周知する。また、保幼小中の連携を生かした人的交流を積極的に推進する。	指導課
91	授業づくり支援員の配置	様々な課題を抱える学校に対して、特色ある教育活動や授業準備、教材づくり等で、教員を補助するための支援員を配置するとともに、人員の加配により教員の校務負担軽減等、魅力ある学校づくりに向けた取り組みを強化する。	指導課

【連携した取り組み例】

・子ども研修（子ども若者課（豊島区子どもプラン））

豊島区の子ども施設職員を対象とした研修を実施します。一部の講座は、区民への公開講座として実施します。

施策（２）学校の働き方改革の推進

■方向性

勤務実態調査及び意識調査の結果やワークショップの意見を参考に、教育委員会は、平成30年8月に「教員の働き方改革検討部会」を設置し、課題の整理、取り組みの方向性、具体的な取り組みについて検討を重ね、平成31年3月に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。このプランに基づき33項目の取り組みを行い、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備します。このような取り組みを着実に推進することにより、教員の長時間労働の改善につなげるとともに、学校教育の質の維持向上を図ります。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 92	豊島区学校における働き方改革の推進	教員一人一人の心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の維持向上による「教員の働き方改革」を図る。	指導課◎ 庶務課 学務課
重点 32	カリキュラム・マネジメント ^{※4} の推進 【再掲】	児童・生徒に求められる資質・能力を育むために、横断的な視点でその目標の達成に必要な教育を組織的に行う。	指導課
93	部活動の充実	部活動の充実を図り、学校教育を活性化させるため、地域の人材等を部活動の外部指導員として、各中学校に配置する。また、部活動ガイドラインを順守し、効率的、効果的な指導を行う。	指導課

【参考】

■勤務実態調査

(1) 週当たり在校時間（教諭） 月曜日～日曜日合計の平均（図表 29）

	区	都	国
小学校	59 時間 17 分	58 時間 33 分	57 時間 25 分
中学校	59 時間 0 分	64 時間 35 分	63 時間 18 分

※週当たりの正規勤務時間…38 時間 45 分

(2) 週当たり在校時間が 60 時間を超える者の割合（教諭）（図表 30）

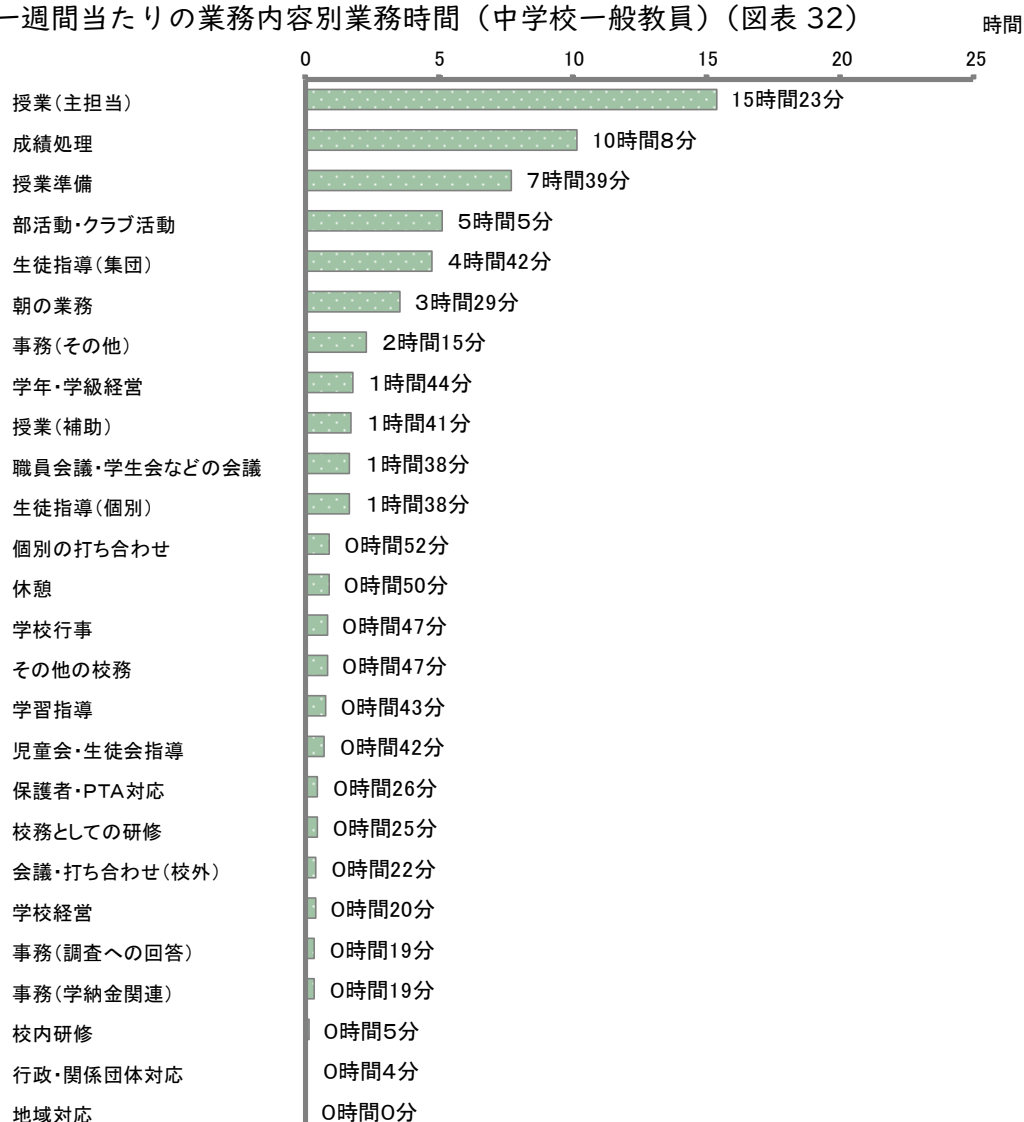
	区	都	国
小学校	41.7%	37.4%	33.5%
中学校	42.9%	68.2%	57.6%

※国は平成 28 年度、東京都は平成 29 年度、豊島区は平成 30 年度に調査を実施

(3) 一週間当たりの業務内容別業務時間（小学校一般教員）（図表 31）



(4) 一週間当たりの業務内容別業務時間（中学校一般教員）（図表 32）



(図表 33)

(5) 1週間当たりの在校時間 60 時間未満・以上の業務時間比較（時間が長い順から降順・上位 6 位まで・小学校一般教員）

業務	60 時間未満	60 時間以上	差
成績処理	5 時間 50 分	17 時間 50 分	12 時間 0 分
授業（主担当）	18 時間 24 分	21 時間 51 分	3 時間 26 分
授業準備	5 時間 11 分	7 時間 14 分	2 時間 2 分
生徒指導（集団）	3 時間 27 分	5 時間 3 分	1 時間 35 分
学校経営	1 時間 3 分	2 時間 28 分	1 時間 25 分
職員会議・学生会などの会議	2 時間 6 分	3 時間 6 分	1 時間 0 分

(図表 34)

(6) 1週間当たりの在校時間 60 時間未満・以上の業務時間比較（時間が長い順から降順・上位 6 位まで・中学校一般教員）

業務	60 時間未満	60 時間以上	差
成績処理	7 時間 9 分	14 時間 7 分	6 時間 57 分
部活動・クラブ活動	2 時間 53 分	8 時間 1 分	5 時間 7 分
授業（主担当）	13 時間 31 分	17 時間 52 分	4 時間 21 分
生徒指導（集団）	3 時間 31 分	6 時間 18 分	2 時間 47 分
児童会・生徒会指導	0 時間 13 分	1 時間 21 分	1 時間 7 分
その他の校務	0 時間 30 分	1 時間 10 分	0 時間 40 分

基本施策 2 教育環境の整備

■現状と課題

豊島区では、これまでの改築・改修事業において、校内の ICT^{※10} 環境の整備や学習情報センター^{※11} 整備を初めとした学びの拠点の充実はもとより、放課後対策事業の充実、エコスクール化の推進、防災拠点としての機能、地域交流の場としての機能についても配慮した学校整備を進めてきました。その中には、学校トイレの洋式化や体育館の冷暖房整備など、全国に先駆けた取り組みもあります。

学校改築については、「豊島区立小・中学校改築計画」に基づき、着実な改築を進めてきましたが、未だ築 50 年を越える未改築の学校が 5 割以上、幼稚園は全て 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進行しています。

未改築校では、予防保全による部分改修を計画的に実施しているため、施設の基本的な機能は維持されていますが、建物の断熱性能やエレベーターの有無、多様な学習形態に対応できるオープンスペースや学習情報センター^{※11} などの整備はなかなか進まない状況があり、質の高い教育環境の確保や施設の使いやすさといった面では課題があります。さらに、豊島区の 0～14 歳人口が増加傾向となっていることから、区立小・中学校の児童・生徒数も同様に増えており、普通教室の整備などの対応も必要となっています。

これらの困難な課題に対応するため、教育委員会では平成 29 年 12 月に「学校施設のあり方検討会」を設置し、学校施設等の現状把握、長寿命化改修の調査・研究、今後の学校整備に必要な機能等の整理について、約 1 年間かけて検討を重ねてきました。その結果、できる限り早期に課題を解消していくためには、改築に代わる新しい整備手法である長寿命化改修（スーパーリニューアル）を基本として進める提言が出されました。

今後は、この提言を踏まえながら、文部科学省から令和 2 年頃までに策定を求められている「学校施設の長寿命化計画」を作っていく必要があります。

施策（1）学校施設の長寿命化計画と学校施設の施設更新

■方向性

令和2年度に策定予定の「学校施設の長寿命化計画」に基づき、改築の計画が示されていない小・中学校19校と幼稚園3園を対象に、着実な施設更新を進めていきます。

整備手法については、これまでの学校改築で培ってきた経験や設備・機能を活かしながら、改築校と同等の教育環境が実現でき、工事期間の短縮と整備に必要な経費の抑制を図ることができる、豊島区版の長寿命化改修（スーパーリニューアル）を導入していきます。

また、「学校施設の長寿命化計画」の策定にあたっては、児童数の増加による普通教室の確保や幼稚園の認定こども園化などの諸課題と校舎の劣化状況や財政状況、道路づけ等の環境条件を考慮していきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 94	学校施設の長寿命化計画策定	学校施設に求められる機能・性能を確保するため中長期的な維持管理及び更新等の方針を示す「学校施設の長寿命化計画」を策定する。	学校施設課
95	学校の改築・長寿命化改修	「豊島区立小・中学校改築計画」及び、今後策定する「学校施設の長寿命化計画」に基づき、改築・長寿命化改修を実施する。	学校施設課

施策（2）学校環境の整備

■方向性

予防保全による部分改修を引き続き実施し、施設の基本的な機能の維持を図っていきます。さらに良好な学校環境を確保するため、体育館の冷暖房設置や体育館トイレの洋式化などに取り組んでいきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 96	学校の計画的な改修	定期的な点検・整備により不具合を未然に防ぐ「予防保全」に基づく施設改修を行なう。また、児童増に伴う普通教室・子どもスキップ等の計画的な整備を行なう。改修にあたっては、これまでの学校改築のノウハウを生かし、教育環境の充実と質の向上を図る。	学校施設課

No	事業名	内容	担当課
97	体育館の冷暖房設置	全区立小・中学校の体育館に冷暖房機器を設置する。	学校施設課
98	学校施設の安全対策	敷地内のブロック塀を撤去する等の安全対策を行う。	学校施設課
99	トイレ改修	トイレ洋式化等により、安全で清潔なトイレ環境を整備する。	学校施設課

施策（3）情報教育環境の整備

■方向性

子供たちの ICT^{※10}活用能力の向上や携帯電話、スマートフォン、SNS等の利用も含めた適切な情報モラル^{※5}の理解を図るとともに、習得、活用、探究という学習過程の中で、子供が自ら興味をもてるような授業づくりに向けて、ICT^{※10}機器を効果的に活用した探究的な学習の充実を図るため、タブレットパソコンの一人一台配備などの情報教育環境の整備を推進します。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 100	ICT ^{※10} 支援員の活用	教職員の ICT ^{※10} 活用指導力向上のため、各学校に ICT ^{※10} 支援員を配置し、機器の活用方法や授業支援を行うとともに、タブレット型端末やデジタル教材等の活用に関する研修会を実施する。	指導課◎ 庶務課
重点 45	ICT ^{※10} 環境の整備 【再掲】	情報活用能力や情報モラル ^{※5} の基礎である「プログラミング的思考」などを身に付けるため、一人一台の学習用コンピュータや電子黒板等の ICT ^{※10} 機器及び校内 LAN 等の整備を推進し、児童・生徒が活用しやすいよう学習環境を整える。	庶務課
101	小・中学校間の校務 LAN ^{※31} の活用	強固なセキュリティ対策を施した学校ネットワークである校務 LAN ^{※30} を活用し、学校間での教材研究や作成した教材などの情報共有を行い、情報活用機能を高める。	庶務課
46	学校図書館・学習情報センター ^{※11} を活用した教育活動の推進 【再掲】	学校図書館システムを有効活用し、児童・生徒の知的好奇心を伸ばし、豊かな人間性と知力を育む読書活動を推進し、読書習慣を確立することで、基礎学力の向上につなげる。	指導課

基本施策3 安全安心な学校づくり

■現状と課題

近年の自然災害の発生や交通事故、犯罪等の社会状況は、日々、変化をしています。子供の安全を脅かす事案はいつ起こるとも限りません。重大事故が起きた時に「想定外」にしないための系統的・体系的な安全に関する積極的な取り組みは急務です。

こうした状況を鑑み、子供の命を守る学校には、子供が安心して通うことができる安全な学校づくりが求められています。

各学校等では、教科等で実践される安全教育の充実を図ることにより、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力及び安全・安心な環境づくりに貢献できる資質・能力を身に付けさせる必要があります。自己や周囲の人々の安全に配慮した行動をとるとともに進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献する子供に育成していくことが重要です。

施策（1）安全・安心な教育環境の推進

■方向性

安全マップや防犯ブザーの配布、防犯マニュアルの整備や、防災訓練などの取り組みを継続するとともに、警察と区が連携したりリアルタイムの情報発信や、近隣区市町村と連携した広域的な情報共有における仕組み、区民との連携などについても検討を進め、子供たちの安全・安心の取り組みを進めます。

また、豊島区が推進している「セーフコミュニティ」構想をもとに、区内小・中学校の全校における国際セーフスクール（ISS）を推進します。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

	No	事業名	内容	担当課
重点	102	国際セーフスクール（ISS）の取り組みを通じた安全安心な学校づくり	国際セーフスクール認証校のノウハウを生かし、8つの中学校ブロックを中心とした普及・啓発を推進する。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取り組みを充実させる。	指導課
重点	103	地域と連携した防災訓練の推進	「自ら危険を予測し、回避できる」能力を育てるため、状況に応じて適切な行動がとれる避難訓練など、いろいろな状況を想定した避難訓練を実施する。	指導課
重点	62	アレルギー対策の推進【再掲】	アレルギー疾患のある子供たちが学校生活を安全・安心なものとするよう、ガイドラインに基づく食物アレルギーの対応を徹底し、心と体の健康づくりを推進する。	学務課

No	事業名	内容	担当課
104	安全指導の充実	東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」を活用し、生活安全、交通安全、災害安全等安全指導の充実を図る。また、警察と連携したセーフティ教室や地域安全マップを活用した通学路の安全点検等により、学校内外の安全指導を徹底する。	指導課
105	薬物乱用防止教育の推進	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施する。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行う。	指導課
106	防災・減災教育の研究	各教科等において、防災・減災につながる内容を教材化するなど、防災・減災に対して児童・生徒が意識を高め、自らの生命を守るために主体的に考え行動したりすることができるようにする。	指導課
107	インターナショナルセーフスクール（ISS）を通じた家庭教育支援ネットワークの確立	家庭で話し合いながら、命の大切さや成長の喜びを児童・生徒と保護者が共有するとともに、PTA活動を通じた地域の安全や登下校の安全への支援意識を高める。	指導課

【連携した取り組み例】

・社会を明るくする運動（子ども若者課（豊島区子ども・若者計画））

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動を推進しています。

7 家庭と地域の教育力の向上 [基本方針7]

基本施策1 家庭教育の支援

■現状と課題

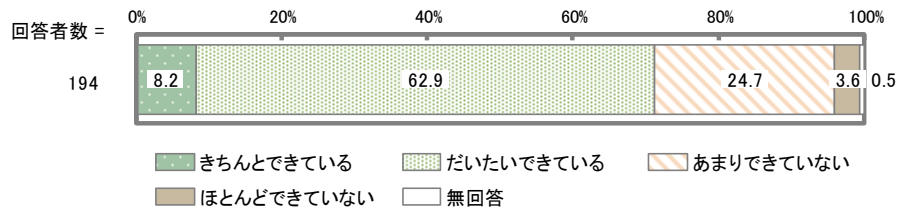
家庭は、子供が基本的な生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場ですが、現在、家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題が社会の問題となっています。また、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、家庭と地域における「教育力」の向上が課題となっています。

教育関係団体アンケートでは、地域で見かける児童・生徒は、きちんとした挨拶や、ていねいな言葉遣いが「あまりできていない」と「できていない」をあわせた“できていない”が2割半ばとなっています。また、保育園・幼稚園保護者アンケートでは、子供のしつけについて「子どものしつけは、家庭と、保育所・幼稚園・学校が一体となって行うべきである」の割合が約6割と最も高くなっています。

人生100年時代を見据え、関係機関と連携した多様な施策が必要です。

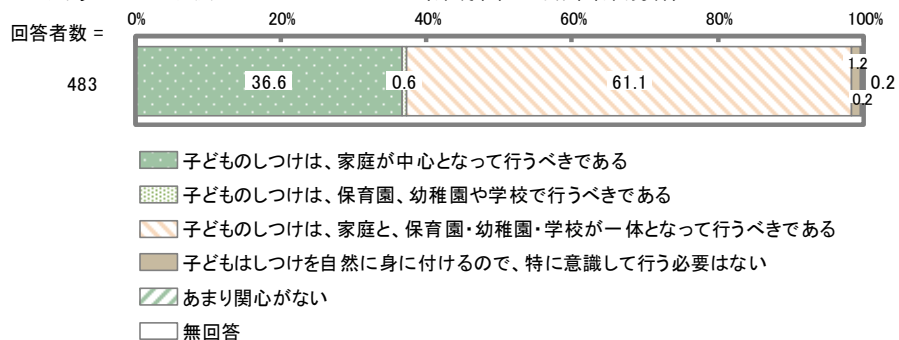
保護者と子供が家族としてのつながりを強め、家庭の教育機能を高めるためには、学校や教育委員会からの家庭教育や子育てに関する様々な情報提供、及び行政の関係機関、地域関係団体等による個々の家庭状況に応じた働きかけや福祉的な支援を行うことが必要です。教育委員会は、区の関係部署等と連携を図りながら、子供と家庭のために総力を挙げて学校と教員を支援していきます。

図表 35 地域で見かける児童・生徒がきちんとした挨拶や、ていねいな言葉遣いができているかについて（教育関係団体）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 36 子供のしつけについて（保育園・幼稚園保護者）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

施策（1）相談機能・支援体制の充実

■方向性

子供の心身の発達への心配や、幼稚園・保育所、学校での生活や学習、親子関係や子育て等についての相談を受け、臨床心理士等の相談員が、子供の状態や状況を把握し理解した上で、教育相談的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法等を行い、子供の心身の成長を支援します。

また、社会生活を営む上での困難を有する子供とその保護者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、区の関係部署や必要に応じて地域の支援団体などとも連携・協力しながら支援します。中学を卒業した後についても引き続き見守りができるよう、子ども若者課「アシスとしま」等との連携を強化していきます。

不登校やひきこもりなど、中学校卒業後についても、引き続き見守りができるよう、子ども家庭部との連携を深めていきます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 65	教育相談の一層の充実 【再掲】	教育センターでは、幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図っていく。 区立幼稚園幼児教育相談活動では要支援の幼児とその保護者のサポートを行う。	教育センター
重点 72	スクールソーシャルワーカー※8事業の充実 【再掲】	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカー※8を派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行う。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を活用し、児童・生徒の状況に応じた支援を行う。さらに、地域や学校の特性を把握し、未然防止に努める。	教育センター
重点 84	日本語学級・日本語指導教室の充実 【再掲】	多くの帰国・外国籍の児童・生徒が学習の見通しをもち、日本語の初期指導を行い、日本語を習得し学校生活への適応が進むように、指導計画・指導内容の充実を図る。また、自国の文化を尊重するとともに、日本の伝統文化や様々な季節の行事などに関心をもたせ、将来にわたり夢と志をもって自己実現できるよう指導する。	指導課◎ 教育センター
重点 85	通訳派遣の実施 【再掲】	帰国・外国籍の幼児、児童・生徒が学校生活に適応できるよう、幼稚園・学校に通訳を派遣する。また、保護者とのコミュニケーションを円滑に図るため三者面談等にも対応する。	教育センター

No	事業名	内容	担当課
108	子供・教育施策の連携強化	区長部局と教育委員会の双方で取り組んでいる子供・教育施策について、区民から分かりやすく、利用しやすいように、統一感のある事業として展開する。	庶務課

【連携した取り組み例】

- ・地域子育て支援拠点事業（地域区民ひろば課、子育て支援課、保育課（豊島区子ども・子育て支援事業計画））
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
- ・若者支援ネットワークの構築（子ども若者支援地域協議会）（子ども若者課（豊島区子ども・若者計画））
子ども・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子ども・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携するネットワークを構築します。
- ・アシストしま（豊島区子ども若者総合相談）（子ども若者課（豊島区子ども・若者計画））
誰でも気軽に利用できるような包括的な相談機能を設け、様々な関係機関・団体が連携してチームとして子ども・若者を支援する体制を整備・推進します。

施策（２）「生活・遊び・学び」の充実

■方向性

すべての子供には遊ぶ権利が保障されています。子供は、遊ぶことによって将来の人格を形成します。そのために、小学校の余裕教室や校庭、体育館、学校図書館などを活用して放課後の「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、様々な活動を通して多くの子供たちが友達と関わり、関係を広げる「子供同士の遊びと交流の場」を充実させます。

特別な支援を要する子供に対しては、学校における教育活動から放課後にわたる切れ目のない支援を行うため、すべての区立小学校及び子どもスキップにスクール・スキップサポーターを配置します。このことにより、特別な支援を要する子供の「学び」と「遊び」を保障します。

スクール・スキップサポーターの配置は、平成29年度に子どもスキップ事業を区長部局から教育委員会に移管し、学校との連携をより一層強化することにより可能となりました。そのほかにも、学校と子どもスキップで子供に関する情報を共有し、子供の問題行動に共同して対応したり、教育委員会が学校と子どもスキップの安全管理や施設改修を一元的に推進することができるようになっています。

また、安全・安心メールの配信及び入退室管理システムの活用等の安全対策を推進するとともに、すべての子どもスキップにおいて午後7時までの延長利用を可能とすることにより、共働き世帯等に対する子育て支援を充実します。

さらに、地域住民の参加と協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流事業等の取り組みを推進し、家庭教育や子育てに関する情報提供や支援を行い、保護者と子供が家族としてのつながりを強め、家庭の教育機能が高められるよう、子供たちの豊かな人間性を育むと同時に、地域が学校等を支える基盤づくりを進めます。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点 109	子どもスキップ事業の実施	小学校の教室、校庭、体育館などを活用し、全児童を対象とする育成事業、学童クラブ、放課後子ども教室を、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、総合的・一体的に推進する。事業の推進にあたっては、その充実のため、1施設につき正規職員2名の確保に努める。	放課後対策課
重点 110	家庭教育推進事業の実施	子供たちの健全育成のために、家庭や地域、学校が連携を図りながら、家庭の教育力を高めるために、学びの場をはじめとする基盤づくりを推進する。	庶務課
111	学童クラブ事業の実施	保護者の就労等による留守家庭児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。小学校と連携し、必要なスペースと定員枠の確保に努める。	放課後対策課
112	放課後事業の充実	子どもスキップ、中高生センタージャンプ、プレーパークなどの放課後事業を推進し、子供の「生活・遊び・学び」の場を充実させる。	放課後対策課◎ 子ども若者課

【連携した取り組み例】

・子ども食堂ネットワーク（子ども若者課（豊島区子ども・若者計画））

地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」の情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。

・中高生センタージャンプの運営（子ども若者課（豊島区子どもプラン、豊島区子ども・若者計画））

中高生に学習の場や音楽やダンスの場、友人との語らいの場等の居場所を提供し、自主的な活動を支援する施設です。また、中高生の心身が傷つけられないよう、子ども家庭支援センターや豊島区子どもの権利擁護委員、学校などの関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。

・プレーパーク事業（子ども若者課（豊島区子どもプラン））

子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。また、身近な地域で冒険遊びを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。

・区民ひろばとの連携（地域区民ひろば課）

身近な地域活動の拠点である区民ひろばでの事業の充実を図ります。

基本施策2 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

■現状と課題

小学生保護者・中学生保護者アンケートでは、学校の体育の時間以外に外で遊んだり運動したりする頻度について小学生で「ほとんどしていない」が1割半ば、中学生で3割半ばとなっています。

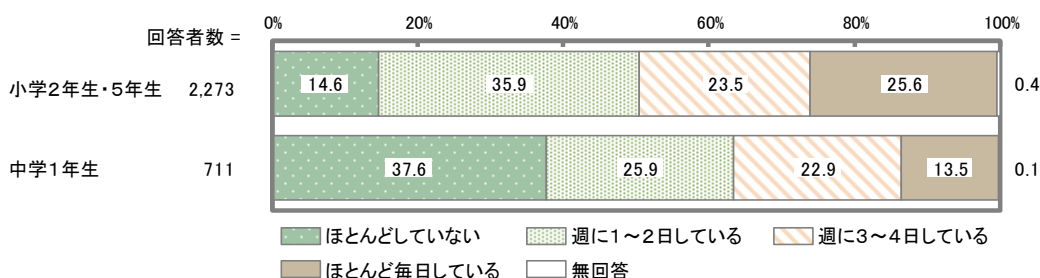
また、学校と地域の連携について小学生・中学生の保護者ともに「児童・生徒の安全対策充実のため、地域との協力関係を一層深め、有効な活動を展開していくべきである」が5割半ばと最も高くなっています。

教育関係団体アンケートにおいても、所属する地域団体と学校とが、現在、連携・協力して行っていることは「地域が主催する各種行事」の割合が最も高く、今後、連携・協力してできることは「パトロールなど地域と子供の安全・安心に繋がること」が最も高くなっています。

地域には、学校、行政機関、PTA等、NPO・民間団体、企業、大学、各種団体など、様々な組織・団体があるほか、ボランティア活動等に関わる個人も多くいます。こうした幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの成長を支え、子供との関わりの中で大人もともに学び合い育ち合うことのできる仕組みの構築が必要です。そのためには、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを学校と保護者や地域が共有し、地域と学校が相互に連携・協働していくことが大切です。

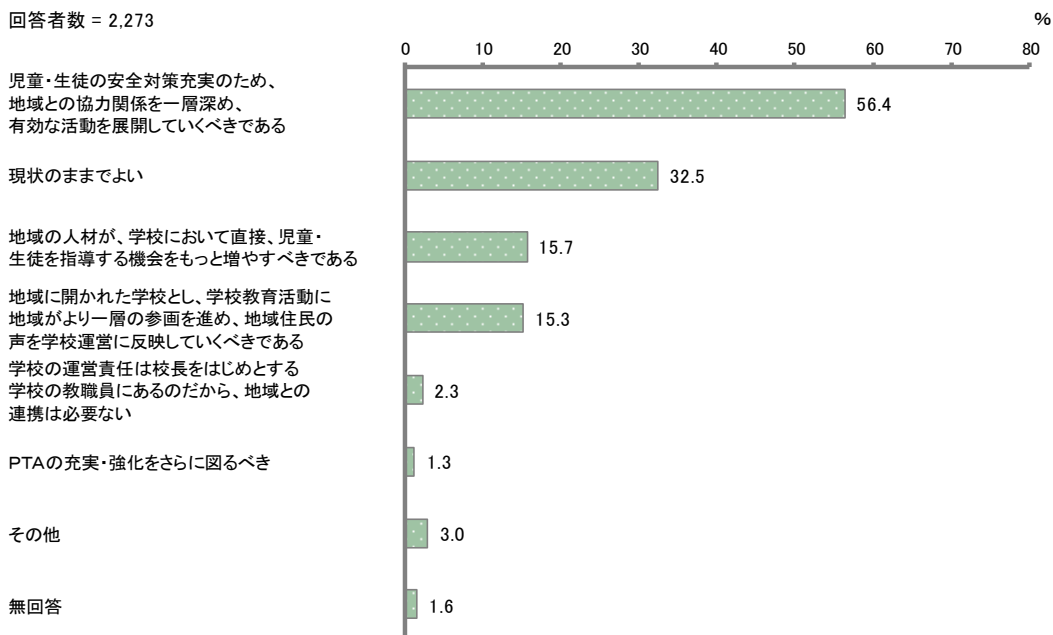
また、隣接校選択制については、平成13年度から特色ある教育を推進し学校教育の活性化を図ること、児童・生徒、保護者の学校選択の意向を尊重し選択の幅を増やすこと、学校情報を積極的に発信し、開かれた学校づくりに寄与することを目的として実施しており、保護者のニーズも高く定着している制度です。一方で、通学校や地元地域での協力のあり方、小規模化する学校と希望が集中する学校への対応、通学路の安全対策等、制度の問題点について、適時性を重視した検討が必要です。

図表 37 学校の体育の時間以外に外で遊んだり運動したりする頻度について（小・中学生保護者）



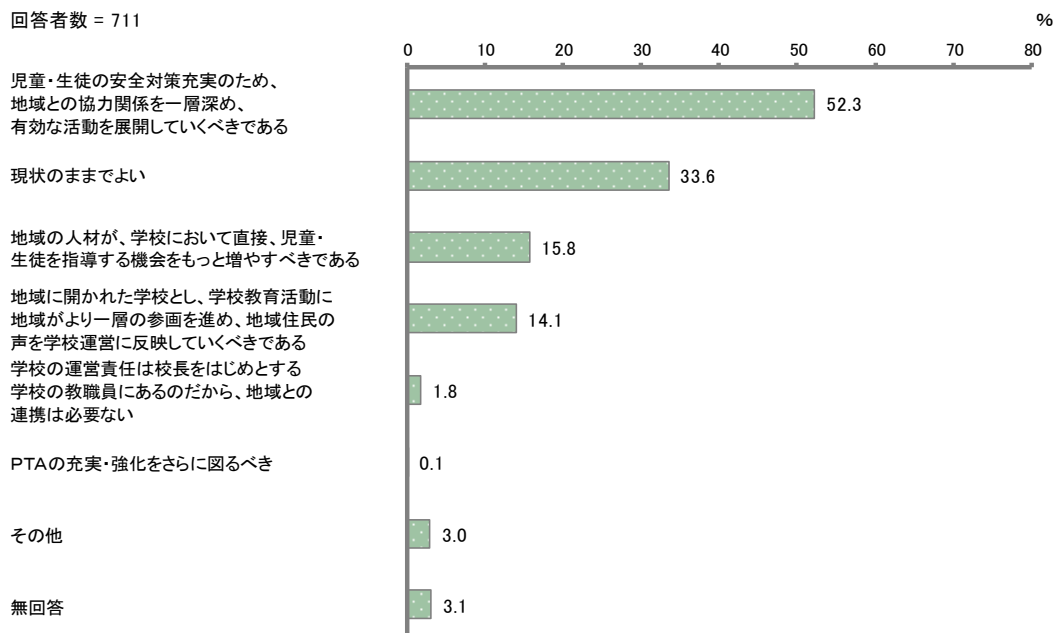
資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 38 学校と地域の連携について（小学生保護者）



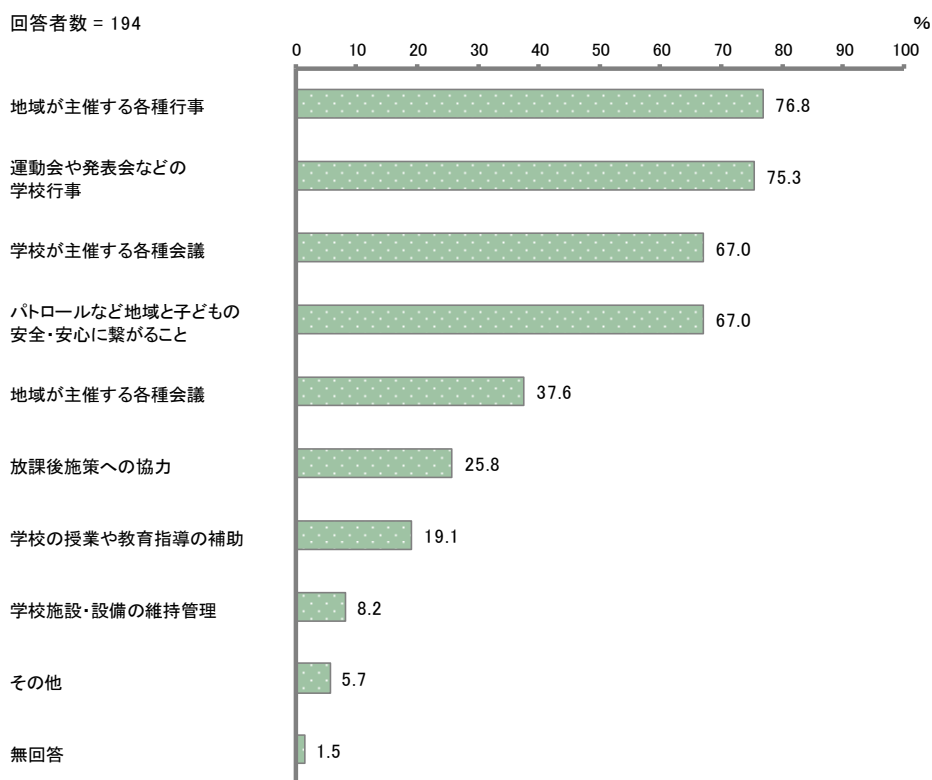
資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 39 学校と地域の連携について（中学生保護者）



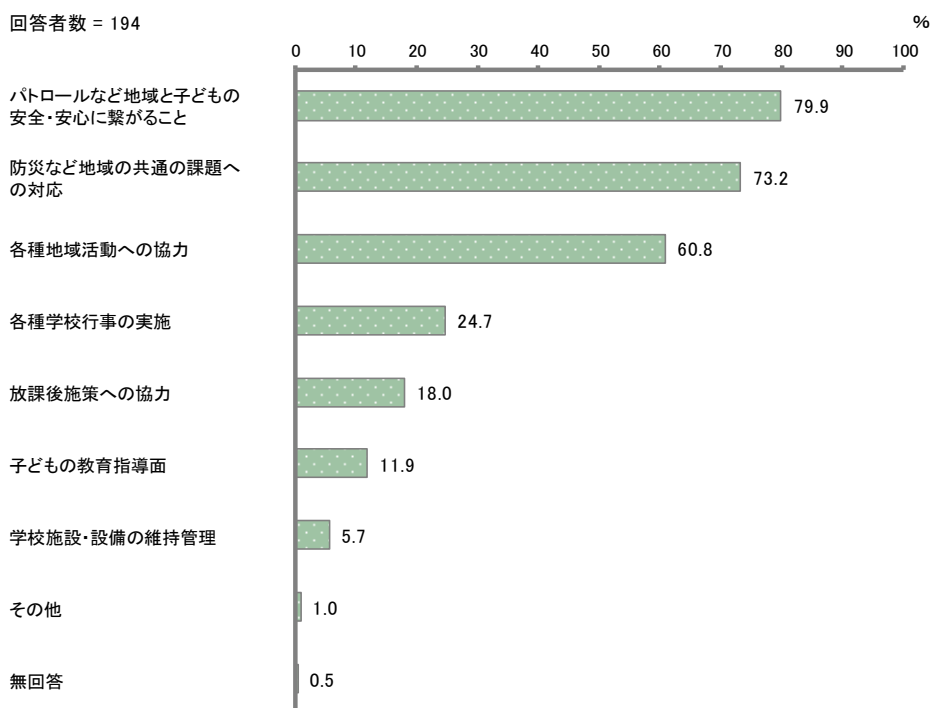
資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 40 所属する地域団体と学校とが、現在、連携・協力して行っていることについて（教育関係団体）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

図表 41 所属する地域団体と学校とが、今後、連携・協力してできることについて（教育関係団体）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

施策（1）地域ぐるみで学校を支援する仕組みづくり

■方向性

子供たちが地域の協力を得て成長していくことができる体制の充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めます。

また、豊島区の地域にあったコミュニティ・スクール^{※1}の仕組みを構築することにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決できる、質の高い学校教育の実現を図ります。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 113	コミュニティ・スクール ^{※1} の導入	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることができるコミュニティ・スクール ^{※1} の導入を推進する。	指導課◎ 庶務課
重点 114	PTA活動の支援	様々な教育課題の解決には、学校と家庭との協力体制構築が重要であるため、教育委員会が小・中学校PTA連合会の活動を支援し、PTAの情報交流の促進及び活動の活性化を働きかける。	庶務課
115	学校運営連絡協議会の充実	教育目標の達成状況等について学校評価を実施し、その評価結果の妥当性について、関係者評価を行う。学校評価や関係者評価の結果を基に、校長の学校経営方針を見直し、改善を行う。評価結果を学校のホームページに掲載し、区民への周知を図る。	指導課◎ 庶務課
116	PTAと連携した「SNSルール」の活用	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験を基に改善を図る「SNSルール」を周知し、家庭や学校での指導を徹底する。	庶務課
117	としま土曜公開授業 ^{※32} の実施	保護者・地域の方への学校の取り組みを深く理解してもらうために土曜日に授業を公開する。豊島ふるさと学習等において、地域の方をゲストティーチャーとして招き、専門家から本物を学ぶ機会とする。	指導課
118	地域子ども懇談会の充実	地域の子供に関する健全育成活動や見守り活動の拠点となるために、地域・学校・家庭・行政が連携して「地域子ども懇談会」を開催している。地域の子育て力・教育力の向上のため、事業の充実を図る。	放課後対策課
119	放課後子ども教室事業の充実	小学校施設を利用し、子どもスキップの中で学習やスポーツ・文化活動などのプログラムを開催し、子供たちの豊かな人間性を育むため、指導員や安全管理員として地域の人材を活用しながら、学校や地域との連携を深める運営を推進する。	放課後対策課

【連携した取り組み例】

- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生）（子育て支援課（豊島区子ども・子育て支援事業計画））
 生後43日から小学生までの子どもを有する保護者で、子どもの預かり等の援助が必要なかた（利用会員）と、援助を行うことができるかた（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

施策（2）地域で支える教育活動の推進

■方向性

地域における学習活動を活性化し、様々な課題等に対応するとともに、地域の教育力を生かした教育活動の推進を図ります。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点	110 家庭教育推進事業の実施 【再掲】	子供たちの健全育成のために、家庭や地域、学校が連携を図りながら、家庭の教育力を高めるために、学びの場をはじめとする基盤づくりを推進する。	庶務課
	120 コミュニティ・スクール※1を活用した教育活動の充実	学校が保護者・地域住民への説明責任を果たすと同時に、教職員・保護者・地域住民がネットワークを形成し、地域教育力の活用を図っていく。	指導課◎ 庶務課
	121 インターナショナルセーフスクール（ISS）の活動による地域ネットワークの構築	地域学習や地域活動を通じた触れ合いや地域の高齢者との交流の広がりにより、地域見守りネットワークを構築する。また、地域文化の担い手として、児童・生徒の心情や行動力を育成する。	指導課

【連携した取り組み例】

- ・青少年育成委員会運営（子ども若者課（豊島区子どもプラン））
 12の地区青少年育成委員会が、地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は、各地区が行う健全育成事業への補助金支出や委員の資質向上のための研修会を実施しています。

基本施策3 地域教育力との連携

■現状と課題

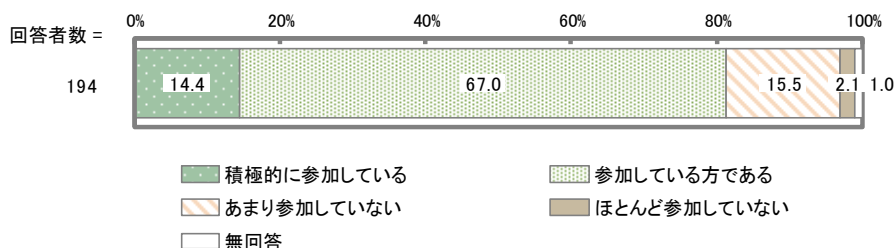
核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。

社会情勢の変化により、地域において人と人との関わり合いの中で学ぶ機会や、そうした場の確保が難しくなっています。このような変化の中、次代を担う子供たちが必要とする、多様な体験や活動を行うことができる場を地域で充実させていく必要があります。

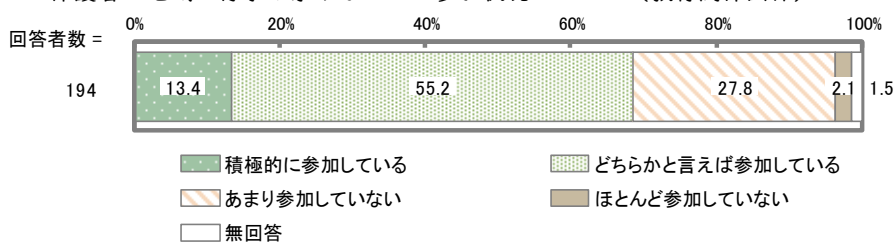
教育関係団体アンケートでは、児童・生徒が地域の行事や祭りなどに「あまり参加していない」と「ほとんど参加していない」を合わせた“参加していない”が1割半ばとなっているとともに、保護者においては“参加していない”が約3割となっています。

豊島区が保有する地域の多様な人材や企業、大学等の資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりが重要です。

図表 42 児童・生徒の地域の行事や祭りなどへの参加状況について（教育関係団体）



図表 43 保護者の地域の行事や祭りなどへの参加状況について（教育関係団体）



資料：「豊島区教育ビジョン豊島区教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

施策（1）交流機会の充実

■方向性

子供たちが同世代、異世代間で交流することに加え、地域ボランティアとの交流の活性化を図り、地域ぐるみで子供の育ちを支えます。

また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力^{※33}や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるよう機会を確保します。

■取り組み

(担当課の◎印は、中心的な所管)

No	事業名	内容	担当課
重点	122 文化財等の保存と活用	地域の文化財である伝統行事や伝統芸能、工芸技術などへの関心を高め、参加・伝承する機会を設ける。また、児童・生徒が文化財保護の理念を理解し、その保存と活用の担い手となるよう、学校向けパンフレットを作成する。	庶務課
	123 都市型環境教育の推進	児童・生徒の地球環境への関心を高めるために、庁舎を活用することや「学校の森」を活用した育樹を継続して行うことなどを通して、高密度都市ならではの都市型環境教育を推進する。	指導課
	124 豊島スクールスタッフ派遣事業	多様な経験や技能、資格や特技を有する地域の方々を幼稚園、小・中学校に講師として招き、豊島区の伝統・文化や芸術等に関する授業を実施する。	指導課
	125 次世代文化の担い手育成事業の実施	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図る。	指導課
	86 学習支援の充実 【再掲】	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行う。	指導課

【連携した取り組み例】

- ・子ども地域活動支援事業（子ども若者課（豊島区子どもプラン、豊島区子ども・若者計画））
中高生センタージャンプの利用者に対して、地域社会の大事な担い手として地域活動に参加できるように、保育園での子育て体験や高齢者施設での介護体験などのボランティアの機会を提供し、参加促進の支援等を行います。
- ・小中高等学校へのアーティスト派遣プログラムの実施（文化デザイン課（豊島区文化政策推進プラン））
区内の小、中、高等学校にさまざまなジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。
- ・生涯学習センター機能の整備（学習・スポーツ課（豊島区生涯学習推進計画））
計画の基本理念である「つどう・つながる・つなげる・つくりだす」を具体化するため、区民の地域での学びあいを支援する生涯学習センター機能を充実させます。
- ・新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化（福祉総務課（豊島区地域保健福祉計画））
「地域区民ひろば等を活用した福祉コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり」や「地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり」を進めます。

施策（２）大学・企業との連携

■方向性

地域の大学、企業、NPO、社会教育施設などとの協働により、多様な教育資源を確保するとともに、持続可能な社会^{※16}づくりに向けた教育推進事業の取り組み（SDGs）の実践を促進します。これらの取り組みを通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会^{※16}づくりの担い手を育みます。

■取り組み

（担当課の◎印は、中心的な所管）

No	事業名	内容	担当課
重点 126	豊島法人会や関係機関との連携	「将来の生き方」や「望ましい勤労観・職業観」の育成に関わる指導の一層の充実を図るために、豊島法人会や関係機関と連携して、職場体験や出前授業などを実施する。	指導課
重点 25	能代市との教育連携【再掲】	区内小・中学校の教員を能代市立小・中学校に派遣するなど、能代市の教育について学ぶ機会を設け、学んだことを区内教員に普及する。また、豊島区の教育実践について能代市と豊島区の教員で意見交換し、豊島区の授業改善に資するとともに、「豊島ふるさと学習」の充実につなげる。	指導課
127	区内の大学との教育連携	豊島区と連携している区内の大学を中心に、教職を目指す学生等を指導補助者として受け入れ、人的資源の確保、学校の活性化、特色ある学校づくりを推進する。また、教育課題などに関する研修会などを実施し、教員の授業力向上を図る。	指導課
128	民間団体と連携した運動教室の実施	地域の民間企業と連携をとり、オリンピック・パラリンピアン等による実技指導を中心とした運動教室を実施し、運動スポーツへの関心を高める。	指導課

【連携した取り組み例】

・豊島こども大学（子ども若者課）

「豊島区を知る、創る、楽しむ」ことを目的に立教大学の教授や学生が企画し、子どもたちが様々な体験や学習に取り組んでいます。

計画の推進に向けて

1 計画を推進するための体制強化

子供の健やかな育ちのためには、学校と家庭、地域の人々が子育てや教育について理解を深め合い一体となって取り組みを進めていくことが重要です。また、一人一人の子供が自分らしく成長できるように、地域団体や大学などとの交流により、異年齢や異世代の方々との関わり、様々な交流や体験を積むことも必要です。

一方で、区の子ども福祉に関する事業は子ども家庭部や保健福祉部で所管しており、事業活用が十分でない面もあることから、今後は、積極的に制度の活用を図り、これまで以上に強力な連携体制を構築していくことが重要です。

また、豊島区の就学前教育にかかる体制は、幼稚園や保育所等の施設によって所管が細かく分かれていることから、区民目線の分かりやすい組織体制、効果的な情報提供等が行えるよう、福祉・保健・教育等関係分野の横断的な連携を進めていきます。

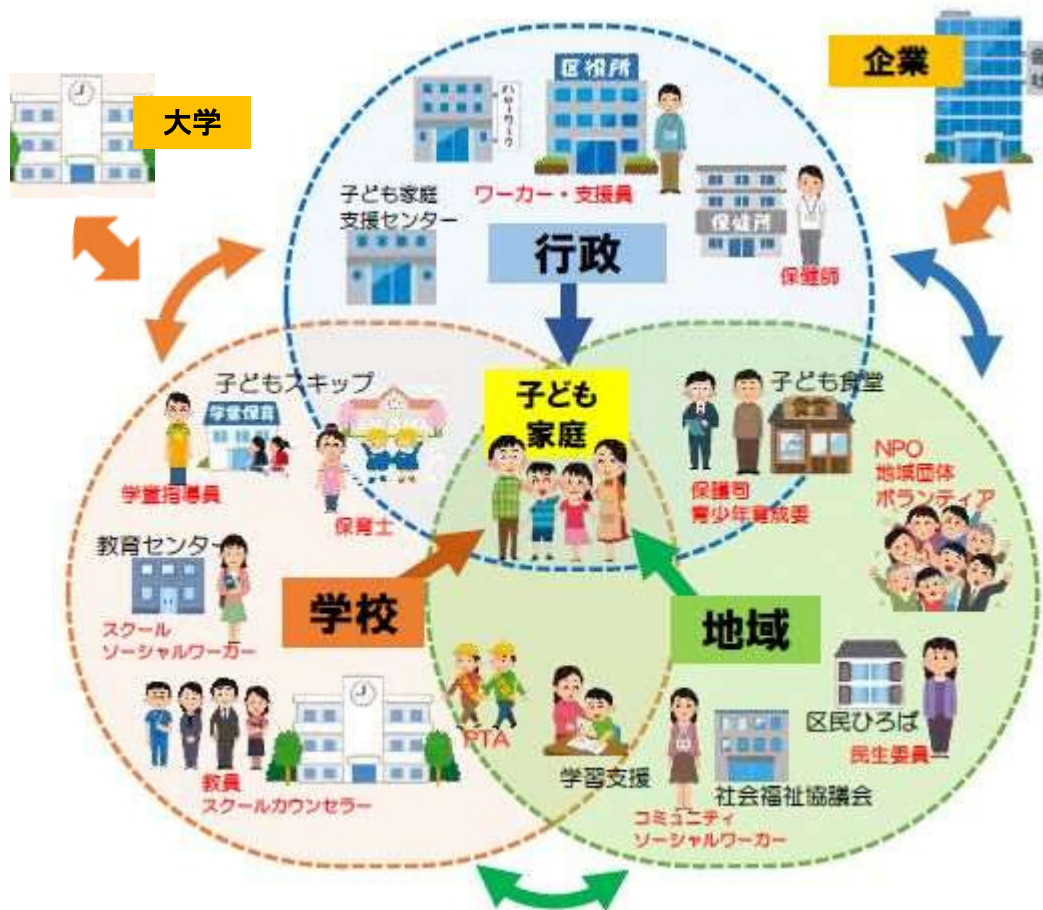
図表 44 他施策との連携イメージ



2 子供をとりまく地域応援ネットワーク

教育委員会と学校は、本ビジョンの推進にあたって、子供を見守り育てる体制を強化するために積極的に行政関係部署、PTA、地域団体や大学などと連携し、地域の応援ネットワークを広げていきます。

図表 45 連携イメージ



出典：平成 30 年 3 月 豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書

3 計画の進行管理

本計画をより実行性のあるものとするためには、適切な進行管理が不可欠です。

進行管理に際しては、重点施策を中心に、有識者や区民の方で組織する「教育に関する事務の点検・評価委員会」において、各年度にその執行状況の点検と評価を行います。

また、区が実施する事務事業評価や施策評価などの行政評価を活用し、施策の改善につなげていきます。



資料編

I 用語解説

(※1) コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組みのこと。

(※2) 生きる力

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

(※3) 特別の教科 道徳

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となる。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況等に関する評価が行われるようになる。

(※4) カリキュラム・マネジメント

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

(※5) 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

(※6) 消滅可能性都市

「日本創成会議」人口減少問題検討分科会が、2010年の国勢調査を基に試算し、2040年時点で20～39歳の女性人口が半減し、存続が困難になると予測されている自治体を「消滅可能性都市」として、人口1万人をきる523の自治体を発表した。

豊島区も「消滅可能性都市」 にリストアップされ、発展可能としとして対策を講じている。

(※7) 心理検査

学校生活における児童・生徒一人一人の意欲や満足度、ソーシャルスキル、及び学級集団の状況を質問紙によって測定するもの。

(※8) スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒をとりまく環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

(※9) 豊島ふるさと学習プログラム

教育都市としまのコンセプトである「学ばせたいまち、住み続けたいまち」の実現のために学習する本区固有の学習プログラム。「環境教育プログラム」「歴史・文化教育プログラム」「心と体のプログラム」等を系統的・継続的に学習し、ふるさとを愛する心情をはぐくみ、ふるさとで学んだことが国際人として誇れるようにすることをねらいとしている。

(※10) ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

(※11) 学習情報センター

学校図書館は、「読書センター」と「学習情報センター」という2つの機能をもち、児童・生徒の主体的な学習活動の支援や、情報の収集・選択・活用能力を育成する等、学校教育の中核的な役割を果たす。

(※12) 豊島の森

新庁舎の10階に、豊島区古来の植生を再現したビオトープ、森、川のせせらぎをつくり、草花や昆虫、水辺の生物を観察できるようにした森。豊島区全体の自然環境について理解を深めるための自然ミュージアムであり、区内の緑化地との緑のネットワークの拠点となる。

(※13) 校務支援システム

教職員が校務用のパソコンを用いて、児童・生徒の出欠情報や成績情報、保健情報、教育課程の実施状況など校務に関する情報の入力・作成・管理を一律に行うシステムのこと。データの効率的な活用や安全な保管、各種資料作成の省力化などを図る。

(※14) 豊島ふくろう・みみずく資料館

南池袋小学校内に同校落成と同時に開館。故飯野徹雄氏が収集したふくろう・みみずく関連資料の寄贈を契機とし、その後、福井章二郎コレクション・斉藤みね子コレクション・松浦千誉コレクション等の寄贈を受け現在にいたる。現在の所蔵数、約15,000点。

(※15) 教師力

教師の教育指導に関する力量のこと。優れた教師の3つの要素として、①教職に対する強い情熱、②教育の専門家としての確かな力量、③総合的な人間力を挙げている。
(平成17年10月26日中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」)

(※16) 持続可能な社会

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

(※17) 合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

(※18) 就学支援シート

就学前の特別な支援を要する幼児について、保育園や幼稚園、療育機関等における生活の様子を指導者と保護者が協力して記入・作成するシート。就学先の小学校においてよりよい支援に活用する。

(※19) 特別支援教育

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育。また、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

(※20) R & C (Reading & Communication) フェスタ

読書感想文コンクールの表彰や発表会、各学校独自の読書活動や紹介などを行う。また、中学生から読書活動と関連した英語による発表を行い、児童の英語への興味・関心を高めている。

(※21) キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

(※22) グローカル

グローバル「global」とローカル「local」からの造語。国境を越えた地球規模の視野と草の根の地域の視点で様々な問題を捉えていこうとする見方・考え方。

(※23) としまものづくりメッセ

区内の基幹産業である印刷業をはじめ、精密機器、金属製品等の製造業や独自の技術をもった区内企業などがそれぞれ優れた製品や高い技術を一堂に展示する池袋副都心の産業見本市。

(※24) 食育

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より)こと。

(※25) 位相差顕微鏡

位相差顕微鏡を活用することにより、生きたままの細菌を明暗をつけて鮮明に見ることができるとのこと。

(※26) チームステップ

区立小中学校の通常学級や区立幼稚園に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒及びその学級担任等に対する指導・助言やサポートを目的として派遣する巡回指導員の通称。

(※27) スクールカウンセラー

いじめや不登校、問題行動、児童虐待等の相談、改善、解決を図ることを目的とし、臨床心理士等の専門家を区内の全幼稚園・小中学校に派遣している。

(※28) 柚子の木教室

区立小中学校及び区内在住の不登校児童・生徒が通う教育センター内の適応指導教室。

(※29) ケース会議

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

(※30) OJT

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度など

を、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

(※31) 校務LAN

学校内及び学校間を通信回線で接続した校務事務用のネットワークのこと。

(※32) としま土曜公開授業

授業時数確保や学校公開を目的として、年間8回以上、第二土曜日を原則として、振替を実施しない土曜授業を実施している。

(※33) 生き抜く力

中央教育審議会は平成25年6月、「第2期教育振興基本計画」答申で四つの基本的方向性の第1として「社会を生き抜く力の養成」を掲げた。東日本大震災の教訓やグローバル社会の到来も踏まえ、これからの予測不能な社会に乗り出していく子どもたちは、知識をたくさん覚えていても実社会では使えないというのでは、今後の社会を「生き抜けない」という考えを打ち出した。

(※34) アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。主に発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれ、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効な方法とされる。

(※35) イングリッシュキャンプ

小・中学生を対象に、大学生の学生や留学生と英語のみを使う交流を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度の伸長を目指す。

(※36) オリンピック・パラリンピック教育

2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

2 豊島区教育ビジョン検討委員会での計画策定の経過

開催日	主な議事
第1回 平成30年7月26日	1. 次期豊島区教育ビジョン（豊島区教育振興計画）の策定方針（案）について 2. 豊島区の現状について 3. 新教育ビジョンに関するディスカッション
第2回 平成30年9月28日	1. 次期計画に向けた課題の整理と計画の方向（構想）の提示について
第3回 平成30年11月9日	1. 次期計画の体系骨子案等について
第4回 平成30年12月20日	1. 次期計画素案について
第5回 平成31年2月6日	1. 次期計画体系の見直しについて
第6回 令和元年6月13日	1. 計画（素案）について
第7回 令和元年9月13日	1. パブリックコメントについて 2. 計画（案）について

3 豊島区教育ビジョン検討委員会に関する条例及び規則

○豊島区附属機関設置に関する条例

平成26年7月7日

条例第16号

改正 平成26年12月8日条例第37号

平成27年3月20日条例第4号

平成27年7月6日条例第33号

平成28年3月18日条例第1号

平成29年3月28日条例第4号

平成29年7月13日条例第27号

平成30年3月27日条例第2号

平成30年7月10日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表担任事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表委員の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 執行機関は、必要があると認めるときは、附属機関に専門の事項を調査させるための

専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項及び第5項の規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている次の表の附属機関の欄に掲げる機関の委員又は専門委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同表附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じて、それぞれ同表任期の欄に定める日までとする。

附属機関	任期
豊島区政策評価委員会	平成27年3月31日
豊島区公の施設指定管理者審査委員会	平成27年3月31日
豊島区総合評価競争入札推進委員会	平成28年4月30日
豊島区入札監視委員会	平成26年11月30日
豊島区公共施設等総合管理方針検討委員会	平成27年3月31日
豊島区区有地活用事業プロポーザル選定委員会 (落合南長崎駅前)	平成26年9月30日
豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会	平成27年3月31日
豊島区図書館経営協議会	平成27年3月31日
豊島区福祉有償運送運営協議会	平成27年8月31日
豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会	平成27年3月31日
豊島区教育ビジョン検討委員会	平成27年3月31日

(豊島区附属機関設置に関する条例の一部改正)

- 3 豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年豊島区条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1号豊島区区有地活用事業プロポーザル選定委員会(落合南長崎駅前)の項を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年12月8日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年7月6日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月10日から施行する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年3月18日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)

の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1号に豊島区造幣局地区防災公園事業者審査委員会の項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月13日条例第27号）

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第39号）

の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表（第3条関係）

（平26条例37・平27条例4・平27条例33・平28条例1・平29条例4・平29条例27・平30条例2・一部改正）

(1) 区長の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会	豊島区アート・カルチャー都市づくりに関すること。	30人以内	2年
豊島区政策評価委員会	区の政策、施策及び事務事業に係る評価及び審査に関すること。	13人以内	委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日まで
豊島区公の施設指定管理者審査委員会	指定管理者の選考に係る評価及び審査に関すること。	15人以内	2年
豊島区公文書管理のあり方検討委員会	公文書管理計画及び公文書管理条例の策定等に関すること。	6人以内	2年
豊島区総合評価競争入札推進委員会	総合評価競争入札に係る審査に関すること。	15人以内	3年
豊島区入札監視委	入札及び契約手続に係る審査に	3人以内	2年

員会	関すること。		
池袋保健所跡地活用事業者審査委員会	池袋保健所移転後の跡地活用におけるプロポーザル方式の事業者選定に係る審査に関すること。	12人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで
豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会	区民活動支援事業補助金の交付に係る審査に関すること。	5人以内	2年
豊島区税制度調査検討会議	豊島区狭小住戸集合住宅税のあり方に関すること。	12人以内	委嘱又は任命された日から報告書が提出される日まで
豊島区観光振興プラン策定委員会	豊島区観光振興プランの策定に関すること。	15人以内	委嘱又は任命された日からプランが策定される日まで
豊島区スポーツ推進計画策定委員会	豊島区スポーツ推進計画の策定に関すること。	19人以内	委嘱又は任命された日から計画が策定される日まで
豊島区図書館経営協議会	区立図書館の運営に係る評価及び審査に関すること。	15人以内	2年
豊島区地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。	10人以内	2年
豊島区福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送に係る協議及び審査に関すること。	12人以内	2年
豊島区健康プラン推進会議	豊島区健康プランの推進に係る評価及び審査に関すること。	15人以内	2年
豊島区自殺対策計画策定委員会	地域自殺対策計画の策定に関すること。	17人以内	委嘱又は任命された日から計画が策定される日まで
豊島区民間保育所事業者選定審査会	民間保育施設におけるプロポーザル方式の事業者選定に係る審査に関すること。	5人以内	委嘱又は任命された日から事業者が選定される日まで
豊島区都市計画マ	豊島区都市計画マスタープラン	19人以内	委嘱又は任命された

スタープラン策定 検討委員会	の策定に関すること。		日からプランが策定 される日まで
池袋副都心移動シ ステム運営事業者 選定委員会	池袋副都心移動システム推進事 業における公募型プロポーザル 方式事業者選定に係る審査に関 すること。	8人以内	委嘱又は任命された 日から事業者が選定 される日まで
豊島区地域公共交 通会議	地域の実情に即した公共輸送サ ービスの実現に向けた協議に関 すること。	30人以内	2年
豊島区リノベーシ ョンまちづくり検 討委員会	豊島区リノベーションまちづく り基本構想の策定に関するこ と。	20人以内	2年
豊島区池袋駅周辺 地域再生委員会	池袋副都心の都市再生事業の推 進に関すること。	40人以内	2年
豊島区造幣局地区 防災公園事業者審 査委員会	(仮称) 造幣局地区防災公園整 備・管理運営事業における公募 型プロポーザル方式事業者選定 に係る審査に関すること。	11人以内	委嘱又は任命された 日から事業者が選定 される日まで
旧第十中学校跡地 活用等事業者審査 委員会	旧第十中学校跡地活用等事業に おけるプロポーザル方式の事業 者選定に係る審査に関するこ と。	10人以内	委嘱又は任命された 日から事業者が選定 される日まで

(2) 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
豊島区教育に関す る事務の点検・評 価委員会	教育委員会の権限に属する事務 の管理及び執行状況についての 点検及び評価に関すること。	3人以内	委嘱又は任命された 日からその日の属す る年度の末日まで
豊島区教育ビジョ ン検討委員会	豊島区教育ビジョン及び教育振 興計画の策定に関すること。	19人以内	委嘱又は任命された 日からビジョンが策 定される日まで

豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱

平成30年7月10日
教育部長決定

制定 平成26年7月4日

改正 平成30年7月10日

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区附属機関設置に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき設置する「豊島区教育ビジョン検討委員会」(以下「委員会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を豊島区教育委員会に報告する。

(1) 平成27年3月策定の「豊島区教育ビジョン2015 豊島区教育振興基本計画」の改定内容に関すること。

(2) その他豊島区教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(定数・組織)

第3条 委員の定数は条例に定めるとおりとし、次に掲げる者で組織し、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 区内関係団体代表者

(3) 公募委員

(4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、条例に定める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

(1) 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(開会・議決)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

4 豊島区教育ビジョン検討委員会委員名簿

	構成	団体名等	氏名
委員長	学識経験者	学識経験者	あかし とういち 明 石 要 一
副委員長	学識経験者	学識経験者	あきた きよみ 秋 田 喜代美
委員	学識経験者	学識経験者	つぼうち あきら 壺 内 明
委員	区内関係団体代表者	区立小学校 PTA 連合会	のまぐち ゆうぞう 野間口 雄 三
委員	区内関係団体代表者	区立中学校 PTA 連合会	もりや じんこ 守 屋 仁 子
委員	区内関係団体代表者	豊島区町会連合会	たなか えいじ 田 中 英 治
委員	区内関係団体代表者	豊島区民生委員児童委員協議会	まつうら かずよ 松 浦 和 代
委員	区内関係団体代表者	豊島区保護司会	たかの ひでのり 高 埜 秀 典
委員	区内関係団体代表者	豊島区青少年育成委員会	たなべ さだこ 田 辺 貞 子
委員	区内関係団体代表者	豊島区私立幼稚園連合会	やじま あつこ 矢 嶋 篤 子
委員	区内関係団体代表者	豊島区私立保育園園長会	たけい やすこ 武 居 裕 子
委員	公募委員	区民	わだ たけお 和 田 健 男
委員	公募委員	区民	つるおか きよえ 鶴 岡 清 恵
委員	公募委員	区民	くらもと だいすけ 倉 本 大 資
委員	関係行政機関の職員	区立小学校校長会	みやざわ はるひこ 宮 澤 晴 彦
委員	関係行政機関の職員	区立中学校校長会	やまもと せいし 山 本 聖 志
委員	関係行政機関の職員	政策経営部長	かねこ ともお 金 子 智 雄
委員	関係行政機関の職員	子ども家庭部長	たなか まりこ 田 中 真理子
委員	関係行政機関の職員	教育部長	こだま たつや 兒 玉 辰 哉

令和元年6月10日現在

5 教育に関する事務の点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとしています。

【評価：A：高い B：適正 C：低い】

(1) 平成27年度

①点検・評価の結果一覧

	実施事業	効率性	有効性
事業名称1	インターナショナルセーフスクール	A	A
事業名称2	学校図書館司書の活用	A	A
事業名称3	読書環境の整備	A	A
事業名称4	区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実	A	A
事業名称5	幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発	A	B

②点検・評価の結果

事業名称1		インターナショナルセーフスクール
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>事故やけがのデータを分析、見える化し、ハイリスク群を定めて学校・児童・保護者を含む地域対策委員会が一体となって、安全・安心な政策を打ち出し、組織的・計画的に当たっている。</p> <p>朋有小学校での取り組みが、インターナショナルセーフスクールの認証を予定している学校のみならず、全ての幼稚園及び小・中学校に活かしていくことが重要である。</p> <p>今後の新規・再認証の取得にあたり、申請時期、研修、会議等を合わせていくことで効率化を図る事などが検討されている。</p>
有効性	A	<p>多かつたけがの発生件数が、インターナショナルセーフスクールの取り組みにより3年でおおよそ半数まで減少しており、安全・安心な学校活動が定着しているといえる。</p> <p>子どもたちが楽しみながら取り組みに参加できる配慮がなされていた。これにより子どもたちの安全・安心に対する意識が芽生え、校内だけではなく校外においても、けがの減少やヘルメット着用率の増加につながった。</p> <p>事故、けがによる早退、欠席等の推移について統計、分析していくことが重要である。</p>

事業名称 2		学校図書館司書の活用
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>授業と図書館利用がリンクされていることと、それに学校図書館司書が加わることによって図書館利用の活性化につながっている。</p> <p>効率性を高めるため、学校図書館司書の委託業者との連絡会の開催、年間を通して学校図書館司書が固定化できるようにするなどの配慮をしている。</p>
有効性	A	<p>司書配置日における学校図書館の利用時間が増加しており、学校図書館司書の配置によって、子どもたちが図書に触れ、読書に親しむ機会をつくりだしている。また、取り組みにより貸出冊数も増加していて、子どもたちの読書習慣の定着に貢献している。</p> <p>学校ごとに図書利用に大きな差が生じないよう工夫が必要であると同時に、学校図書館司書を対象とした研修の充実を図るなど、子どもたちがより一層読書活動に励むことができるよう整備を進めていく必要がある。</p>

事業名称 3		読書環境の整備
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>機能的に活用できるよう各学校図書館の位置、隣接する教室の使用状況など、各学校の間取りや機能的側面を考慮しつつ、適切に整備を進めている。</p> <p>児童・生徒数の増加に伴う普通教室の追加に合わせて、実施するなど効率良く整備が進められている。</p>
有効性	A	<p>学校によって環境に大きな差が出ないように、早期の全校整備が重要である。「学習情報センター^{※11}」として整備されたことにより、アクティブ・ラーニング^{※34}を推進するために研修を行うなど、新しい学習指導要領に向けた取り組みなども行われている。</p>

事業名称 4		区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>限られた人員のなか、園児の状況を的確に把握しながら、内容の濃い預かり保育を取り組んでいる。また、学務課と幼稚園の連携がしっかりとされていて、働きやすい環境づくりができています。</p> <p>今後も利用者の増加が見込まれること及び子どもの安全面の配慮などから、職員体制の充実は重要な課題である。</p> <p>毎日のおやつ代について、他区の状況等を鑑みての値段設定ではあるが、消費税増税等の社会的な変化も考慮し、内容の充実について検討する余地はある。</p>
有効性	A	<p>預かり保育の環境が整っており、労働時間の延長といった保護者のニーズに応えられていること、利用率の増加から見ても有効性の高い事業であるといえる。</p>

事業名称 5	幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発		
視点	評価	判断理由	
効率性	A	<p>綿密な計画に基づき、教育実践の改善につながる効果的なカリキュラムが開発できている。「教育だより豊島」なども活用し、保護者との連携、協力も図れている。</p> <p>指導主事が研究会に参加し、学校現場の状況を把握するように努めるなど、効率の良い報告体制もとられている。</p>	
有効性	B	<p>幼稚園・小学校間の様々な交流によりスムーズな入学が実現していることに加え、応援団の練習に参加をした園児が、入学後に応援団員になるなど、子どもの興味・関心を引き出し、積極的な学校活動の参加につながっている。今後は、幼稚園における小学校入学に向けたアプローチカリキュラム及び小学校入学当初のスタートカリキュラムの充実・体系化を図り、幼・小の円滑な接続をより発展させる必要がある。</p> <p>幼稚園における具体的な生活習慣を身に付けさせるためには、家庭での教育も重要であるという観点から、保護者を対象とした講習などの充実を図っていく必要がある。</p>	

(2) 平成28年度

①点検・評価の結果一覧

	実施事業	効率性	有効性
事業名称 1	小学校外国語活動の充実	A	A
事業名称 2	不登校対策（SSW事業の充実）	A	A
事業名称 3	通学路における防犯カメラ	B	A
事業名称 4	放課後子ども教室事業	A	A

②点検・評価の結果

事業名称 1	小学校外国語活動の充実		
視点	評価	判断理由	
効率性	A	<p>英語の教科化を見据え、研究部会の設置、教員の研修、免許取得のための体制作りなどを既に実施している。</p> <p>イングリッシュキャンプ^{※35}で既に連携している立教大学を始め、区内7大学と連携している豊島区は実践する環境、条件が整っている。更なる充実をして頂きたい。</p> <p>平成32年に完全実施される、新学習指導要領に対応した事業を展開している。</p> <p>児童・生徒の英語力を向上させるにはALTの導入のみならず、学級・教科担任の意識の向上と、豊島区独自の教材開発などを今後さらに進める必要がある。</p>	
有効性	A	<p>イングリッシュキャンプ^{※35}、小学校1年生からの英語活動など、子供の頃からコミュニケーションがとれる環境作りに取り組んでいる。</p> <p>R&C フェスタ^{※20}など、児童・生徒が活動の成果を英語で発表する機会を設けつつ、「豊島ふるさと学習プログラム^{※9}」、「オリンピック・パラリンピック教育^{※36}」とも絡めて、英語で情報発信するなど英語活動を推進してい</p>	

		<p>る。</p> <p>幼稚園の英語遊び、小学校1年生からの英語活動、ALT講師配置など、「読む」「聞く」「話す」「書く」4観点の内「話す」「聞く」を中心に、先駆的に英語活動に取り組んでいるが、教科化した際に「読む」「聞く」が加わることのギャップについて更なる検討を継続して頂きたい。</p>
--	--	---

事業名称2		不登校対策（SSW事業の充実）
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>対応にあたって使用している登校支援シートについて、区内での転校、進学時に引き継がれることによって、効率良く長い目で子供を支援する体制がとられている。</p> <p>個人情報の取り扱いについて施錠保管、鍵付きのバッグを使用する等、配慮されている。</p> <p>現在の人員体制では申請の増加に対応しきれない場合があり、スクールソーシャルワーカー^{※8}の常勤化について検討を進める必要がある。</p>
有効性	A	<p>スクールソーシャルワーカー^{※8}がケース会議^{※29}に出席することにより、会議内容の充実も図れている。</p> <p>事業に対する学校の理解度の向上により、申請件数も年々増加している。</p> <p>学校、地域、主任児童委員、民生委員、教育センター、スクールソーシャルワーカー^{※8}で緊密な連携が取れている。</p>

事業名称3		通学路における防犯カメラ
視点	評価	判断理由
効率性	B	<p>効率良く設置するために、学校及び地域と連携をとりながら事業を進めている。</p> <p>町会等で設置をした防犯カメラの住所・地番は把握しているが、地図として整備されていない。</p> <p>警察からの照会があった際、映像データの取り出しの手順と費用負担、提供の基準などについて教育委員会として検討をしていく必要がある。</p>
有効性	A	<p>24時間稼動することによって、犯罪等の抑止力となっている。</p> <p>学校運営連絡協議会において、警察、PTA、地域住民、学校関係者にて設置箇所の検討をすることで、地域全体で子供達を見守るという意識の醸成にも役立っている。</p> <p>防犯カメラ設置後の確認については、通学路の合同点検において実施するとあるが、現在の3年サイクルでの実施から毎年の実施に向けて検討をする必要がある。</p>

事業名称4		放課後子ども教室事業
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>利用者に対してアンケート調査も実施しており、利用者の意見を反映する体制が取れている。また、参加者数も年々増加している。</p> <p>地域コーディネーターとの懇談会も定期的開催し、現場の意見も取り入れている。</p> <p>地域によって指導員の任命に苦慮している現状を鑑み、人材の確保、育成</p>

		<p>について検討を継続して進める必要がある。</p> <p>学校との緊密な連携をとることは大変重要であるが、学校の教員の多忙感が増加することの無いように連携を進める必要がある。</p> <p>現状、子ども課、教育委員会、学校と所管が複数に渡るため、事故発生時の対応などを考えると、事業・所管の一本化を進める必要がある。</p>
有効性	B	<p>民生委員、主任児童委員など、子供の問題で教育センターと係わりの強い方が地域コーディネーターをしているため、学校内とは違った地域の人の視点で子供達を見て学校、教育委員会とも連携がとれる体制ができています。</p> <p>学校だけではなく地域の特性や様々な力を生かしつつ事業を実施している。中央教育審議会でも提唱されている「チーム学校」に即した事業となっている。</p> <p>利用者の増加に伴い、学校施設の有効活用を更に進める必要がある。</p>

(3) 平成29年度

①点検・評価の結果一覧

	実施事業	効率性	有効性
事業名称1	ICT 機器整備（学習及び校務支援システム ^{※13} ）の推進と活用状況	A	B
事業名称2	特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級（固定学級）の設置	A	A
事業名称3	学校給食の状況と今後のあり方について	A	A
事業名称4	教育支援員等の配置と活用状況について	A	B

②点検・評価の結果

事業名称1		ICT 機器整備（学習及び校務支援システム ^{※13} ）の推進と活用状況
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) 植物観察など小学1年生からタブレットパソコンを良く活用している。</p> <p>(2) 将来を見据え、タッチタイピングの練習に取り組んでいる。</p> <p>(3) 実際の機器を使用してのICT機器活用研修及びICT支援員の活用事例報告会の開催、活用事例の全校への展開等、庶務課と指導課にて強力に学校をバックアップする体制がとられている。</p>
有効性	B	<p>(1) 現状での豊島区のICT環境整備は23区でも先進的と感じるが、文部科学省の教育ICT環境整備指針に基づきタブレットパソコンの3人に1台の整備、他自治体の事例を研究しながら、その後の1人に1台も検討を進めて頂きたい。</p> <p>(2) 中央教育審議会の学校における働き方改革に係る緊急提言等も踏まえつつ校務支援システム^{※13}への出退勤管理機能の付加等についても今後検討を進めて頂きたい。</p>

事業名称2		特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級（固定学級）の設置
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) 拠点校では、通級指導の教室をカーテンやパーテーションで区切るなどの工夫により、児童・生徒が集中して学習に取り組める環境が整えられている。また、特別支援教室においても、室内を分けて個別指導を</p>

		<p>行う等の取り組みも行っている。</p> <p>(2) けやき学級の潜在的な需要等、児童・生徒数の予測は困難ではあるが、学校管理職を含めた特別支援の検討組織にて引き続き検討を進める必要がある。</p> <p>(3) 限られた教員定数の中で、きめ細やかな指導を行うなど、サービス向上に努めている。</p>
有効性	A	<p>(1) 平成28年度から全区立小学校に特別支援教室を設置し、在籍校において巡回指導が受けられる体制を確立させる等、先駆的に取り組んでいる。</p> <p>(2) 巡回指導では十分な指導時間が確保できない自閉症・情緒障害等児童を対象として、けやき学級を設置するなどニーズに対応した取り組みを行っている。</p> <p>(3) 巡回指導により、児童の通学の距離、保護者の送迎などの負担軽減にもなっている。</p> <p>(4) 在籍校において、担任・巡回指導教員と保護者が直接話す機会が増加したことで、より情報共有が図りやすくなっている。</p> <p>(5) 巡回指導によって、在籍校の学級の仲間と過ごす時間が増加したことで、対象児童が学級の中で活躍、いきいきと生活できるようになった等の成果が表れている。</p> <p>(6) 特別支援教室及びけやき学級設置により、潜在的な個別の教育的ニーズを顕在化できたことが、在籍児童数の増加等の数字に表れている。</p>

事業名称3		学校給食の状況と今後のあり方について
視点	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) アレルギー除去食は別室で調理をする、担当者及び扱う食材や工程によりエプロンの色を変える等、きめ細やかな対応をとっている。</p> <p>(2) 給食室の改修中の給食提供等の課題について、使用していない学校の給食室での調理・移送といった現在の対応方法等も含めて、今後も継続して検討を進めて頂きたい。</p> <p>(3) 給食費の公会計化について、豊島区の現状のデータ化と把握、先行している他自治体を参考にするなど、学校の負担軽減に向けて議論を深めて頂きたい。</p> <p>(4) 献立、食材の発注管理等、専用のシステムを利用することで効率よく行っている。</p>
有効性	A	<p>(1) 命・健康に係わるアレルギー対応等について、学校と教育委員会が連携して全校自校方式にて実施している。</p> <p>(2) 栄養士のアレルギー部会、献立部会、衛生部会による研究、各学校の特色のある給食など、学校給食の状況を広報紙等にて区民に情報発信をすることで、より学校給食に対する理解が進むと思われる。</p> <p>(3) 区ホームページでの学校給食の紹介、学校給食運営協議会における情報発信等を今後も継続、強化を進めて頂きたい。</p>

事業名称4		教育支援員等の配置と活用状況について
視点	評価	判断理由
効率性	A	(1) 小規模校においては、教員一人あたりの校務分掌が他校に比べて2倍

		<p>近くなるため、教員の負担軽減を図るためにも各校のニーズにあった配置の検討を継続して頂きたい。</p> <p>(2) 部活動外部指導員において、区内に7つもの大学がある恵まれたともいえる環境であるが、各学校で人材確保が難しい場合など、コミュニティ・スクール^{※1}の発想で地域との連携の仕組みの整備を進めて頂きたい。</p>
有効性	B	<p>(1) 授業づくり支援員配置により小学校における学力調査のポイントが著しく上昇するなどの効果が数字として表れている。</p> <p>(2) 教員の長時間労働について、部活動顧問の2名体制化、外部指導員の配置等により教員の負担軽減に寄与している。</p> <p>(3) 各支援員の適正な配置、人材の確保などの課題がある。今後も最大限の効果を見据え、人材の確保等について継続して取り組む必要がある。</p>

(4) 平成30年度

①点検・評価の結果一覧

	実施事業	効率性	有効性
事業名称1	児童・生徒の推移と隣接校選択制について	A	B
事業名称2	学校開放事業について	A	A
事業名称3	日本語初期指導事業（通訳派遣）	A	A
事業名称4	豊島ふくろう・みみずく資料館 ^{※14} の活用	B	A
事業名称5	秋田県能代市との教育連携	A	A

②点検・評価の結果

事業名称1	児童・生徒の推移と隣接校選択制について		
視点	評価	判断理由	
効率性	A	<p>隣接校選択制が導入後の7年間のデータと、児童・生徒数の推移、予測等を活用して効率よく事業を実施している。</p> <p>制度導入当初は、より良い教育を目指して各学校が切磋琢磨することを目的としていたが、児童・生徒数の増加、学校の受入枠の限界などの問題が顕著になり、その目的が変化してきている。適正人数、教室の確保など、安定した学校運営のために選択制の仕組みを変えていくことは時代の流れとも言える。</p>	
有効性	B	<p>教育内容・活動をより充実させていくためには、学務課、指導課で連携を進める必要がある。</p> <p>現在の事業形態では、全てがうまく機能しているとは言い難く、各学校の児童・生徒数の違いなどの要因等も含めて、隣接校選択制の運用改善に向けた取り組みをさらに進めていく必要がある。</p> <p>隣接する学校において学校行事の開催日が重ならないようにするなど、兄弟で別の学校になってしまうケース等に配慮が必要である。</p> <p>どこの学校であっても子供・保護者が満足できる学習環境の整備が必要である。</p> <p>事業を有効に推進するためにも、区内全域で児童・生徒数が増加傾向にあり、教室数の不足など施設面での問題が生じることについて周知を行っていただきたい。</p>	

事業名称 2		学校開放事業について
視点	評価	判断理由
効率性	A	利用者数も多く、改築・改修など様々な問題に対しても、先を見越して事業が滞らないような工夫をしている。 開放管理員の長時間勤務、校庭開放時の見守り管理体制については引き続きの検討が必要である。
有効性	A	平成31年度に全小・中学校において実施する体育館の冷暖房整備により、夏季期間に窓を開けて利用することによる騒音苦情も解消され、登録団体にとっても環境改善になることで一層の利用促進につながることを期待される。 地域コミュニティの形成といった面からも有効な事業といえる。

事業名称 3		日本語初期指導事業（通訳派遣）
視点	評価	判断理由
効率性	A	限られた人員の中、効率良く事業を展開するために努力している。社会的情勢からも今後一層の利用者増加が見込まれるため、人的な余裕を持たせられるように検討をいただきたい。 通訳派遣において、兄弟を同じ時間で通訳を行うなどの調整をし、効率よく運営を行っている。
有効性	A	言語なくして教育は成り立たないものであることから、絶対的に継続が必要な事業である。 多種多様な文化・生活と言語への対応が増える中で、大変有効な事業である。 全ての区立幼稚園、小・中学校に外国人の園児、児童・生徒が在籍し、国籍数も28か国に及ぶなどの状況から、引き続き多国籍化への対応や検討が必要である。

事業名称 4		豊島ふくろう・みみずく資料館 ^{※14} の活用
視点	評価	判断理由
効率性	B	資料館の情報を外部に発信していくためには、教育委員会だけでは限界があると感じる。区長部局との連携、所管の見直しなどの検討をお願いしたい。 東アジア文化都市事業、図書館、庁舎内の展示物等と合わせ、積極的な情報発信を進めていただきたい。 設置場所が学校敷地内であること、また展示スペースが狭いことにより、見学者が制限されている。
有効性	A	貴重な展示物等を散逸させないためにも有効といえる。 ふるさと学習の一環として授業で見学するなど、有効に活用されている。 南池袋小学校で実施している、地元すすきみみずくの物語を教材としたふるさと学習プログラムについて、他の小学校でも活用を進めていただきたい。

事業名称 5		秋田県能代市との教育連携
視点	評価	判断理由
効率性	A	授業改善リーダーを派遣し、学んできたことを他の教員に普及させることで、授業改善と主体的、対話的で深い学びの実践に繋がっている。

		<p>能代市との連携による生徒の交流と、能代市訪問の民泊、農業体験等は、地域の生活や文化を体感する場、自然体験活動の充実、正しい勤労観の醸成にもつながっている。</p> <p>事業開始当初に比べると教師力^{※15}及び学力向上の目的の他に、互いの地域文化を伝え学びあうといった質的な内容の変化が見受けられるが、子供たちにとっては良い事業であると思われるので継続していただきたい。</p>
有効性	A	<p>全国学力一斉調査の結果においても、児童・生徒の頑張り、能代市との連携により教師力^{※15}が向上したことが表れている。</p> <p>能代市を訪問した生徒による体験報告会では、都心部と他の地域における環境の違い、農業体験における厳しさの報告の他、能代市を「第二のふるさと」、「また行きたい」といった報告がされる等、豊島ふるさと学習プログラム^{※9}として有効に機能している。</p> <p>区内では体験することが難しい農業体験等は、感受性を育み、感性を磨くといった点で有効性が高いといえる。</p>

豊島区教育ビジョン 2019
— 豊島区教育振興基本計画（第Ⅱ期） —
（2019年～2024年）

令和元年（2019年）9月

豊島区教育委員会

豊島区教育部庶務課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話番号：03-3981-1111（代表）

